

# 平成27年国勢調査

## 調査結果の利用案内

### －ユーザーズガイド－

I 調査結果の集計体系と公表時期

II 調査結果の利用方法

III 統計表のみかた

IV 国勢調査の結果で用いる用語の解説

V 平成27年国勢調査結果の分類一覧

VI 統計表の迅速な検索のしかた

VII データベースを用いた統計表の編集のしかた

参 考

平成28年3月



※ この冊子に記載している、総務省統計局ホームページや政府統計の総合窓口（e-Stat）の画面イメージ及び各種URLについては、平成27年12月現在のものであり、その後変更されることがありますので、利用の際は注意してください。

## 国勢調査結果を利用する皆様へ

国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行う国の最も重要な統計調査で、日本国内に住んでいるすべての人及び世帯を対象として5年ごとに実施しています。平成27年（2015年）に行った調査は、大正9年（1920年）の第1回から数えて20回目に当たります。

国勢調査の結果は、年齢別人口や産業・職業別人口、住居の状態別世帯数など、様々な統計として公表しており、どなたでも利用することができます。

公表した結果はすべて、総務省統計局ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）から利用することができます。また、調査結果のうち、主要なものは報告書に取りまとめて刊行し、総務省統計図書館（東京都新宿区）や都道府県立図書館等で利用することができますようにしています。

国勢調査では、様々な結果をいくつかの段階に分けて集計、公表しています。そのため、何らかの手掛かりがないと、必要な結果を見付けるのが容易でない場合があります。

この冊子は、国勢調査結果を利用される方のために、平成27年国勢調査を中心に、どのような種類の結果をいつ公表するのか、公表した結果はどのような方法で利用できるのかを解説しています。また、国勢調査結果を利用する上で必要な用語の意味や分類の定義などについても解説しています。さらに、この冊子には、数多い国勢調査結果の中から必要なものを迅速に探し出すための検索機能の使い方や、統計表の編集が可能なデータベースの使いかたなども収録しています。

この冊子が、必要な結果を容易に、また的確に利用するための手助けとなれば幸いです。

総務省統計局

# 目 次

I	調査結果の集計体系と公表時期	1
II	調査結果の利用方法	5
1	インターネットでの利用方法	5
2	報告書等での利用方法	12
III	統計表のみかた	16
1	統計表の構成	16
2	統計表の読み取りかた	17
3	不詳の取扱いについて	19
4	地域識別コード等の利用	19
IV	国勢調査の結果で用いる用語の解説	22
V	平成27年国勢調査結果の分類一覧	69
1	分類一覧について	70
2	分類一覧	71
VI	統計表の迅速な検索のしかた	97
1	検索機能の利用	97
2	検索機能の構成と使いかた	98
3	検索表	100
VII	データベースを用いた統計表の編集のしかた	127
1	データベースについて	127
2	統計表の編集のしかた	127
3	統計表の印刷のしかた	136
4	統計表のダウンロードのしかた	137
参 考		139
参考1	平成27年国勢調査の概要	139
参考2	平成27年国勢調査調査票（様式）	144
参考3	調査事項の変遷	146
参考4	各回の国勢調査報告書等一覧	148
参考5	国勢調査に関連するデータ（人口・世帯・住宅等）	171

### <センサスくん>



センサスくんは、国勢調査が赤ちゃんからお年寄りまで一人の漏れもなく調査しなければならないことから、未来の時代を担う赤ちゃんをイメージキャラクターとして平成2年国勢調査で誕生しました。

なお、「センサスくん」の名前の由来は、国勢調査を表す人口センサスからきています。

### <みらいちゃん>



みらいちゃんは、オンライン調査の全国展開に際し、オンラインによる回答を促進するための新たなイメージキャラクターとして平成27年国勢調査で誕生しました。

## I 調査結果の集計体系と公表時期

国勢調査は、国内のすべての人と世帯を対象とする大規模な統計調査であり、集計する統計表の量も膨大なものとなります。そのため、一度にまとめて集計すると、結果を利用できる時期が遅くなることから、利用度・優先度の高い統計から順にいくつかの段階に分けて結果の集計を行っています。

調査結果は、集計が完了した後、すべてインターネットを利用する方法等により公表します。平成27年国勢調査結果の集計体系と公表時期は、以下のとおりです。

集計区分	公表時期 (予定)	集計内容 (原則として全国，都道府県及び市区町村別に集計・公表) (小地域集計のみ，町丁・字等別に集計・公表)	表章 地域
<b>速報集計</b>			
人口速報集計 (要計表による人口集計)	平成28年2月	男女別人口・世帯数の速報結果	全国 都道府県 市区町村
抽出速報集計	平成28年6月	全調査事項に係る主要な結果の速報結果	全国 都道府県 人口20万 以上の市
<b>基本集計（以下すべて確定結果）</b>			
人口等基本集計	平成28年10月	人口，世帯，住居に関する基本的な事項及び外国人，高齢者世帯等に関する結果	全国 都道府県 市区町村
就業状態等基本集計	平成29年4月 <sup>(注1)</sup>	人口の労働力状態，夫婦，子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する基本的な結果	
世帯構造等基本集計	平成29年9月 <sup>(注1)</sup>	母子・父子世帯，親子の同居等の世帯の状況に関する基本的な結果	
<b>抽出詳細集計</b>			
抽出詳細集計	平成29年12月 <sup>(注1)</sup>	就業者の産業，職業小分類別構成等に関する詳細な結果	全国 都道府県 市区町村
<b>従業地・通学地集計</b>			
従業地・通学地による人口・就業状態等集計	平成29年6月	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	全国 都道府県 市区町村
従業地・通学地による抽出詳細集計	平成29年12月	従業地による就業者の産業・職業中分類別構成に関する詳細な結果	全国 都道府県 人口10万 以上の市

集計区分	公表時期	集計内容	表章地域
<b>人口移動集計</b>			
移動人口の男女・年齢等集計	平成29年 1月	人口の転出入状況に関する結果	全国 都道府県 市区町村
移動人口の就業状態等集計	平成29年 7月	移動人口の労働力状態，産業・職業大分類構成に関する結果	全国 都道府県 市区町村
<b>小地域集計</b>			
人口等基本集計に関する集計	人口等基本集計の完了後	人口，世帯，住居に関する基本的な事項の結果 <small>(注2)</small>	町丁・字等， 基本単位区，地域メッシュ
就業状態等基本集計に関する集計	就業状態等基本集計の完了後	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類構成に関する基本的な事項の結果	
世帯構造等基本集計に関する集計	世帯構造等基本集計の完了後	世帯の状況等に関する基本的な事項の結果	
従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計の完了後	従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	
移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	移動人口の男女・年齢等集計の完了後	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	

(注1) 全国の結果の公表予定時期であり，都道府県別の結果は，集計の完了したものから順次公表します。

(注2) 人口及び世帯数は基本単位区 (p. 59参照) 別にも集計を行います。

### (1) 速報集計 ～男女別人口・世帯数や主要な結果の早期提供～

速報集計は，早期公表のニーズに応えるため，調査票を基に作成した「要計表」や，一部の調査票を用いて集計します。なお，全国，都道府県，市区町村の結果を同時に公表します。

《注意点》

速報集計は，「要計表」や一部の調査票のみを用いて集計するので，後に行う基本集計（全数集計）と数値が異なることに注意が必要です。

#### ① 人口速報集計（要計表による人口集計）

人口速報集計は，市区町村別の男女別人口及び世帯数を早期に集計するものです。この結果によって，特にニーズの高い**最新の日本の人口と世帯数**を把握することができます。この集計は，特に迅速に行う必要があることから，平成27年国勢調査の調査書類として都道府県及び市区町村から提出された要計表を基に集計したものです。また，全国，都道府県及び市区町村別の人口は，官報に告示します。

#### ② 抽出速報集計

抽出速報集計は，人口，世帯構成別の世帯数，住居の状況，産業・職業別の就業者数など主要な結果を早期に集計するものです。この結果によって，**我が国の人口と世帯の全体像**を把握することができます。すべての調査項目についての集計結果を早期に提供するために，偏りが発生しないような統計的手法により抽出した全世帯の約100分の1の世帯の調査票を用いて集計します。

## (2) 基本集計 ～市区町村単位の基本的な結果の提供～

基本集計は、すべての調査票を用いて集計します。その結果は、人口等基本集計は全国及び都道府県分をまとめて公表します。また、就業状態等基本集計及び世帯構造等基本集計については、集計が完了した都道府県から順次公表し、最後に全国の結果を公表します。

### ① 人口等基本集計

人口等基本集計は、市区町村別の人口の基本属性、世帯の状況及び住居等について集計するものです。この結果によって、**地域の人口、世帯構成や住まい方、高齢化の状況**などを把握することができます。また、人口等基本集計で集計する全国、都道府県及び市区町村別の人口及び世帯数（確定数）は、官報に告示します。

### ② 就業状態等基本集計

産業等基本集計は、市区町村別の人口の労働力の状態、産業・職業（大分類）別の就業者数及び夫婦と子供のいる世帯等について集計するものです。この結果によって、**地域の産業や雇用の状況**などを把握することができます。

### ③ 世帯構造等基本集計

世帯構造等基本集計は、市区町村別の母子・父子世帯及び親子の同居について集計するものです。この結果によって、**地域の世帯の状況**などを把握することができます。

## (3) 抽出詳細集計 ～産業・職業について詳細な結果の提供～

抽出詳細集計は、市区町村別の就業者数を、産業と職業の別に小分類まで分けて詳しく集計するものです。この結果によって、**地域の産業や雇用の実態**を詳しく把握することができます。この集計は、調査票の一部を統計的手法により抽出して行っています。抽出に当たっては、どの市区町村の結果も利用に差し支えない精度を確保できるよう抽出率を決めています。集計が完了した都道府県から順次公表し、最後に全国の結果を公表します。

## (4) 従業地・通学地集計 ～人口の流入・流出、昼間人口等の提供～

従業地・通学地集計は、従業地・通学地による人口の構成や、現在住んでいる市区町村と通勤・通学先の市区町村との関係などを集計するものです。この結果によって、**昼間人口や就業者がどの市区町村に勤めているかなど**を把握することができます。

### ① 従業地・通学地による人口・就業状態等集計

### ② 従業地・通学地による抽出詳細集計

## (5) 人口移動集計 ～住居移動などの人口の動向についての提供～

人口移動集計は、人口の転出入状況や、5年前に住んでいた市区町村と現在住んでいる市区町村との関係などを集計したものです。この結果によって、**都市部への人口流入や過疎地域の人口流出などの実態**を把握することができます。

なお、人口移動集計は本来、大規模調査時に行う集計ですが、東日本大震災が与えた影響を把握するため、簡易調査の年である平成27年国勢調査でも集計することとしました。

### ① 移動人口の男女・年齢等集計

### ② 移動人口の就業状態等集計

## (6) 小地域集計 ～市区町村より小さい地域の統計の提供～

小地域集計は、全市区町村について、市区町村よりも小さい単位である町丁・字等の別に人口や世帯数などを集計するものです。また、人口及び世帯数については基本単位区（基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区）別にも集計します。この結果によって、**詳細な地域分析**を行うことができます。統計表は、(2)～(5)の集計の完了後に集計を行い、公表します。

また、上記のほか、地域メッシュその他の地域区分による集計を行います。

## 集計体系を見直しました

平成27年国勢調査では就業などに関する集計を就業状態等基本集計と世帯構造等基本集計に再編します。この再編により、これまで別々に公表していた就業者の産業構造と職業構造を就業状態等基本集計の結果で一度に利用できるようになります。

## 平成27年国勢調査の集計体系変更一覧

### 平成22年国勢調査

平成22年 集計区分		集計内容
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	人口及び世帯数の早期提供
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関する結果
	産業等基本集計	人口の労働力状態、就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果
	職業等基本集計	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果
抽出詳細集計		就業者の産業、職業別構成などに関する詳細な結果
通学地・ 従業地集計	従業地・通学地による人口・産業等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業別構成に関する結果
	従業地・通学地による職業等集計	従業地による就業者の職業別構成に関する結果
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業、職業別構成に関する詳細な結果
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果
	移動人口の産業等集計	移動人口の労働力状態、産業別構成及び教育に関する結果
	移動人口の職業等集計	移動人口の職業別構成に関する結果
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果
	産業等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業別構成に関する基本的な事項の結果
	職業等基本集計に関する集計	就業者の職業別構成等の状況に関する基本的な事項の結果
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果

### 平成27年国勢調査

平成27年 集計区分		集計内容
速報集計	人口速報集計 (要計表による人口集計)	男女別人口及び世帯数の早期提供
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯等に関する結果
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類構成などに関する結果
	世帯構造等基本集計	母子・父子世帯、親子の同居等の世帯の状況に関する結果
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類構成等に関する詳細な結果
通学地・ 従業地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類構成に関する結果
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業・職業中分類構成に関する詳細な結果
	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類構成に関する結果
	小地域集計	人口等基本集計に関する集計
就業状態等基本集計に関する集計		人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類構成に関する基本的な事項の結果
世帯構造等基本集計に関する集計		世帯の状況に関する基本的な事項の結果
従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計		常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果
移動人口の男女・年齢等集計に関する集計		5年前の常住地に関する基本的な事項の結果

## II 調査結果の利用方法

### 1 インターネットでの利用方法

国勢調査の結果は、総務省統計局及び政府統計の総合窓口（e-Stat）ホームページから利用することができます。

総務省統計局ホームページ

URL <http://www.stat.go.jp/index.htm>

政府統計の総合窓口（e-Stat）ホームページ

URL <http://www.e-stat.go.jp>

#### (1) 結果の解説・グラフなど ～結果のポイントを知りたい場合～

結果のポイントについて、表やグラフなどを交えて解説しています。

- 「平成27年国勢調査」のページ⇒「調査の結果」⇒集計体系及び結果の公表等一覧「概要等」を参照

《参考》

平成22年調査の結果についても、「平成22年国勢調査」のページから同様に利用できます。

#### (2) 統計表 ～詳しいデータを調べたい場合～

調査の結果（「I 調査結果の集計体系と公表時期」（p. 1～4）参照）を、すべてダウンロードすることができます。平成27年国勢調査統計表一覧のページへは、以下の手順で進みます。

##### 手順1 平成27年国勢調査最新結果一覧のページを表示

以下のア又はイの方法で、平成27年国勢調査最新結果一覧のページを表示します。

ア 総務省統計局ホームページの「平成27年国勢調査」のページから、

- ① 「調査の結果」にある「統計表一覧」をクリック

イ 政府統計の総合窓口（e-Stat）トップページから、

- ① 「統計データを探す」の中の「主要な統計から探す」をクリック
- ② 「国勢調査」をクリック
- ③ 「平成27年国勢調査」をクリック

## 手順2 集計区分を選択

平成27年国勢調査統計表一覧のページから、利用したい統計表が含まれる集計区分を選択します。(図は平成22年国勢調査のページ)

「全国結果」  
原則として全国の結果を掲載しています。また、一部の表については、全市区町村を一覧にした統計表を掲載します。

「都道府県結果」  
都道府県及び市区町村の結果を掲載しています。  
「+」をクリックすると、都道府県一覧が表示されます。

## 手順3 統計表を選択

統計表一覧が表示されますので、利用したい統計表の「CSV」ボタンをクリックすると、統計表が表示されます。

表番号	統計表	CSV	DB
1	人口、人口増減、面積及び人口密度 - 全国※、全国市部※、全国郡部※、都道府県※、市部※、郡部※、市町村※・旧市町村	CSV	DB
2	男女別人口及び世帯の種類(2区分)別世帯数 - 全国※、全国市部※、全国郡部※、都道府県※、市部※、郡部※、市町村※・旧市町村	CSV	DB
3-1	年齢(各歳)、男女別人口、年齢別割合、平均年齢及び年齢中位数(総数及び日本人) - 全国※、全国市部※、全国郡部※、都道府県、20大都市	CSV	DB

利用したい統計表がどの区分に含まれているかわからないときは

ア 下の表を参照してください。

イ より詳細に調べたい場合は、「集計事項」を参照してください。

利用したい統計	集計区分	公表時期(予定)
○ 男女別人口及び世帯数(速報値)	人口速報集計 (要計表による人口集計)	平成28年2月
○ 年齢・配偶関係別の人口(速報値) ○ 就業状態別の人口(速報値) ○ 単身世帯・高齢者のみの世帯の数(速報値)	抽出速報集計	平成28年6月
○ 男女・年齢・配偶関係別の人口 ○ 世帯の構成・住居の種類別の世帯数 ○ 高齢者のいる世帯数 ○ 外国人人口・外国人のいる世帯数 ○ 人口集中地区	人口等基本集計	平成28年10月
○ 就業者・非就業者、失業者の人口 ○ 産業・職業(大分類)別の就業者数	就業状態等基本集計	平成29年4月(注)
○ 母子・父子世帯数 ○ 親子が同居している世帯数 ○ 従業・通学時の世帯の状況	世帯構造等基本集計	平成29年9月(注)
○ 産業・職業の詳細な分類(小分類)でみた就業者数	抽出詳細集計	平成29年12月(注)
○ 通勤・通学先による男女・年齢別人口(昼間人口) ○ 就業者・通学者の通勤・通学先市区町村 ○ 通勤先の地域での産業別の就業者数	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	平成29年6月
○ 通勤先の地域での産業・職業(中分類)別の就業者数	従業地・通学地による抽出詳細集計	平成29年12月
○ 人口の転出入数	移動人口の男女・年齢等集計	平成29年1月
○ 5年間に住居を移動した人の就業者数や産業別の就業者数	移動人口の就業状態等集計	平成29年7月
○ 町丁・字等別の男女別人口や世帯数	小地域集計	各集計の完了後

(注) 全国の結果の公表予定時期であり、都道府県別の結果は、集計の完了したのから順次公表します。

### (3) 時系列データ等 ～過去の結果を利用したい場合～

国勢調査は、大正9年（1920年）から5年ごとに行われており、政府統計の総合窓口（e-Stat）のホームページ上で、時系列で調査結果を利用することができます。

「時系列データ」等を利用する手順は、以下のとおりです。

政府統計の総合窓口（e-Stat）トップページから、

- ① 「主要な統計から探す」をクリック
- ② 「国勢調査」をクリック
- ③ 「時系列データ」のうち利用したい集計事項をクリック

<国勢調査結果の提供データファイルについて>

調査年	提供データファイル
平成27年 平成22年	C S V形式及びデータベース <sup>(注)</sup> 形式で統計表を掲載
平成17年 平成12年	エクセル形式及びデータベース形式で統計表を掲載
昭和60年～平成7年 昭和55年（一部）	データベース形式で統計表を掲載
大正9年～昭和55年	主要な報告書について、P D F形式で掲載

(注) データベースの利用方法は、「Ⅶ データベースを用いた統計表の編集のしかた」(p. 127～)を参照してください。

### (4) 調査結果を表した地図 ～視覚的に結果を見たい場合～

国勢調査の結果を地図上に表したものを、総務省統計局ホームページでも一部を利用することができます。

#### ① 人口集中地区<sup>(注)</sup>境界図

都道府県ごとの人口集中地区の範囲を掲載した地図です。

政府統計の総合窓口（e-Stat）の「地図による小地域分析(jSTAT MAP)」でも人口集中地区境界を見ることができます。

(注)「人口集中地区」とは、国勢調査の結果を基に、都市的な地域を定めたものです。詳しくは、「Ⅳ 国勢調査の結果で用いる用語の解説」の「人口集中地区」(p. 56)を参照してください。

#### ② 都道府県・市区町村別特性図

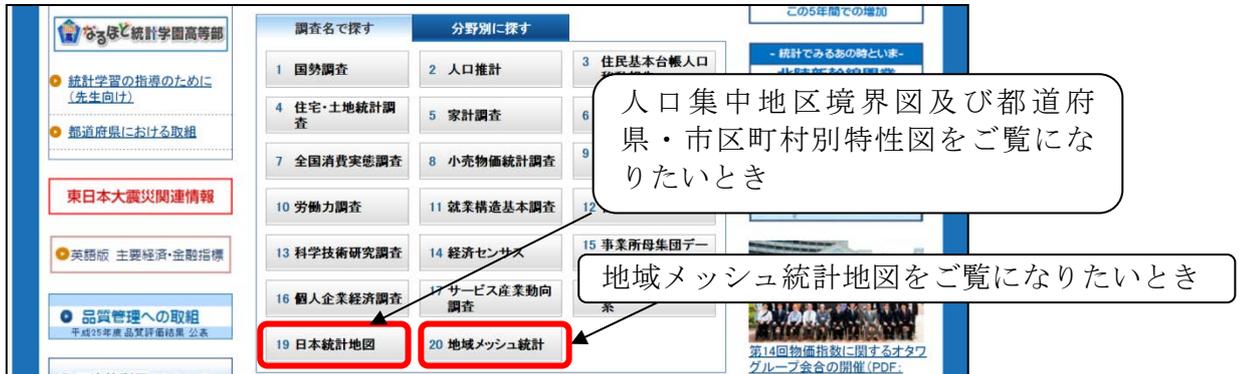
都道府県、市区町村別の主要な指標（人口増減率、人口密度等）を掲載した地図です。

#### ③ 地域メッシュ統計地図

地域メッシュ統計地図は、日本全国を緯度・経度に基づきすき間なく網の目（メッシュ）に区切り、その区域ごとに色分けして人口などの情報を表した地図です（p. 61参照）。地域間の比較に便利です。

これらの地図を利用する手順は、以下のとおりです。

手順1 総務省統計局ホームページの「調査名で探す」から、  
人口集中地区境界図及び日本統計地図は、「日本統計地図」をクリック  
地域メッシュ統計地図は「地域メッシュ統計」をクリック



手順2-1 人口集中地区境界図及び日本統計地図は、左側の囲みから「国勢調査」を選択し、利用したい項目をクリック



手順2-2 地域メッシュ統計地図は、左側の囲みから「地域メッシュ統計の集計結果」を選択し、国勢調査の地域メッシュ統計地図をクリック



## (5) 統計データと地図を組み合わせて利用するツール

～地図上に結果を表したものを独自に作りたい場合～

政府統計の総合窓口（e-Stat）から利用できる「統計GIS<sup>(注)</sup>」を用いて、以下のよう  
な分析や地図の編集ができます。

- ① 国勢調査の町丁・字等別の小地域統計データと地図データとを組み合わせること  
により、地理的な分析を地図上で視覚的に行うことができます。
- ② 約1キロメートル四方となる「基準地域メッシュ」及び約500メートル四方となる  
「2分の1地域メッシュ」、さらに一部の地域については約250メートル四方となる  
「4分の1地域メッシュ」に基づいて「地域メッシュ統計」を編集することもでき  
ます。
- ③ 小地域統計データ（町丁・字等別）をダウンロードすることもできます。

なお、「国勢調査統計表一覧」にも小地域集計の統計表を掲載しています。

(注) GIS（地理情報システム）とは、デジタル化された地図データと、統計データや位置、空間に  
関する情報などを統合的に扱うシステムです。

このツールを利用する手順は、以下のとおりです。

手順1 政府統計の総合窓口（e-Stat）トップページから、「地図で見る統計（統計  
GIS）」をクリック



手順2 「地図で見る統計（統計GIS）」の各項目が表示されるので、利用したい  
項目をクリック

<p>▶ <b>地図に表す統計データ</b></p> <p>さまざまな統計情報を地図上に表示し、グラフ表示や統計値の集計をします。統計情報の詳細 (統計項目選択⇒地域選択⇒地図操作画面)</p>	<p>地理的な分析を行うとき 地域メッシュ統計を編集するとき</p>
<p>▶ <b>データダウンロード</b></p> <p>各種データをダウンロードします。各種データの詳細は <a href="#">こちら</a> (統計項目選択⇒地域選択⇒ダウンロード画面)</p>	<p>小地域統計データ（町丁・字等別） 及び地域メッシュ統計データをダウ ンロードするとき</p>
<p>▶ <b>市区町村合併情報</b></p> <p>2つの時点間の市区町村合併情報を地図上で確認します。 (時点設定⇒地域選択⇒合併状況確認画面)</p>	<p>平成12年10月1日以降の市区町村合 併情報をご覧になりたいとき</p>
<p>▶ <b>操作解説</b></p> <p>操作手順をHTML及びアニメーションで説明します。</p>	

《参考》

○jSTAT MAPについて

統計局と統計センターでは、「統計におけるオープンデータの高度化」の一環として、インターネット上で利用できる地図による小地域分析（jSTAT MAP）を提供しています。jSTAT MAPは、登録をすればどなたでも無償で利用できます。

手順 政府統計の総合窓口（e-Stat）トップページから、「GIS機能 地図による小地域分析（jSTAT MAP）」をクリック



## 2 報告書等での利用方法

国勢調査の結果は、インターネット等により公表した後、主な結果を収録した報告書を刊行します。また、調査結果の解説や、主要な結果を視覚的に表した地図も刊行します。

報告書等は、総務省統計図書館のほか、都道府県立図書館などで閲覧できます。

### (1) 平成27年国勢調査報告

「平成27年国勢調査報告」とは、全国、都道府県別、市区町村別の結果及び人口集中地区の結果のうち、主なものを収録したもので、インターネット等により全国結果を公表した3～5か月後に刊行します。それぞれの報告書の種類、収録統計表の主な内容及び刊行予定時期は、下の表のとおりです。

#### 平成27年国勢調査報告の構成（予定）

報告書の種類	収録統計表の主な内容	刊行予定時期
第1巻 人口・世帯総数	*全国、都道府県別、市区町村別の人口・世帯数・面積 *人口集中地区の人口・世帯数・面積 (過去の結果も一部収録)	平成29年3月
第2巻 人口等基本集計結果 その1 全国編 その2 都道府県・市区町村編（12分冊）	*人口の男女・年齢・配偶関係別構成 *世帯の構成・住居の状態 *高齢者世帯の状況 *外国人のいる世帯の状況	平成29年3月
第3巻 就業状態等基本集計結果 その1 全国編 その2 都道府県・市区町村編（12分冊）	*人口の労働力状態別構成 *夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成	平成29年9月
第4巻 世帯構造等基本集計結果 その1 全国編 その2 都道府県・市区町村編（12分冊）	*母子・父子世帯の状況 *親子の同居の状況	平成30年1月
第5巻 抽出詳細集計結果 その1 全国編 その2 都道府県・市区町村編（12分冊）	*産業・職業の詳細な分類（小分類） でみた就業者の構成	平成30年5月
第6巻 I 従業地・通学地による人口・就業状態等集計結果 その1 全国編 その2 都道府県・市区町村編（12分冊）	*従業地・通学地による人口（昼間人口）の男女・年齢別構成 *就業者・通学者の従業地・通学地 *従業地による就業者の産業・職業（大分類）別構成	平成29年10月

報告書の種類	収録統計表の主な内容	刊行予定時期
第6巻 II 従業地・通学地による抽出詳細集計結果 全国・都道府県編	*従業地による就業者の産業・職業（中分類）別構成	平成30年5月
第7巻 人口移動集計結果 その1 全国編 その2 都道府県・市区町村編（12分冊）	*人口の転出入状況及び世帯の移動類型に関する結果 *移動人口の労働力状態，産業・職業大分類別構成	平成29年11月
最終報告書 日本の人口・世帯（上巻・下巻）	*過去の調査結果を含め，国勢調査の結果を総合的に取りまとめたもの	平成31年3月

- (注) 1 各巻には，主要な統計表に人口集中地区の結果も併せて収録しています。また，第2巻の都道府県・市区町村編の各分冊には，その都道府県内の市区町村の境界図とともに，各市区町村の人口集中地区の境界図を付けています。
- 2 「平成27年国勢調査報告」の第2巻～第7巻に収録する統計表の一覧及び各巻に収録しない統計表の一覧については，平成27年国勢調査結果の「集計事項一覧」を参照してください。
- 3 都道府県・市区町村編はそれぞれ12分冊となっていますが，地域の編成区分は表のとおりを予定しています。

分冊	掲載する都道府県
北海道・東北Ⅰ	北海道，青森県，岩手県
東北Ⅱ	宮城県，秋田県，山形県，福島県
関東Ⅰ	茨城県，栃木県，群馬県
関東Ⅱ	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県
中部Ⅰ	新潟県，富山県，石川県，福井県，山梨県
中部Ⅱ	長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近畿Ⅰ	滋賀県，京都府，大阪府
近畿Ⅱ	兵庫県，奈良県，和歌山県
中国	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
四国	徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州Ⅰ	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県
九州Ⅱ・沖縄	大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県

- 4 第1巻には，平成22年国勢調査の調査日の翌日（平成22年10月2日）から平成27年国勢調査の調査日までの間における市区町村の廃置分合・境界変更・名称変更の一覧を付しています。同様の一覧は，第2巻の各都道府県・市区町村編にも付しています。

## (2) 抽出速報結果報告書

平成27年国勢調査の結果を早期に利用できるように、偏りが発生しないような統計的手法により抽出した、全世帯の約100分の1の世帯の調査票を用いた集計結果（抽出速報集計）のうち、主なものを収録したものです。

### 平成27年国勢調査 抽出速報結果報告書（予定）

報告書の種類	収録統計表の主な内容	刊行予定時期
平成27年国勢調査抽出速報集計結果	*人口の男女・年齢・配偶関係別構成 *人口の労働力状態別構成 *就業者の産業（小分類）・職業（小分類）別構成 *世帯の構成・住居の状態	平成28年9月

（注）全国の結果のほか、各都道府県（21大都市を含む。）の主要な統計表も併せて収録する予定です。

## (3) 解説シリーズ

「解説シリーズ」とは、国勢調査の結果をインターネット等により公表した後に、過去の調査と比較した結果や解説を加えた報告書です。

### 平成27年国勢調査 解説シリーズの構成（予定）

報告書の種類	内容の概略	刊行予定時期
ライフステージでみる日本の人口・世帯	日本の人口及び世帯について、ライフステージ別に解説したもの	平成29年3月
我が国人口・世帯の概観	我が国の人口及び世帯の地域分布、構造及びそれらの動向を分析、解説したもの	平成30年2月
POPULATION AND HOUSEHOLDS OF JAPAN	我が国の人口及び世帯の地域分布、構造及びそれらの動向を英語で分析、解説したもの	平成30年7月

（注）解説シリーズの構成は、報告書の名称を含め、変更することがあります。

#### (4) 地図シリーズ

「地図シリーズ」とは、国勢調査の結果のうち、人口集中地区の境界や、市区町村別の主要な指標等を地図上で視覚的に表したものです。

#### 平成27年国勢調査 地図シリーズの構成（予定）

報告書の種類	内容の概略	刊行予定時期
我が国の人口集中地区	我が国の人口集中地区について、人口、面積及び境界図を、また、準人口集中地区について、人口及び面積を収録したもの <sup>(注)</sup>	平成29年3月
日本人口地図帳	国勢調査の結果による市区町村別の主要な指標（人口増減率、人口密度等）を、地図上で視覚的に表したもの	平成29年以降 順次

(注)「人口集中地区」及び「準人口集中地区」とは、国勢調査の結果を基に、都市的な地域を定めたものです。詳しくは、「IV 国勢調査の結果で用いる用語の解説」の「人口集中地区」及び「準人口集中地区」(p. 56)を参照してください。

#### (5) 調査区の境界把握に用いる調査区地図・調査区一覧表

国勢調査の調査区地図及び調査区一覧表は、市区町村内の町丁・字等別の地域範囲や調査区の境界確認に用いるものです。これらは、所定の手続を行った上で、総務省統計図書館及び都道府県、市区町村の統計主管課で閲覧できます。

#### (6) 過去の報告書、CD-ROM等

過去の調査結果を収録した報告書やCD-ROM等は、総務省統計図書館のほか、都道府県立図書館などで閲覧できます。

報告書等	閲覧できる場所
平成22年以前の国勢調査の報告書等 (詳しくは、「参考4 各回の国勢調査報告書等一覧」(p. 148～)を参照してください。)	総務省統計図書館 都道府県立図書館
平成12年、平成17年及び平成22年の国勢調査の結果を収録したCD-ROM	総務省統計図書館 都道府県、市区町村の統計主管課
平成7年以前の国勢調査の結果プリント、マイクロフィルム及びCD-ROM	総務省統計図書館

総務省統計図書館の連絡先は、以下のとおりです。

総務省統計図書館      〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1  
TEL 03(5273)1132  
URL <http://www.stat.go.jp/library/index.htm>

### Ⅲ 統計表のみかた

#### 1 統計表の構成

統計表の構成には、その内容により様々なものがありますが、一般的に以下のような構成になっています。

##### (1) インターネット上の統計表（CSV形式）

※大項目	地域コード	地域	平成22年人口	平成17年(組替)人口	平成17年～22年の人口増減数	平成17年～22年の人口増減率(%)	人口の都道府県別割合(%)	人口密度(1km <sup>2</sup> 当たり)	世帯数
			2022	2017(組替)	増減数	率(%)	割合(%)	2022	2017(組替)
0 a		全国	128,056,026	127,767,994	288,032	0.2	100.0	343	51,951,513
1 b		全市部	116,153,998	115,503,691	650,307	0.6	90.7	537	47,672,722
2 b		郡部	11,902,028	12,264,303	-362,275	-3.0		76	4,278,791
1000 a		北海道	5,507,456	5,627,737	-120,281	-2.1		70	2,424,073
2000 a		青森県	1,373,164	1,436,657	-63,493	-4.4		142	513,311
3000 a		岩手県	1,330,530	1,385,041	-54,511	-3.9		87	483,971
4000 a		宮城県	2,347,975	2,360,218	-12,243	-0.5		322	901,254
5000 a		秋田県	1,085,878	1,145,501	-59,623	-5.2		93	390,335

##### (2) 報告書等の統計表

地域		人口		平成17年～22年の人口増減(一は減少) Population change, 2005-2010 (- decrease)		人口の都道府県別割合(%)	人口密度(1km <sup>2</sup> 当たり)	世帯数	
平成22年	平成17年(組替)	実数	率(%)	Percentage of total population	Population density (per km <sup>2</sup> )	平成22年	平成17年(組替)		
								2010	2005 (readjusted)
全国	Japan	128,056,026	127,767,994	288,032	0.2	100.0	343	51,951,513	49,566,305
全市部	All shi	116,153,998	115,503,691	650,307	0.6	90.7	537	47,672,722	45,360,720
郡部	All gun	11,902,028	12,264,303	-362,275	-3.0		76	4,278,791	4,205,585
01 北海道	Hokkaido	5,507,456	5,627,737	-120,281	-2.1		70	2,424,073	2,380,251
02 青森県	Aomori-ken	1,373,164	1,436,657	-63,493	-4.4		142	513,311	510,779
03 岩手県	Iwate-ken	1,330,530	1,385,041	-54,511	-3.9		87	483,971	483,926
04 宮城県	Miyagi-ken	2,347,975	2,360,218	-12,243	-0.5		322	901,254	865,200
05 秋田県	Akita-ken	1,085,878	1,145,501	-59,623	-5.2		93	390,335	383,038

#### 解説

- ① 表題…どの事項について集計したのかを示します。
- ② 表章地域…どの地域を表章しているのかを示します。
- ③ 表頭(ひょうとう)…表題のうち、統計表の上部の見出しの部分です。
- ④ 表側(ひょうそく)…表題のうち、統計表の左側の見出しの部分です。
- ⑤ 表体(ひょうたい)・こま(セル)…表頭・表側に対応する数値が入る部分です。個々の数値が記載される部分を「こま」あるいは「セル」といいます。
- ⑥ 表側頭(ひょうそくとう)…表側の事項が何であることを表す部分です。

#### 《注意点》

ア 表章地域において「全国※」、「都道府県※」のように「※」の表示がある場合、当該地域における人口集中地区についても表章してあることを示します。

利用する際は、その表が全域を表章しているのか、人口集中地区を表章しているのか、注意が必要です。

イ 表体・こまの「-」は該当数値がないもの、「0.0」は単位未満の数値であることを示します。

## 2 統計表の読み取りかた

### ポイント

統計表を読み取るには、表頭と表側に、それぞれどのような項目が示されているかを確認した上で見ていきます。

#### 例 1) 北海道市部の一般世帯数を知りたい場合

	人口 総数	人口 男	人口 女	世帯数 総数	世帯数 一般世帯	世帯数 施設等の世帯
全国	128057352	62327737	65729615	51950504	5182307	108197
全国 市部	116156631	56569051	59587580	47670906	4754615	96291
全国 郡部	11900721	5758686	6142035	4279598	427692	11906
北海道	5506419	2603345	2903074	2424317	2418305	6012
北海道 市部					1985185	4051
北海道 郡部	1057059	507042	550017	435081	433120	1961
札幌市	1913545	896850	1016695	885848	884750	1098
札幌市 ① 中央区	220189	99791	120398	120741	120596	145
札幌市 北区	278781	132481	146300	127440	127291	149
札幌市 東区	255873	122154	133719	118939	118804	135

- ① 表側の「北海道市部」から右に見ていきます。
- ② 表頭の「世帯数 一般世帯」から下に見ていきます。
- ③ 表頭と表側が交差する「1985185」が、北海道市部の一般世帯数になります。

#### 例 2) 配偶者がいる女性のうち、30～34歳の就業者数を知りたい場合

(表頭や表側に、複数の項目が含まれている例)

### メモ

表頭や表側に複数の項目が含まれている場合、表頭の場合は複数段のうち最上段から下へ向かって順番に、表側の場合は表側頭に表章してある項目の順番に見ていきます。

第2-1表 労働力状態(8区分), 配偶関係(4区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上人口(総数, 日本人及び雇用者)一全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市

配偶関係(4区分) 男 女 年齢(5歳階級)	総数	労働力人口					非労働力人口				労働力 状態 「不詳」	
		総数	就業者	うち雇用者(役員を含む)			完全 失業者	総数	家事	通学		その他
総数												
① 有配偶												
② 15歳～19歳												
③ 30歳～34歳												
			④									
												⑤

- ① 表側から配偶関係「有配偶」を探します。
- ② その中に含まれる男女のうち、「女」を探します。
- ③ さらにその中に含まれる「30～34歳」から右に見ていきます。
- ④ 表頭の「労働力人口」に含まれる「就業者」の「総数」から下に見ていきます。
- ⑤ 表頭と表側が交差する値が、結婚している女性のうち、30～34歳の就業者総数になります。

《 注 意 点 》

① 総数	労働力人口					非労働力人口				労働力 状態 「不詳」		
	② 総数	③ 総数	就業者			うち雇業者(役員を含む)  (就業者に同じ)	完全 失業 者	総数	家事		通学	そ の 他
			主に 仕事	家事的 ほか 仕事	通学の かたわら 仕事							

例2の統計表の表頭には、「総数」が①～③まで連続して表章項目として記載されています。これらの違いは、以下のとおりです。

- ① この欄が最上段であることから、この統計表の表章対象である15歳以上人口の「総数」です。
- ② この欄の上の欄にある「労働力人口」の「総数」です。
- ③ この欄の上の欄にある「就業者」の「総数」です。

例3) 神奈川県大和市在住者のうち東京都及び新宿区で働く就業者数を知りたい場合  
(表側の表章事項が1種類であるが、何段階かの階層になっている例)

第3表 常住地による従業・通学市区町村，男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数(15歳未満通学者を含む通学者—特掲)—全国，都道府県，市区町村

常住地による 従業・通学市区町村	総 数				男  (同左)	女  (同左)
	総 数	15歳以上 就業者	15歳以上 通学者	(別掲) 15歳未満通学者 を含む通学者		
① 大 和 市 当地に常住する 就業者・通学者  自市町村で従業・通学 自区で従業・通学 自 宅 自 宅 外		④				
② 他市区町村で従業・ 通学 県 内 ⋮ 他 県 ⋮ 東 京 都 千代田区 ⋮ 新 宿 区 ⋮						
③						
③'						

- ① 表側から、常住地である「大和市」を表章している部分を探します。
- ② 従業・通学市区町村が、「自市区町村で従業・通学」と「他市区町村で従業・通学」に分かれています。ここでは、大和市以外に従業・通学している人が含まれる「他市区町村で従業・通学」を探します。
- ③ 「他市区町村で従業・通学」は、「県内」と「他県」に分かれているので、「他県」を確認し、中にある「東京都」及び「新宿区」から右に見ていきます。
- ④ 表頭の「総数」のうち、「15歳以上就業者」から下に見ていきます。
- ⑤ 表頭と表側が交差する値が、大和市在住者のうち、東京都又は新宿区で働く就業者数です。

### 3 不詳の取扱いについて

集計結果には、調査票に未記入や誤記入がある場合や、調査票に記入された内容の分類が不可能である場合、「不詳」として取り扱うものが存在します。平成27年国勢調査では、不詳数を原則として分類事項の最後に表章しています。

(注) 内訳の一部のみを表章している場合は、不詳を表章していない場合があります。

また、年齢別割合、労働力率などの割合・比率を算出する際は、分母となる総数から不詳数を除いて算出しています。

### 4 地域識別コード等の利用

インターネットに掲載した平成27年国勢調査結果の統計表の一部については、都道府県・市区町村名と地域コード（市区町村を5桁の番号で表したもの）のほかに、表側の都道府県及び市区町村に「地域識別コード」を付与しています。このコードを用いて、市区町村等の抜き出しや並び替えを行うことにより、利用目的に応じた地域ごとの比較・分析を行うことができます。

地域識別コードの種類とそのコードが示す地域は、以下のとおりです。

コード	地域	コード	地域
a	全国・都道府県	0	東京都23区及び政令指定都市の区
b	市部・郡部	1	東京都特別区部及び政令指定都市
c	支庁・振興局・郡	2	政令指定都市以外の市
d	人口集中地区	3	町村
		9	平成12年(2000年)現在の市区町村

### 例1) 都道府県計, 市部計等が含まれている統計表から, 都道府県計のみを抜き出す

① 表頭の行を選択します。

② 「データ」タブ内の「フィルタ」をクリックします。

③ 「地域識別コード」右のドロップダウンリストを選択し、「a」のみを選択します。

※大項	地域	地域識別コード	境域年	境域年	2000	人口 平成22年 (a)	人口 平成17年(組)	平成17年～22年の人口増減率	平成17年
昇順(S)	2010	2000	全国	12807352	127767994	289358	0.226471		
降順(O)	2010	2000	全国 市部	116156631	115503691	652940	0.565298		
色で並べ替え(I)	2010	2000	全国 都部	11900721	12264303	-363582	-2.96465		
"地域識別コード" からフィルタをクリア(C)	2010	2000	北海道	5506419	5627737	-121318	-2.15572		
色フィルター(L)	2010	2000	北海道 市	4449360	4503624	-54264	-1.2049		
数値フィルター(E)	2010	2000	北海道 郡	1057059	1124113	-67054	-5.96506		
検索	2010	2000	札幌市 中	1913545	1880863	32682	1.737607		
検索	2010	2000	札幌市 北	220189	202801	17388	8.573922		
検索	2010	2000	札幌市 東	278781	272877	5904	2.163612		
検索	2010	2000	札幌市 東	255873	253996	1877	0.738988		
検索	2010	2000	札幌市 白	204259	201307	2952	1.466417		
検索	2010	2000	札幌市 豊	212118	209428	2690	1.284451		
検索	2010	2000	札幌市 南	146341	153021	-6680	-4.36541		
検索	2010	2000	札幌市 西	211229	207329	3900	1.881068		
検索	2010	2000	札幌市 厚	128492	129720	-1228	-0.94685		
検索	2010	2000	札幌市 手	139644	137601	2043	1.484728		
検索	2010	2000	札幌市 清	116619	112783	3836	3.401222		
検索	2010	2000	函館市	279127	294264	-15137	-5.14402		
検索	2000	(旧 200		285357	278584	-13227	-4.74794		
検索	2000	(旧 309		3128	3496	-368	-10.5263		
検索	2000	(旧 346		9552	4112	-5440	-56.8444		

- ① 表頭の行を選択します。
- ② 「データ」タブ内の「フィルタ」をクリックします。
- ③ 「地域識別コード」右のドロップダウンリストを選択し、「a」のみを選択します。

④ 市部計等のデータが表示されなくなり, 都道府県計だけの数値が表示されます。

※大項	地域	地域識別コード	境域年	境域年	2000	人口 平成22年 (a)	人口 平成17年(組)	平成17年～22年の人口増減率	平成17年	
7	11	0	a	2010	2000	全国	12807352	127767994	289358	0.226471
10	14	1000	a	2010	2000	北海道	5506419	5627737	-121318	-2.15572
273	277	2000	a	2010	2000	青森県	1373339	1436657	-63318	-4.40732
368	372	3000	a	2010	2000	岩手県	1330147	1385041	-54894	-3.96335
453	457	4000	a	2010	2000	宮城県	2348165	2360218	-12053	-0.51067
551	555	5000	a	2010	2000	秋田県	1085997	1145501	-59504	-5.19458
644	648	6000	a	2010	2000	山形県	1168924	1216181	-47257	-3.88569
702	706	7000	a	2010	2000	福島県	2029064	2091319	-62255	-2.97683
820	824	8000	a	2010	2000	茨城県	2969770	2975167	-5397	-0.1814
941	945	9000	a	2010	2000	栃木県	2007683	2016631	-8948	-0.44371
1011	1015	10000	a	2010	2000	群馬県	2008068	2023996	-15928	-0.78896
1106	1110	11000	a	2010	2000	埼玉県	7194556	7054382	140174	1.987049
1234	1238	12000	a	2010	2000	千葉県	6216289	6056462	159627	2.63895
1343	1347	13000	a	2010	2000	東京都	13159388	12576611	582777	4.633816
1416	1420	14000	a	2010	2000	神奈川県	9048331	8791587	256744	2.920337
1491	1495	15000	a	2010	2000	新潟県	2374450	2431459	-57009	-2.34464
1641	1645	16000	a	2010	2000	富山県	1093247	1111729	-18482	-1.66246
1687	1691	17000	a	2010	2000	石川県	1169788	1174026	-4238	-0.36098
1748	1752	18000	a	2010	2000	福井県	806314	821592	-15278	-1.85956
1803	1807	19000	a	2010	2000	山梨県	863075	884515	-21440	-2.42393
1888	1892	20000	a	2010	2000	長野県	2150440	2106114	44326	2.05522

- ④ 市部計等のデータが表示されなくなり, 都道府県計だけの数値が表示されます。

地域識別コードのほかにも, この統計表のH列には, 各地域の人口が入っています。この数字を並べ替える(ソート)ことにより, 統計表の行の順番を変えることも可能です。

## 例2) 平成22年人口の少ない地域順で表示する

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1	2							第1表 人口、人口増減(平成17年～22年)、面積及び人口密度 - 全国※、都道府県※、市町			
2	3							Table 1. Population, Population Change (2005-2010), Area and Population Density - Japan※、			
3	4							to21-01.0001	to21-01.0002	to21-01.0003	to21-01.0004
4	8							0	0	0	0
5	9							0	0	0	0
6	※大項	地域コード	地域識別	境界年	境界年(2000)			人口 平成22年(a)	人口 平成17年(組巻)	平成17年～22年の人口増減率	平成17年～22年の人口増減率
7	11	0	a	2010	2000	全国		128057352	127767994	289358	0.226471
8	12	1	b	2010	2000	全国 市部		116156631	115503691	652940	0.565298
9	13	2	b	2010	2000	全国 郡部		11900721	12264303	-363582	-2.964655
10	14	1000	a	2010	2000	北海道		5506419	5627737	-121318	-2.15572
11	15	1001	b	2010	2000	北海道 市		4449360	4503624	-54264	-1.2049
12	16	1002	b	2010	2000	北海道 市		1057059	1124113	-67054	-5.98506
13	17	1100	1	2010	2000	札幌市		1913545	1880863	32682	1.737607
14	18	1101	0	2010	2000	札幌市 中		220189	202801	17388	8.573922
15	19	1102	0	2010	2000	札幌市 北		278781	272877	5904	2.163612
16	20	1103	0	2010	2000	札幌市 東		255873	253996	1877	0.738988
17	21	1104	0	2010	2000	札幌市 東		204259	201307	2952	1.466417
18	22	1105	0	2010	2000	札幌市 豊		212118	209428	2690	1.284451
19	23	1106	0	2010	2000	札幌市 南		146341	153021	-6680	-4.38541
20	24	1107	0	2010	2000	札幌市 西		211229	207329	3900	1.881088
21	25	1108	0	2010	2000	札幌市 厚		128492	129720	-1228	-0.946655
22	26	1109	0	2010	2000	札幌市 手		139644	137601	2043	1.484728
23	27	1110	0	2010	2000	札幌市 清		116619	112783	3836	3.401222
24	28	1202	2	2010		函館市		279127	294264	-15137	-5.14402
25	29	1202	9		2000	(旧2005)		265357	278584	-13227	-4.74794
26	30	1202	9		2000	(旧3005)		3128	3496	-368	-10.5263

① 並べ替えを行いたい「人口 平成22年」右のドロップダウンリストを選択し、「昇順」をクリックします。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1	2							第1表 人口、人口増減(平成17年～22年)、面積及び人口密度 - 全国※、都道府県※、市町			
2	3							Table 1. Population, Population Change (2005-2010), Area and Population Density - Japan※、			
3	4							to21-01.0001	to21-01.0002	to21-01.0003	to21-01.0004
4	8							0	0	0	0
5	9							0	0	0	0
6	※大項	地域コード	地域識別	境界年	境界年(2000)			人口 平成22年(a)	人口 平成17年(組巻)	平成17年～22年の人口増減率	平成17年～22年の人口増減率
7	2417	23563	9	2000	(旧5605)			140	208	-68	-32.6923
8	3604	38205	9	2000	(旧3005)			173	205	-32	-15.6098
9	1417	13402	3	2010	青ヶ島村			201	214	-13	-6.07477
10	3635	38356	9	2000	(旧3405)			228	278	-50	-17.9856
11	1813	19201	9	2000	(旧3405)			287	347	-60	-17.2911
12	1409	13362	3	2010	利島村			341	308	33	10.71429
13	1414	13382	3	2010	御蔵島村			348	292	56	19.17808
14	1644	15586	3	2010	粟島浦村			366	438	-72	-16.4384
15	2159	21401	9	2000	(旧4005)			378	924	-546	-59.0909
16	2959	30341	9	2000	(旧3405)			384	514	-130	-25.2918
17	1825	19208	9	2000	(旧3305)			397	470	-73	-15.5319
18	3133	32528	9	2000	(旧5205)			401	460	-59	-12.8261
19	3713	39364	3	2010	大川村			411	538	-127	-23.6059
20	4397	46303	3	2010	三島村			419	462	-44	-9.52381
21	2160	21401	9	2000	(旧4005)			421	509	-88	-17.2888
22	2877	29207	9	2000	(旧4405)			427	609	-182	-29.8851
23	1849	19211	9	2000	(旧3205)			442	521	-79	-15.1631
24	4494	47356	3	2010	渡名喜村			450	531	-79	-14.8776
25	2066	21203	9	2000	(旧6005)			474	665	-191	-28.7218
26	2991	30427	3	2010	北山村			486	570	-84	-14.7368

② 人口の少ない地域順に表示されます。

<参考>

都道府県・市区町村の地域コードの番号については、「統計に用いる標準地域コード」

(URL : [http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/9-5.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/9-5.htm))

を参照してください。

## IV 国勢調査の結果で用いる用語の解説

※ 索引は、用語の項目順と、五十音順の2通りあります。

※ 平成22年国勢調査から、変更になったものについては **27年変更** ,  
新たに表章することとなったものについては, **新規表章** と  
表示してあります。

### 索引① 用語の項目別

1	人口の基本属性に関する用語	
	人口	26
	人口重心	28
	面積と人口密度	28
	人口性比	29
	年齢・平均年齢・年齢中位数	29
	配偶関係	30
	国籍	30
2	世帯・家族の属性に関する用語	
	世帯の種類	32
	世帯主・世帯人員	35
	世帯の家族類型	36
	3世代世帯	37
	母子世帯・父子世帯	37
	高齢単身世帯・高齢夫婦世帯	38
	外国人のいる世帯の類型	38
	世帯の経済構成	39
3	住宅・居住地に関する用語	
	住居の種類	40
	住宅の所有の関係	40
	持ち家率	41
	住宅の建て方	41
4	労働・就業の状態に関する用語	
	労働力状態・労働力率	42
	従業上の地位	44
	産業	45
	職業	46
	社会経済分類	46
5	世帯の移動に関する用語	
	居住期間	50
	5年前の常住地	50
	世帯の移動類型	51

6	従業地・通学地に関する用語	
	通勤者・通学者	52
	従業地・通学地	52
	従業・通学時の世帯の状況	54
7	地域区分に関する用語	
	都道府県・市区町村	55
	市部・郡部	55
	大都市	55
	人口集中地区など	56
	大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村	57
	キロ圏・距離帯	59
	基本単位区	59
	町丁・字等	61
	地域メッシュ	61
	都市計画の地域区分	65
	<b>【参考】</b> 大規模調査時のみの調査項目に関する用語	
	教育	66
	延べ面積	67
	利用交通手段	68

## 索引② 五十音順

### 【い】

一部世帯員が移動の世帯	51
一戸建	41
一般世帯	32

### 【お】

主に仕事	43
------	----

### 【か】

核家族以外の世帯	36
核家族世帯	36
家事	43
家事のほか仕事	43
家族従業者	44
家庭内職者	44
完全失業者	43

### 【き】

基本単位区	59
休業者	43
給与住宅	40
教育	66
共同住宅	41
居住期間	50
キロ圏・距離帯	59

### 【け】

現住所	50
県内他市区町村（5年前の常住地）	50
県内他市区町村（従業地・通学地）	52

### 【こ】

公営の借家	40
高校・旧中	66
高齢単身世帯	38
高齢夫婦世帯	38
国外	50
国籍	30
国内（5年前の常住地）	50
5年前の常住地	50
雇用者	44

### 【さ】

在学か否かの別	66
在学学校・未就学の種類	67
在学者	66
最終卒業学校の種類	66
産業	45
3世代世帯	37

### 【し】

市区町村	55
自市区町村内	50
自市内他区（5年前の常住地）	50
自市内他区（従業地・通学地）	52
施設等の世帯	32
自宅で従業	52
自宅外の自市区町村で従業・通学	52
市部・郡部	55
死別	30
社会経済分類	46
就業者	43
従業上の地位	44
従業地・通学地	52
従業地・通学地による人口	53
従業・通学時の世帯の状況	54
住居の種類	40
住宅	40
住宅以外	40
住宅の所有の関係	40
住宅の建て方	41
周辺市町村	57
主世帯	40
準人口集中地区	56
準世帯	33
小学校・中学校	66
常住地による人口	52
職業	46
人口	26
人口重心	28
人口集中地区	56
人口性比	29
人口密度	28
親族のみの世帯	36

### 【せ】

正規の職員・従業員	44
世帯員の移動者がいない世帯	51
世帯人員	35
世帯主	35
世帯の移動類型	51
世帯の家族類型	36
世帯の経済構成	39
世帯の種類	32
全世帯員が移動の世帯	51

**【そ】**

卒業生	66
その他（住宅の建て方）	41
その他（労働力状態）	43
その他の世帯（従業・通学時の世帯の状況）	54

**【た】**

第1次産業	46
大学・大学院	67
第3次産業	46
大都市	55
大都市圏・都市圏	57
第2次産業	46
他県（5年前の常住地）	50
他県（従業地・通学地）	52
他市区町村で従業・通学	52
短大・高専	66
単独世帯	36

**【ち】**

地域メッシュ	61
昼間人口, 昼夜間人口比率	53
中心市	57
町丁・字等	61

**【つ】**

通学	43
通学のかたわら仕事	43
通勤・通学者のみの世帯	54

**【て】**

転出, 転入	51
--------	----

**【と】**

都市計画の地域区分	65
都市再生機構・公社の借家	40
都道府県	55

**【な】**

長屋建	41
-----	----

**【に】**

21大都市	55
-------	----

**【ね】**

年齢	29
年齢中位数	29

**【の】**

農林漁業就業者世帯	39
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	39
延べ面積	67

**【は】**

パート・アルバイト・その他	44
配偶関係	30

**【ひ】**

非就業者	42
非就業者世帯	39
非親族を含む世帯	36
非農林漁業就業者世帯	39
非労働力人口	43

**【ふ】**

父子世帯	37
父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）	38
普通世帯	33

**【へ】**

平均年齢	29
平成12年市町村	55

**【ほ】**

母子世帯	37
母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）	38

**【ま】**

間借り	40
-----	----

**【み】**

未婚	30
未就学者	66
民営の借家	40

**【め】**

面積	28
----	----

**【も】**

持ち家	40
持ち家率	41

**【や】**

夜間人口	52
役員	44
雇人のある業主	44
雇人のない業主	44

**【ゆ】**

有配偶	30
-----	----

**【り】**

離別	30
流出人口, 流入人口	53
利用交通手段	68

**【れ】**

連合人口集中地区	56
----------	----

**【ろ】**

労働者派遣事業所の派遣社員	44
労働力状態	42
労働力人口	43
労働力率	44

## 1 人口の基本属性に関する用語

### 人口

(1) 国勢調査で調査した人口は、調査年の10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口です。（昭和20年の人口を掲載している場合は、同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）

(2) 日本国内に常住する外国者は、基本的に調査の対象としましたが、次の者は調査の対象から除外しています。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

(3) 調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。ここで「常住している」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっていることをいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している」とみなしています。

#### 《注意点》

次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している」とみなして、その場所で調査しています。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校若しくは第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は療養所に入院、入所している者で引き続き3か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

#### <過去の人口の定義>

人口についての定義は、昭和30年以降の調査では上記のとおりですが、25年以前の調査では以下のようになっています。

##### ○ 昭和25年

調査した人口は「常住人口」ですが、常住の判定の基準となる居住期間を6か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査しています。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査しています。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する者とみなして、その船舶で調査しています。

なお、「現在人口」も調査し、集計しています。

##### ○ 大正9年～昭和22年

調査した人口は「現在人口」です。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、外交使節団等の構成員も含めたすべてを調査しています。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後4日以内（昭和20年及び22年は2日以内）に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

昭和20年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった人及び外国人（韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有する者を除く。）を、22年は外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等を、調査の対象から除外しています。

昭和15年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるとしないを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査しています。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」を集計しています。

#### <沖縄県の人口>

沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、50年の調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府が、25年から45年まで、5回の国勢調査を行っています。昭和40年及び45年調査では各年10月1日午前零時現在、25年、30年及び35年調査では各年12月1日午前零時現在の人口です。この間の沖縄県における調査の「人口」の定義は以下のようになっています。

##### ○ 昭和30～45年

調査した人口は「常住人口」です。昭和30年の調査では、常住基準となる居住期間を4か月とし、35年以降の調査では3か月としています。

また、調査の対象から除外したものは次のとおりである。

- (1) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- (2) 琉球住民でないもので、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在するもの及びその家族
- (3) 軍事施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者並びにその子となっている琉球人

##### ○ 昭和25年

調査した人口は「現在人口」です。

また、調査の対象から除外したものは次のとおりである。

- (1) 連合軍の将兵及び連合軍に付属し、又は随伴する者並びにその家族
- (2) 連合軍最高司令官が任命又は承認した使節団の構成員及びその家族
- (3) 連合政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにその家族

## 人口重心

「人口重心」とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

人口重心は、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出しています。

(注) 平成12年調査までは、市町村役場の位置に市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出していましたが、平成17年調査から、市町村合併の進展を踏まえ、より精緻に算出する観点から、上記の方法に変更しました。

市区町村、都道府県及び全国の人口重心は、次の計算により算出しています。

### (1) 市区町村の人口重心

$$x = \frac{\sum w_i x_i \cos(y_i)}{\sum w_i \cos(y_i)}$$

$$y = \frac{\sum w_i y_i}{\sum w_i}$$

$x, y$  : 人口重心の経度, 緯度

$x_i, y_i$  : 基本単位区ごとの面積の中心点の経度, 緯度 (注)

$w_i$  : 基本単位区ごとの人口

(注) 上式の計算に用いた基本単位区の緯度, 経度は、総務省統計局が保有する地理情報システムであるセンサス・マッピング・システム (CMS) に登録されている基本単位区境界情報 (約2,500分の1の地形図) 上で測定しています。

### (2) 都道府県の人口重心

都道府県の人口重心は、(1)で求めた市区町村の人口重心の経度, 緯度を  $x_i, y_i$  とし、市区町村の人口を  $w_i$  として(1)の計算式で算出しています。

### (3) 全国の人口重心

全国の人口重心は、(2)で求めた都道府県の人口重心の経度, 緯度を  $x_i, y_i$  とし、都道府県の人口を  $w_i$  として(1)の計算式で算出しています。

## 面積と人口密度

○ 統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

平成22年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していました。しかし、平成26年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成27年調査では、国土地理院の公表する面積を用いています。

なお、人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域（平成27年調査では歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及び竹島）の面積を除いて算出しています。

- 平成12年市町村（合併該当市区町村における12年10月1日当時の市区町村）の面積は、12年調査の集計で用いた面積（平成12年全国都道府県市区町村別面積調及び統計局で推定した境界未定地域の面積）を用いています。このため、平成12年市町村別の面積を合計しても、現在（合併後）の市区町村面積とは一致しないことに留意が必要です。
- 人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

#### < 沖縄県の面積 >

沖縄県の面積のうち昭和25年は琉球列島軍政本部が、30年～45年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書によっています。

### 人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

### 年齢・平均年齢・年齢中位数

#### (1) 年齢

「年齢」は、平成27年9月30日現在の満年齢を基に集計しています。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は0歳としています。

< 過去の年齢の定義 >

昭和35年調査までは、調査日現在による満年齢を基に集計しています。また、昭和15年及び22年の調査では、満年齢のほかに数え年の集計も行っています。

#### (2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計（年齢「不詳」を除く。）}} + 0.5$$

#### ※ 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。

つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。

そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものです。

#### (3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

## 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者
死別	妻又は夫と死別して独身の者
離別	妻又は夫と離別して独身の者
配偶関係 「不詳」	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

## 国籍 27年変更

### 平成27年変更内容

区分が、インドを加えた12区分となりました。また、中区分・詳細区分の結果を基本集計で公表することとしました。

平成27年調査では、国籍を「日本」のほか、外国人について以下のように区分しています。  
 12区分－「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、  
 「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」  
 中区分（28区分）－その国籍を有するものが2,000人以上いる国  
 詳細区分（195区分）－平成27年10月1日現在の日本承認国

調査年	基本集計	特別集計	追加集計
平成22年	11区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、 「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、 「ペルー」、「その他」	-	35区分 190 区分
平成17年	11区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、 「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、 「ペルー」、「その他」	34区分 186区分	-
平成12年	10区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南 アジア、南アジア」、「イギリス」、「アメ リカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」	44区分 186区分	-

平成7年	10区分 「韓国, 朝鮮」, 「中国」, 「フィリピン」, 「タイ」, 「フィリピン, タイ以外の東南 アジア, 南アジア」, 「イギリス」, 「アメ リカ」, 「ブラジル」, 「ペルー」, 「その他」	41区分 180区分	-
平成2年	6区分 「韓国, 朝鮮」, 「中国」, 「アメリカ」, 「フィリピン」, 「東南アジア, 南アジア のその他」, 「その他」	31区分 151区分	-
昭和60年 以前	4区分 「韓国, 朝鮮」, 「中国」, 「アメリカ」, 「その他」	-	-

《注意点》

昭和35年及び40年の沖縄県の調査では、「韓国, 朝鮮」が「その他」に含まれています。  
二つ以上の国籍を持つ人の扱いは、以下のとおりです。

調査年	国籍
昭和55年以降	① 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」 ② 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に 記入された国
昭和30年～50年	調査票の国名欄の最初に記入された国 <昭和40年における例外> 調査票に記入された国の中に ① 韓国, 朝鮮があるとき…「韓国, 朝鮮」 ② 韓国, 朝鮮がなく, 中国があるとき…「中国」
昭和25年調査	「その他」

## 2 世帯・家族の属性に関する用語

### 世帯の種類

昭和60年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
<b>一般世帯</b>	<p>ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者</p> <p>ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。</p> <p>イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者</p> <p>ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍，独身寮などに居住している単身者</p>
<b>施設等の世帯</b>	
<b>寮・寄宿舍の学生・生徒</b>	<p>学校の寮・寄宿舍で起居を共にし，通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)</p>
<b>病院・療養所の入院者</b>	<p>病院・療養所などに，すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)</p>
<b>社会施設の入所者</b>	<p>老人ホーム，児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)</p>
<b>自衛隊営舎内居住者</b>	<p>自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)</p>
<b>矯正施設の入所者</b>	<p>刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)</p>
<b>その他</b>	<p>定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)</p>

<過去の世帯の定義>

昭和55年以前の調査では、世帯の定義は次のようになっています。

○ 昭和55年

昭和55年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分しています。

区分	内容								
普通世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めています。								
準世帯	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）</td> </tr> <tr> <td>会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）</td> </tr> <tr> <td>寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）</td> </tr> <tr> <td>病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）</td> </tr> <tr> <td>社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）</td> </tr> <tr> <td>自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）</td> </tr> <tr> <td>矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）</td> </tr> <tr> <td>その他（世帯の単位：一人一人）</td> </tr> </tbody> </table>	間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）	会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）	寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）	病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）	社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）	自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）	矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）	その他（世帯の単位：一人一人）
間借り・下宿などの単身者（世帯の単位：単身者一人一人）									
会社などの独身寮の単身者（世帯の単位：単身者一人一人）									
寮・寄宿舎の学生・生徒（世帯の単位：棟ごと）									
病院・療養所の入院者（世帯の単位：施設ごと）									
社会施設の入所者（世帯の単位：棟ごと）									
自衛隊営舎内居住者（世帯の単位：調査単位ごと）									
矯正施設の入所者（世帯の単位：調査単位ごと）									
その他（世帯の単位：一人一人）									

なお、昭和60年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55年調査での普通世帯、準世帯との対応関係は以下のとおりです。

**一般世帯、施設等の世帯と、普通世帯、準世帯との区分の対応関係**

	一般世帯	施設等の世帯
普通世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住居と生計を共にしている人の集まり</li> <li>○ 一戸を構えて住んでいる単身者</li> </ul>	
準世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 間借り・下宿などの単身者</li> <li>○ 会社などの独身寮の単身者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寮・寄宿舎の学生・生徒</li> <li>○ 病院・療養所の入院者</li> <li>○ 社会施設の入所者</li> <li>○ 自衛隊営舎内居住者</li> <li>○ 矯正施設の入所者</li> <li>○ その他</li> </ul>

○ 昭和35年～50年

昭和35年～50年の調査における世帯の定義は、55年調査と次の点で異なっています。

(1) 単身の住み込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としています。

(2) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍・独身寮などで、起居を共にしている単身者は、その寄宿舍・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和55年調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としています。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としています。

《注意点》

昭和40年調査は、準世帯の内訳を調査していないため、一般世帯と施設等の世帯に区分することができないことから、時系列比較ができません。

○ 昭和30年

昭和30年調査の世帯の定義は、35年～50年調査と次の点で異なっています。

(1) 単身の住み込みの営業使用人はすべて、雇主の普通世帯に含めています。

(2) 間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者は、一人一人を準世帯とせず、棟ごとにまとめて一つの準世帯としています。

○ 昭和25年

昭和25年調査の世帯の定義は、単独世帯（p.36参照）の世帯主を「一人の準世帯」としてのことのみ30年調査と異なっています。

なお、普通世帯と一人の準世帯を合わせて「一般世帯」として表章しています。

○ 大正9年～昭和22年

大正9年～昭和22年における世帯の定義は、30年調査と次の点で異なっています。

①いわゆる素人下宿の単身下宿人は下宿主の普通世帯に含めています。

②間借り自炊している単身者は間借主とは別の普通世帯としています。

《注意点》

昭和22年以前の調査では、現在地方式によって人口を把握しているため、例えば、10月1日午前零時をはさんで旅行中の人は、旅館宿泊者の準世帯として把握しています。

**世帯の定義の変遷：大正9年～平成27年**

区 分		大正9年 ～昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年 ～50年	昭和55年	昭和60年以降
単 独 世 帯 の 世 帯 主		普通世帯	一人の準世帯	普 通 世 帯		普通(単独)世帯	一般世帯
二人以上の普通世帯の世帯主 世帯主の親族 単身の同居人 単身の住み込みの家事使用人		普 通 世 帯					一般世帯
単身の住み込み 営業使用人	5人以下の場合	雇 主 の 普 通 世 帯			雇主の普通世帯	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
	6人以上の場合				まとめて一つの 準世帯		
素人下宿の 単身の下宿人	1人だけの場合	下 宿 主 の 普 通 世 帯	一 人 の 準 世 帯			一人の一般世帯	
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯	一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯	
間借り自炊 する単身者	1人だけの場合	間貸主とは 別の普通世帯	一 人 の 準 世 帯			一人の一般世帯	
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯	一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯	
下宿屋に下宿している単身者		ま と め て 一 つ の 準 世 帯			一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯
会社などの独身寮(寄宿舎)		ま と め て 一 つ の 準 世 帯				一人一人を 一つの準世帯	一人一人を 一つの一般世帯
学 校 の 寄 宿 舎 病 院 ・ 療 養 所 社 会 施 設 船 舶 旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊 矯 正 施 設		ま と め て 一 つ の 準 世 帯					まとめて一つの 施設等の世帯

(注)「まとめて一つ」とは、個々の準世帯及び施設等の世帯において住居、棟などにまとめるという意味です。

< 沖縄県の世帯 >

沖縄県の調査で用いた世帯の定義のうち、本土と異なるのは昭和35年調査における次の点のみです。

- ① 普通世帯と住居を共にし、生計を別にしてしている単身の同居人、間借り人、4人以下の単身の下宿人及び営業使用人は、一人一人を一つの普通世帯としています。
- ② 準世帯は、「その他の世帯」として表章されており、この中には、普通世帯と住居を共にし、生計を別にしてしている単身の家事使用人（一人一人を一つの世帯）と5人以上の下宿人及び営業使用人（まとめて一つの世帯）を含めています。

**世帯主・世帯人員**

**(1) 世帯主**

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

**(2) 世帯人員**

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

## 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
<b>A－親族のみの世帯</b>	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
<b>B－非親族を含む世帯</b>	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
<b>C－単独世帯</b>	世帯人員が一人の世帯
<b>世帯の家族類型「不詳」</b>	世帯の家族類型が判定できない世帯

### <参考>

平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、上記でいう「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	備考
<b>1 核家族世帯</b>	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
<b>2 核家族以外の世帯</b>	[1], [2]の分類は、平成7年調査から用いている
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 <sup>1)</sup>	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯（注）	
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯	
[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯（注）	
[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯（注）	昭和45年及び50年調査は、 (14)に含んでいる
(14) 他に分類されない世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯（注）	

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

(注)ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がない場合です。

### 3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3 世代世帯は含みません。

### 母子世帯・父子世帯

#### (1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

#### (2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

### (3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

《注意点》

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和55年調査から利用できますが、55年及び60年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

### 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

#### (1) 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

#### (2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計していますが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっています。

区分	調査年	内容
高齢単身世帯	昭和55年及び60年	60歳以上の人一人のみの世帯 60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
高齢夫婦世帯	昭和55年及び60年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯 いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）
	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

### 外国人のいる世帯の種類

外国人のいる世帯を、次のとおり区分しています。

区分	
外国人のみ	
外国人と日本人がいる世帯	
	日本人の親族がいる世帯
	外国人の親族がいる世帯
	外国人の親族がいない世帯
	日本人の親族がいない世帯
	親族の状況「不詳」
外国人のいる世帯の種類「不詳」	

## 世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類しているものであり、以下のとおり区分しています。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としています。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇業者」には「役員」を含みます。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

区分	内容
<b>農林漁業就業者世帯</b>	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇業者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇業者
<b>農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯</b>	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇業者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇業者
非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
非農林漁業・雇業者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇業者
<b>非農林漁業就業者世帯</b>	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇業者のいない世帯
非農林漁業・雇業者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇業者で、世帯に業主のいない世帯
非農林漁業・業主・雇業者世帯（世帯の主な就業者が業主）	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇業者のいる世帯
非農林漁業・業主・雇業者世帯（世帯の主な就業者が雇業者）	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇業者で、世帯に業主のいる世帯
<b>非就業者世帯</b>	親族に就業者のいない世帯
<b>分類不能の世帯</b>	上記に分類されない世帯

### 3 住宅・居住地に関する用語

#### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含みます) 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

#### 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含みます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含みます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含みます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

(注) 昭和25年～50年の調査では「公営の借家」、「都市再生機構・公営の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」として調査しました。45年及び50年では「公営の借家」及び「都市再生機構・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」として調査しました。

また、昭和55年～平成12年の調査で「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成17年調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査しています。

## 持ち家率

「持ち家率」とは、住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合です。

$$\text{持ち家率（％）} = \frac{\text{持ち家に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100$$

## 住宅の建て方

昭和55年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分しています。

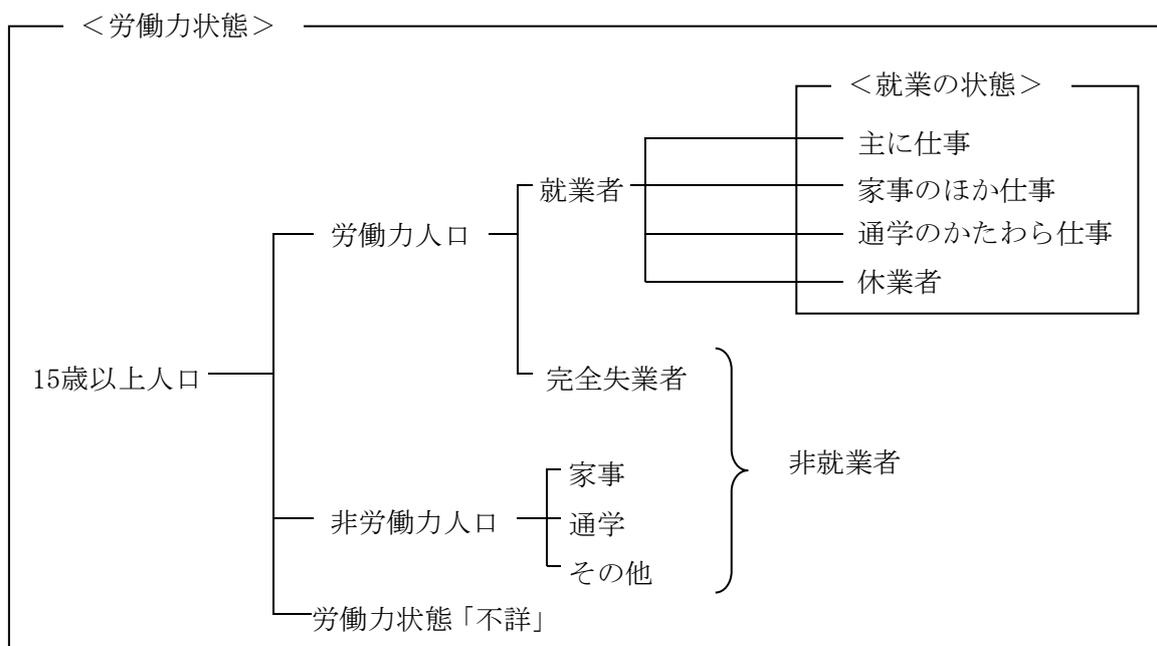
区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含みます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含みます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含みます。 ※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に 5 区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 4 労働・就業の状態に関する用語

### 労働力状態・労働力率

#### (1) 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



※ 各用語の定義は、次ページに掲載しています。

区分	内容
<b>労働力人口</b>	就業者及び完全失業者
<b>就業者</b>	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者</p> <p>なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <p>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>
<b>主に仕事</b>	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
<b>家事のほか仕事</b>	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
<b>通学のかたわら仕事</b>	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
<b>休業者</b>	<p>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</p>
<b>完全失業者</b>	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
<b>非労働力人口</b>	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
<b>家事</b>	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
<b>通学</b>	主に通学していた場合
<b>その他</b>	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
<b>労働力状態「不詳」</b>	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

昭和25年以降の調査では、上記の「就業者」、「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義に差異はありません。ただし、昭和25年の結果及び30年の沖縄県の結果については14歳以上人口について集計しています。

## (2) 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいいます。

$$\frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

## 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしてきた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものです。

区分	内容
<b>雇用者</b>	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
<b>正規の職員・従業員</b>	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
<b>労働者派遣事業所の派遣社員</b>	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
<b>パート・アルバイト・その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人</li> <li>・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人</li> </ul>
<b>役員</b>	会社の社長・取締役・監査役，団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
<b>雇人のある業主</b>	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
<b>雇人のない業主</b>	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
<b>家族従業者</b>	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
<b>家庭内職者</b>	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
<b>従業上の地位「不詳」</b>	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

「従業上の地位」の区分は、各回調査で若干異なっており、その変遷は以下のとおりです。  
 なお、昭和15年調査からは、3区分で時系列比較をすることが可能となっています。

昭和25年～45年の沖縄県においても、「従業上の地位」は本土の調査と同じ定義で調査したため  
 3区分で時系列比較することが可能となっています。

調査年	区分数	3区分表章での区分		
		自営業主	雇用者	家族従業者
平成22年及び27年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 正規の職員・従業員 労働者派遣事業所 の派遣社員 パート・アルバイト・その他 役員	家族従業者
平成12年及び17年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 常雇 臨時雇 役員	家族従業者
昭和50年～平成7年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 家庭内職者	雇用者 役員	家族従業者
昭和45年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主 内職者	雇用者 役員	家族従業者
昭和40年	5区分	自営業主 内職者	雇用者 会社などの役員	自家営業の 手伝い
昭和35年	7区分	雇人のある業主 雇人のない業主 内職者	官公の雇用者 民間の雇用者 民間の役員	家族従業者
昭和30年	5区分	雇人のある業主 雇人のない業主	官公の雇用者 民間の雇用者	家族従業者
昭和25年	5区分	雇人のある業主 単独の業主	一般の雇用者 官公の雇用者	家族従業者
昭和22年	4区分	個人業主	会社及び団体の役員 雇用者	家族従業者
昭和15年	3区分	事業主	その他の有業者	家族従業者
大正9年及び昭和5年	2区分	業主	業主以外	

## 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

平成27年調査の産業分類は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

報告書等では、産業大分類を3区分に集約している場合がありますが、その区分は以下によつています。

区分	内訳
第1次産業	A 農業, 林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの) S 公務 (他に分類されるものを除く)

※ 詳しい定義や内容例示については、日本標準産業分類

([http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm))を参照してください。

産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3区分には含んでいません。

#### <参考> (特殊な再編成)

「I 卸売業, 小売業」の中分類「無店舗小売業」については、販売品によりそれぞれの小売業に分類することとし、有店舗, 無店舗を区別していません。小分類「管理, 補助的経済活動を行う事業所」については、その活動の対象となる事業所の主な経済活動と同一の分類とします。

#### 《注意点》

- ① 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によつています。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によつて分類しています。

### 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によつて分類したものをいいます(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)。

なお、従事した仕事二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によつています。

平成27年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成21年12月設定)を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

※ 詳しい定義や内容例示については、日本標準職業分類

([http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm))を参照してください。

### 社会経済分類

「社会経済分類」は、人口を社会的・経済的特性によつて分類したもので昭和45年調査から設けています。

これは、全人口について、まず年齢及び労働力状態により、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を踏まえて分類したものです。分類区分は以下のとおりとなっています。

- |                |                |                      |
|----------------|----------------|----------------------|
| 1 農林漁業者        | 9 教員・宗教家       | 17 保安職               |
| 2 農林漁業雇用者      | 10 文筆家・芸術家・芸道家 | 18 内職者               |
| 3 会社団体役員       | 11 管理職         | 19 学生生徒              |
| 4 商店主          | 12 事務職         | 20 家事従事者             |
| 5 工場主          | 13 販売人         | 21 その他の15歳以上<br>非就業者 |
| 6 サービス・その他の事業主 | 14 技能者         | 22 15歳未満の者           |
| 7 専門職業者        | 15 労務作業者       | 23 分類不能              |
| 8 技術者          | 16 個人サービス人     |                      |





社会経済分類	年齢	労働力状態 1)	職業			従業上の地位 2)
			大分類	中分類	小分類	
労務作業者	15歳以上	1～4	J 建設・採掘従事者  K 運搬・清掃・包装等従事者	65 建設・土木作業従事者 69 採掘従事者  70 運搬従事者  71 清掃従事者 73 その他の運搬・清掃・包装等	651 , 681 , 682 ( 693 , 69a )  701  702 ～ 706 711 , 71a , 71c ( 739 )	1, 3, 6, 7 1, 2, 3, 6, 7 1～7 1, 2, 3, 6, 7 1, 2, 3, 6, 7 1, 2, 3, 6, 7
個人サービス人	15歳以上	1～4	E サービス職業従事者       F 保安職業従事者 K 運搬・清掃・包装等従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者 36 介護サービス職業従事者  38 生活衛生サービス職業従事者 39 飲食物調理従事者 40 接客・給仕職業従事者  41 居住施設・ビル等管理人 42 その他のサービス職業従事者  43 保安職業従事者 71 清掃従事者	( 351 , 359 ) ( 361 , 362 )  ( 381 ～ 38a ) ( 391 , 392 ) 401 402 ～ 407 ( 41a ～ 414 ) ( 421 ～ 429 )  453 , 459 712	1～4, 6 1～ 4, 6, 7 1～ 4, 6, 7 1～ 4, 6, 7 1～3 1～ 4, 6, 7 1～ 4, 6, 7 1～ 4, 6, 7 6, 7 1～ 4, 6, 7
保安職	15歳以上	1～4	F 保安職業従事者	43 保安職業従事者	( 43a ～ 459 )	1, 2, 3
内職者	15歳以上	1～3	C 事務従事者 H 生産工程従事者      K 運搬・清掃・包装等従事者 L 分類不能の職業	25 一般事務従事者 49 製品製造・加工処理従事者 (金属製品) 50 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く) 51 機械組立従事者 56 製品検査従事者 58 機械検査従事者 59 生産関連・生産類似作業従事者 72 包装従事者 99 分類不能の職業	25c 49j  50c ～ 50j ( 51a ～ 51f ) ( 56a ～ 579 ) ( 581 ～ 585 ) 59n , 592 ( 721 ) ( 999 )	8 8  8 8 8 8 8 8 8
学生生徒	15歳以上	7	—	—	—	—
家事従事者	15歳以上	6	—	—	—	—
その他の15歳以上非就業者	15歳以上	5, 8	—	—	—	—
15歳未満の者	15歳未満	—	—	—	—	—
分類不能	15歳以上	1～4	L 分類不能の職業	99 分類不能の職業	( 999 )	1, 2, 3, 6, 7

(注) 小分類欄の( )は、該当する職業中分類に含まれる職業小分類項目全てであることを示す。

1) 労働力状態

- 1 主に仕事
- 2 家事などのほか仕事
- 3 通学のかたわら仕事
- 4 仕事を休んでいた
- 5 仕事を探していた
- 6 家事
- 7 通学
- 8 その他

2) 従業上の地位

- 1 正規の職員・従業員
- 2 労働者派遣事業所の派遣社員
- 3 パート・アルバイト・その他
- 4 役員
- 5 雇人のある業主
- 6 雇人のない業主
- 7 家族従業者
- 8 家庭内職者

## 5 世帯の移動に関する用語

### 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分しています。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

### 5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。

平成27年調査では、22年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下の区分などで表章しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、平成27年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表章しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年及び27年調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計しています。

区分	内容
総数（常住者）	(a) 調査時に当該地域に常住している者 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)+(h)+(i)
現住所	(b) 常住者のうち、5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者
国内	常住者のうち、5年前の常住地が現住所(b)以外の日本国内の者
自市区町村内	(c) 常住者のうち、5年前の常住地が同じ市区町村内の他の場所の者 (21大都市の場合は、同じ区内の他の場所の者)
自市内他区	(d) 21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者 例) 調査時の常住地が横浜市瀬谷区、5年前の常住地が横浜市中区の場合
県内他市区町村	(e) 常住者のうち、5年前の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者 例) 調査時の常住地が横浜市瀬谷区、5年前の常住地が川崎市川崎区の場合
他県	(f) 常住者のうち、5年前の常住地が他の都道府県の者
国外	(g) 常住者のうち、5年前の常住地が外国の者
5年前の常住市区町村「不詳」	(h) 常住者のうち、5年前の常住地が他の市区町村であるが、市区町村名が不明の者
移動状況「不詳」	(i) 常住者のうち、5年前の常住地が不明の者

総数 (5年前の常住者)	(j)	5年前に当該地域に常住していた者 [表章地域] 全国 (j)=(b)+(c)+(h)+(k)+(l)+(m) 都道府県 (j)=(b)+(c)+(d)+(e)+(m) 市町村 (j)=(b)+(c)+(d)+(l)+(m) 区 (j)=(b)+(c)+(k)+(l)+(m)
	うち自市内他区	(k) 21大都市の5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
	うち県内他市区町村	(l) 5年前の常住者のうち、調査時の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者
	うち他県	(m) 5年前の常住者のうち、調査時の常住地が他の都道府県の者
転入	(n)	調査時は当該地域に常住しているが、5年前は当該地域以外に常住していた者 [表章地域] 全国 (n)=(g) 都道府県 (n)=(f)+(g) 市町村 (n)=(e)+(f)+(g) 区 (n)=(d)+(e)+(f)+(g)
転出	(o)	5年前は当該地域に常住していたが、調査時は当該地域以外に常住している者 [表章地域] 全国 — 都道府県 (o)=(m) 市町村 (o)=(l)+(m) 区 (o)=(k)+(l)+(m)

(注) 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

### 世帯の移動類型

一般世帯について、5年前の常住地からの移動状況により、以下のとおり区分しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、22年調査及び27年調査では、5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所により区分し、集計しています。

区分	内容
全世帯員が移動の世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯
全世帯員の5年前の常住市区町村が同一の世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所以外の同一市区町村である世帯
一部世帯員の5年前の常住市区町村が異なる世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯のうち、5年前の常住市区町村が世帯主の5年前の常住市区町村と異なる世帯員がいる世帯
一部世帯員が移動の世帯	一部の世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯
世帯員の移動者がいない世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所の世帯

## 6 従業地・通学地に関する用語

### 通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、以下の区分などで表章しています。

区分	内容
総数（夜間人口） （常住地による人口）	(a) 調査時に当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(j)
従業も通学もしていない	(b) 常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自宅で従業	(c) 常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者 ※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。 ※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。
自宅外の自市区町村で従業・通学	(d) 常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村の者（21大都市の場合は、同じ区内の者）
他市区町村で従業・通学	(e) 常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）の者
自市内他区で従業・通学	(f) 21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者 例) 常住地が横浜市瀬谷区、従業地が横浜市中区の場合
県内他市区町村で従業・通学	(g) 常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市町村の者 例) 常住地が横浜市瀬谷区、従業地が川崎市川崎区の場合
他県で従業・通学	(h) 常住者のうち、従業・通学先が他の都道府県の者
従業・通学市区町村	(i) 常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常

	「不詳・外国」	住者は他の区)であるが、市区町村名が不明又は外国の者
	従業地・通学地「不詳」 (j)	常住者のうち、従業地・通学地が不明の者 ※調査期間中の労働力状態が不明の者も含む
総数 (昼間人口) (従業地・通学地による人口)	(k)	当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 [例：A市の昼間人口] A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口 [表章地域] 全国、区 (k)=(b)+(c)+(d)+(i)+(j)+(l)+(m)+(n) 都道府県 (k)=(b)+(c)+(d)+(f)+(g)+(i)+(j)+(n) 市町村 (k)=(b)+(c)+(d)+(f)+(i)+(j)+(m)+(n)
うち自市内他区に常住	(l)	21大都市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区のもの
うち県内他市区町村に常住	(m)	通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府県内の他の市町村のもの
うち他県に常住	(n)	通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県のもの
流出入口	(o)	当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 (o)=(h) 市町村 (o)=(g)+(h) 区 (o)=(f)+(g)+(h)
流入人口	(p)	他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口 [表章地域] 都道府県 (p)=(n) 市町村 (p)=(m)+(n) 区 (p)=(l)+(m)+(n)
昼夜間人口比率	(q)	夜間人口100人当たりの昼間人口の比率 (昼夜間人口比率＝昼間人口/夜間人口×100) (q)=(k)÷(a)×100

(注) 21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

《注意点》

- ① ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。
- ② 夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。

- ③ この従業地・通学地については、昭和30年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行っていません。また、昭和35年以降の調査は従業地・通学地とも調査していますが、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。
- ④ 昼間人口は昭和35年調査から算出していますが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の者に限っており、この点が45年調査以降と異なっています。また、昭和55年調査から平成17年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢「不詳」の者を集計対象外としていましたが、22年及び27年調査では、年齢「不詳」の者も集計対象としています。

### 従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、昭和60年調査から設けています。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しています。

区分	内容	備考	
<b>通勤・通学者のみの世帯</b>	世帯員の全てが通勤・通学者である世帯		
通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯	この3つの分類は、平成2年調査から用いている	
通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯		
通勤者と通学者のいる世帯	世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯		
<b>その他の世帯</b>	通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯		
通勤・通学者以外の世帯員の構成	高齢者のみ	65歳以上の人のみ	
	高齢者と幼児のみ	65歳以上の人と6歳未満の人のみ	
	高齢者と幼児と女性のみ	65歳以上の人と6歳未満の人と6～64歳の女性のみ	
	高齢者と女性のみ	65歳以上の人と6～64歳の女性のみ	
	幼児のみ	6歳未満の人のみ	昭和60年調査は、「その他」に含んでいる
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6～64歳の女性のみ	
	女性のみ	6～64歳の女性のみ	
その他	上記以外		

## 7 地域区分に関する用語

### 都道府県・市区町村

#### (1) 都道府県

国勢調査実施日（平成27年10月1日）現在の境界による、各都道府県の区域です。

#### (2) 市区町村

国勢調査実施日（平成27年10月1日）現在の境界による、各市町村、東京都特別区部の各区及び政令指定都市の各区の区域です。

#### (3) 平成12年市町村

平成の大合併前（平成12年10月1日現在）の市町村境域による集計値は、過疎対策などの法定利用が見込まれるため、一部の統計表について集計します。

#### (4) 境界変更等に伴う前回調査結果の取扱い

前回調査の実施日翌日（平成22年10月2日）以降5年間における市区町村の廃置分合・境界変更・名称変更については、国勢調査報告第1巻、最終報告書上巻（境界変更等があった全市区町村）及び国勢調査報告第2巻その2都道府県・市区町村編（各都道府県内で境界変更等があった市区町村分）に、その一覧表を掲載する予定です。

市区町村の境界変更等に伴って、同じ場所に住んでいても市区町村が変わることがありますので、前回の調査結果との比較においては、平成22年調査結果を、平成27年10月1日現在の都道府県及び市区町村の境域に合わせて組み替えた人口を掲載しています。

### 市部・郡部

「市部」は、市（東京都特別区部を含む。）の区域をすべて合わせた地域です。すなわち、全国の市部の場合は全国の市の地域全体、都道府県の市部の場合はその都道府県の市の地域全体を意味します。「郡部」についても同様で、町村の区域をすべて合わせた地域です。

### 大都市 **27年変更**

「大都市」とは、政令指定都市及び東京都特別区部をいいます。

#### 平成27年変更内容

平成27年調査では、東京都特別区部及び札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の各市が該当し、これを**21大都市**として表章しています（熊本市は平成27年に追加）。

## 人口集中地区など

### (1) 人口集中地区

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

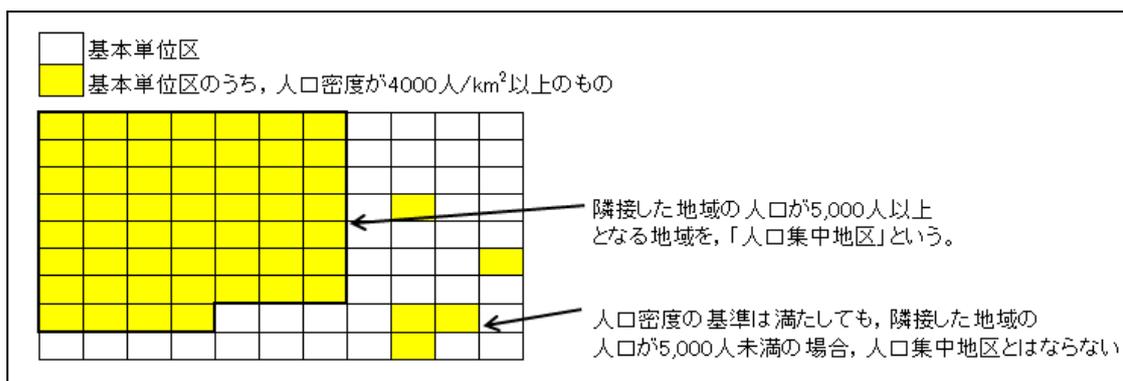
なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7年調査からは基本単位区（p.59参照）を基にしています。

### (2) 人口集中地区符号

同一市区町村内に2か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ・・・の符号でそれぞれの人口集中地区を表示した。

<人口集中地区の概念図>



#### 人口集中地区を設定した経緯

- 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになりました。
- 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきました。
- 昭和35年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにしました。
- 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されています。

### (3) 準人口集中地区

「準人口集中地区」とは、市区町村の境域内で、人口集中地区と同じ基準で人口密度の高い基本単位区が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が3,000人以上5,000人未満の地域です。

### (4) 連合人口集中地区

「連合人口集中地区」とは、21大都市の各区の人口集中地区のうち、各区の境界を挟んで地理的に接続している人口集中地区をまとめてそれぞれ一つの地域単位とみなした地域です。これは、都市的地域（市街地）としての一体性、政令指定都市となる前と後との統計上の時間的接続性を考慮したものです。

ただし、21大都市において準人口集中地区が各区の境界を挟んで接続し、その合計人口が

5,000人以上となっても連合人口集中地区とはしません。

連合人口集中地区は、それ自体が統計表で識別できるものではなく、人口集中地区数の算出の際に用いています。

## 大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村

27年変更

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成しています。

大都市圏は、昭和35年調査から、各回の調査ごとに従業地・通学地の集計結果を基に設定しており、都市圏は50年調査から設定しています。

各大都市圏・都市圏についての集計は、その全域についてだけでなく、中心市の地域と周辺市町村の地域について行っています。

大都市圏・都市圏の中心市と周辺市町村は、昭和50年調査以降、以下の基準により設定しています。

### (1) 中心市

大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市としています。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏としています（例：関東大都市圏）。

都市圏の中心市は、大都市圏に含まれない人口50万以上の市としています。

### (2) 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ中心市と接続している市町村としています。

ただし、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、周辺市町村としています。

以上の設定基準に基づき、平成27年調査における大都市圏・都市圏とその「中心市」は、以下のとおり予定しています（熊本市については平成27年に新たに大都市圏及び中心市として設定）。

大都市圏	中心市
札幌大都市圏	札幌市
仙台大都市圏	仙台市
関東大都市圏	さいたま市、千葉市、 東京都特別区部、 横浜市、川崎市、相模原市
新潟大都市圏	新潟市
静岡、浜松大都市圏	静岡市、浜松市
中京大都市圏	名古屋市
京阪神大都市圏	京都市、大阪市、堺市、 神戸市
岡山大都市圏	岡山市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市、福岡市
熊本大都市圏	熊本市

都市圏	中心市
宇都宮都市圏	宇都宮市
松山都市圏	松山市
鹿児島都市圏	鹿児島市

なお、各大都市圏・都市圏の集計は、その全域だけでなく、中心市と周辺市町村の別にも集

計できるよう、市町村別の情報を提供しています。

<参考>

大都市圏の中心市の設定基準の推移

調査年	設定基準
昭和50年以降	現行の基準（東京都特別区部及び政令指定都市。ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏）
昭和45年	人口50万以上の市
昭和40年	人口100万以上の市（ただし、人口100万以上の市と同一都道府県内に人口50万以上の市が存在している場合は、これら人口50万以上の市も中心市としています。）
昭和35年	人口60万以上の市

大都市圏の各回調査の名称及び中心市の変遷は次のとおり。

大都市圏名	中心市	国勢調査の実施年													
		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		
京浜大都市圏 (平成2年まで)	東京都特別区部	○	○	○	○	○	○	○							
	横浜市	○	○	○	○	○	○	○							
	川崎市	○	○	○	○	○	○	○							
京浜葉大都市圏 (平成7年から12年まで)	東京都特別区部								○	○	○				
	横浜市								○	○	○				
	川崎市								○	○	○				
	千葉市								△	○	○				
関東大都市圏 (平成17年から)	東京都特別区部										○	○	○	○	
	横浜市										○	○	○	○	
	川崎市										○	○	○	○	
	千葉市										○	○	○	○	
	さいたま市											△	○	○	○
	相模原市													○	○
中京大都市圏	名古屋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
京阪神大都市圏 (平成17年まで)	京都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	尼崎市		○	○											
	堺市			○											
	東大阪市			○											
近畿大都市圏 (平成22年から)	京都市												○	○	
	大阪市												○	○	
	神戸市												○	○	
	堺市												○	○	
北九州・福岡大都市圏	北九州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

	福岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
札幌大都市圏	札幌市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仙台大都市圏	仙台市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島大都市圏	広島市			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡大都市圏 (平成17年のみ)	静岡市											○		
静岡・浜松大都市圏 (平成22年から)	静岡市												○	○
	浜松市												○	○
新潟大都市圏	新潟市												○	○
岡山大都市圏	岡山市												○	○
熊本大都市圏	熊本市													○

(注) △は参考値として、別掲で表章。

### キロ圏・距離帯

旧東京都庁（東京都千代田区）、大阪市役所（大阪市北区）、名古屋市役所（名古屋市中区）を中心とする一定の半径の円内に含まれる町丁・字等の地域を合わせて、それぞれ東京70キロ圏、大阪50キロ圏、名古屋50キロ圏を設定し、それぞれの圏内を、幅10キロメートルごとに0～10キロ、10～20キロ、……の同心円状の距離帯に区分しています。

<参考>

キロ圏・距離帯の設定単位の推移

調査年	設定単位
平成22年から	町丁・字等
平成17年	基本単位区
平成12年以前	市区町村

### 基本単位区

「基本単位区」は、市区町村を細分した地域（学校区、町丁・字等など）についての結果を利用できるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位です。これを表す基本単位区番号は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されています。街区方式による住居表示を実施している地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としています。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって分けられた区域を基本単位区の区画としています。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されています。

基本単位区を用いた集計は平成2年調査から行っていますが、昭和60年以前の調査には調査員の担当区域である調査区別の集計を行っていました。平成2年調査以降、調査区の設定も基本単位区を基に行うようになっており、通常、一つの基本単位区か、又は二つ以上の基本単位区を組み合わせて一つの調査区を設定します。ただし、世帯数の多い基本単位区については、これを分割して調査区を設定する場合があります。この場合は、基本単位区別の集計に加えて、各調査区につ

いての集計も行っています。

<小地域集計第1表（基本単位区別集計）のみかた>

市区町村コード	基本単位区番号	調査区番号	都道府県名	市区町村名	大字・町名字・丁目名	人口集中地区符号	総数(男女別)
03201			岩手県	盛岡市			298348
03201	001000010	3-1-1	岩手県	盛岡市	内丸	01	17
03201	001000020	3-1-2	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000030	3-1-3	岩手県	盛岡市	内丸	01	3
03201	001000040	3-1-4	岩手県	盛岡市	内丸	01	12
03201	001000050	3-1-5	岩手県	盛岡市	内丸	01	13
03201	001000060	3-1-6	岩手県	盛岡市	内丸	01	20
03201	001000070	3-1-7	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000080	3-1-8	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000090	3-1-9	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000100	3-1-10	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000110	3-1-11	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000120	3-1-12	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000130	148-1-1	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000140	148-1-2	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000150	148-1-3	岩手県	盛岡市	内丸	01	
03201	001000160	148-1-4	岩手県	盛岡市	内丸	01	68
03201	001000170	149-1-	岩手県	盛岡市	内丸	01	78
03201	001000170	2234-1-	岩手県	盛岡市	内丸	01	52

基本単位区別の統計表ですが、基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区ごとに集計しています。

「人口集中地区符号」は、「01」であれば人口集中地区、「51」であれば準人口集中地区であることを表します。  
 なお、市区町村内に人口集中地区や準人口集中地区が複数存在する場合は、面積の大きい人口集中地区から、01, 02…と付与しています（準人口集中地区は51, 52…）。

## 町丁・字等

「町丁・字等」は、一つの市区町村内で、9桁のコードで記される基本単位区先の先頭6桁のコードが同じ基本単位区を合わせた地域をいい、平成7年調査の際に導入した地域単位です。

町丁・字等は、おおむね市区町村内の「△△町」、「○○2丁目」、「字□□」などの区域に対応しています。

なお、町丁・字別等では、結果数値が著しく小さい地域については、秘匿処理を行い、近隣の地区に合算して表章しています。

市区町村コード	町丁字コード	地域識別番号	秘匿処理	秘匿先情報	合算地域	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名	総数(男女別)
03201	0231	2				岩手県	盛岡市	上田		5498
03201	023101	3				岩手県	盛岡市	上田	1丁目	1627
03201	023102	3								
03201	023103	3								
03201	023104	3								
03201	0232	2								
03201	023201	3								
03201	023202	3								
03201	023203	3				岩手県	盛岡市	上田	字東黒石野	120
03201	023204	3				岩手県	盛岡市	上田	字黒岩	81
03201	023205	3				岩手県	盛岡市	上田	字宇登坂長根	59
03201	023206	3				岩手県	盛岡市	上田	字狐崎稲荷	66
03201	023207	3	合算地域あり	023208,023209,023210		岩手県	盛岡市	上田	字上堤頭	89
03201	023208	3	秘匿地域	023207		岩手県	盛岡市	上田	字稲荷窪	X
03201	023209	3	秘匿地域	023207		岩手県	盛岡市	上田	字狐森	X
03201	023210	3	秘匿地域	023207		岩手県	盛岡市	上田	字北山	X
03201	0270	2				岩手県	盛岡市	西下台町		1607
03201	0280	2				岩手県	盛岡市	館向町		2200

「合算地域あり」は、秘匿されている他の地域をこの地域に合算していることを表しており、「合算地域」欄に合算された地域の番号を記載しています。この場合、023207(字上堤頭)には、023208(字稲荷窪)、023209(字狐森)、023210(字北山)の3地域を合算していることを表しています。

地域識別番号は、「1」であれば市区町村単位、「2」であれば大字・町名単位、「3」であれば字・丁目単位であることを表しています。

秘匿地域は、結果数値を「x」に置き換えています。  
 「合算地域あり」の記載がある行の数値は、その地域と秘匿地域との合計であることを注意が必要です。  
 この例の場合、4地域の合計の人口が89人であることを表しています。

「秘匿地域」は結果数値が著しく小さいため秘匿されている地域であり、「秘匿先情報」欄に合算先の番号を記載しています。  
 この場合、023208(字稲荷窪)、023209(字狐森)、023210(字北山)の3地域は、数値が著しく小さいため、023207(字上堤頭)に合算していることを表しています。

## 地域メッシュ

「国勢調査に関する地域メッシュ統計」で用いている地域メッシュは、日本の国土を緯線と経線により網の目状に区切った区域として、次の表のように「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」(昭和48年行政管理庁告示第143号)で定めている地域区画のうち、第3次地域区画に対応するものです。

また、基準地域メッシュを緯線方向及び経線方向にそれぞれ2等分してできる区域である「2分の1地域メッシュ」、さらに一部の地域においては、2分の1地域メッシュを緯線方向及び経線方向にそれぞれ2等分してできる区域である「4分の1地域メッシュ」も用いています。

地域メッシュは、市区町村といった行政区域の境界等と関係なく、ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分していますので、それに基づいた統計結果の地域メッシュ間及び時系列的比較が容易であるという特徴があります。

基準地域メッシュ・コードは、8桁の数字で表しており、4桁の第1次地域区画、2桁の第2次地域区画及び2桁の第3次地域区画から構成されています。

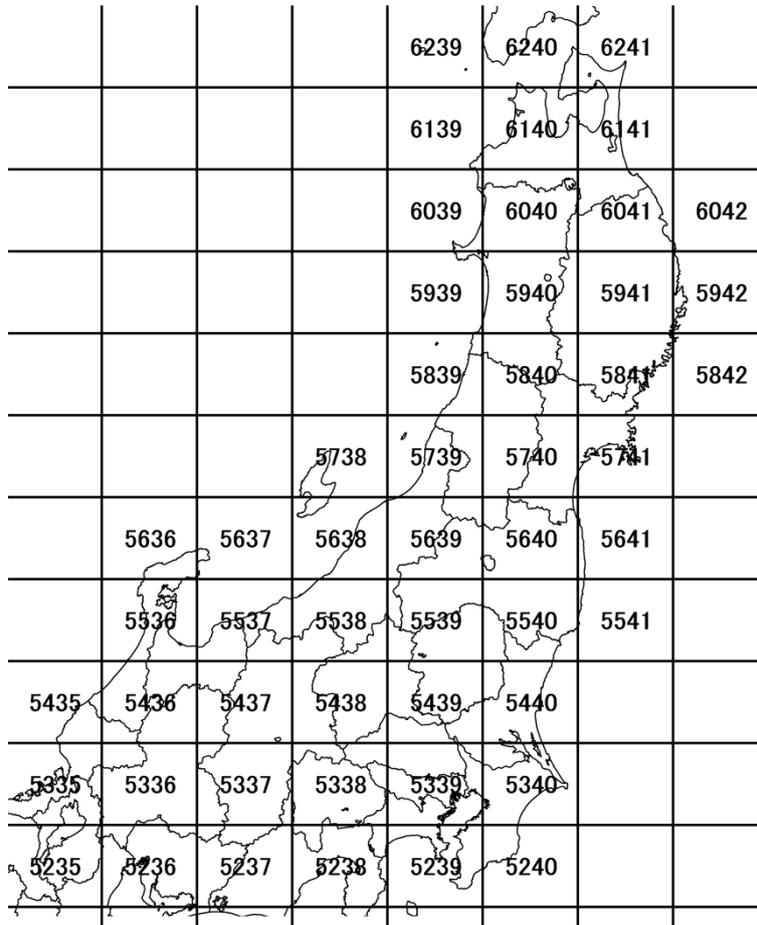
2分の1地域メッシュ・コードは、基準メッシュ・コードに1桁の区画を表す数字を加えて9桁、4分の1地域メッシュ・コードはさらに1桁の区画を表す数字を加えて10桁から構成されています。

### 標準地域メッシュの区分方法

地域区画	内容	範囲
第1次地域区画	全国の地域を偶数緯度及びその間隔(120分)を3等分した緯度における緯線並びに1度ごとの経線によって分割してできる区域	20万分の1地勢図(国土地理院発行)の1図葉の区画に相当(約80キロメートル四方)
第2次地域区画	第1次地域区画を緯線方向及び経線方向に8等分してできる区域	2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の1図葉の区画に相当(約10キロメートル四方)
第3次地域区画 (基準地域メッシュ)	第2次地域区画を緯線方向及び経線方向に10等分してできる区域	約1キロメートル四方 (緯度の間隔30秒, 経度の間隔45秒)
2分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを緯線方向及び経線方向に2等分してできる区域	約500メートル四方
4分の1地域メッシュ	2分の1地域メッシュを緯線方向, 経線方向に2等分してできる区域	約250メートル四方

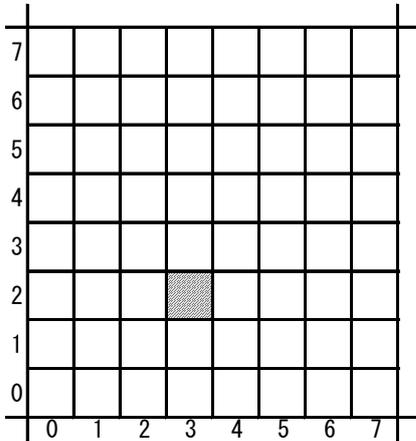
# 地域メッシュ統計における地域区画

## 第1次地域区画



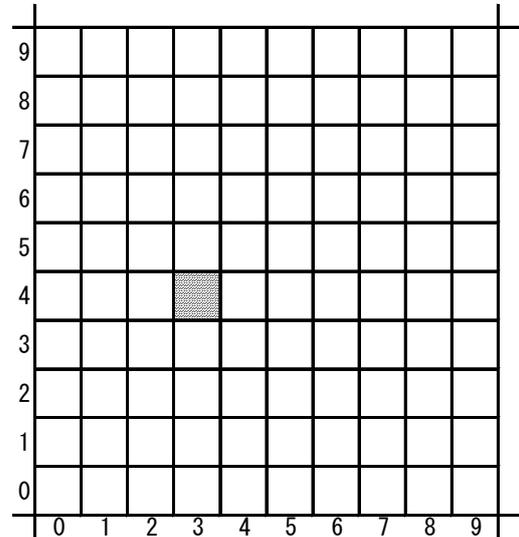
## 第2次地域区画


 の地域のメッシュ・コードは5438-23  
 第1次地域区画  
 (メッシュ・コード5438)



## 第3次地域区画


 の地域のメッシュ・コードは 5438-23-43  
 第2次地域区画  
 (メッシュ・コード5438-23)

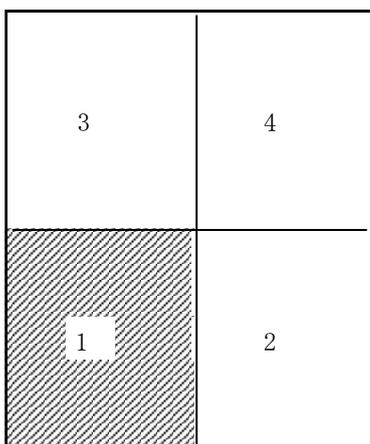


## 2分の1地域メッシュ

の地域のメッシュ・コードは5438-23-43-1

基準地域メッシュ

(メッシュ・コード 5438-23-43)

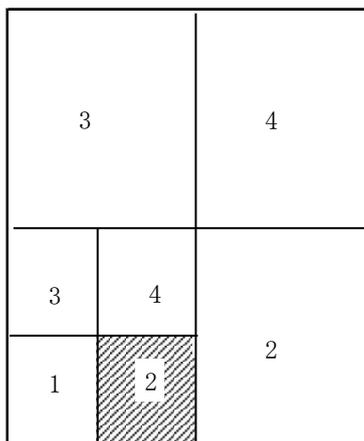


## 4分の1地域メッシュ

の地域のメッシュ・コードは5438-23-43-1-2

基準地域メッシュ

(メッシュ・コード 5438-23-43)



## 都市計画の地域区分

都市計画区域は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（都市計画）で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいいます。

都市計画による地域区分を基に、調査区を以下のとおり区分しました。

なお、平成27年から、情報収集を行った「準都市計画区域」については、都市計画区域以外の区域に含まれます。

区分					
A 都市計画区域					
a 市街化区域1)	1 工業区域	(1) 工業A区域	[1] 工業専用地域		
			[2] 工業専用地域とその他		
			[3] 工業地域		
		(2) 工業B区域	[4] 工業地域とその他		
			[5] 準工業地域		
			[6] 準工業地域とその他		
	2 商業区域	(1) 商業A区域	[7] 商業地域		
			[8] 商業地域とその他		
		(2) 商業B地域	[9] 近隣商業地域		
			[10] 近隣商業地域とその他		
			3 住居区域	(1) 住居地域	[11] 準住居地域
					[12] 第二種住居地域
	[13] 第一種住居地域				
	[14] 住居地域混合				
	[15] 住居地域とその他				
	(2) 中高層住居 専用地域	[16] 第二種中高層住居専用地域			
		[17] 第一種中高層住居専用地域			
		[18] 中高層住居専用地域混合			
	(3) 低層住居 専用地域	[19] 中高層住居専用地域とその他			
		[20] 第二種低層住居専用地域			
		[21] 第一種低層住居専用地域			
		[22] 低層住居専用地域混合			
b 市街化調整区域					
c 非線引きの区域1)	1 工業区域	(1) 工業A区域	[1] 工業専用地域		
			[2] 工業専用地域とその他		
			[3] 工業地域		
		(2) 工業B区域	[4] 工業地域とその他		
			[5] 準工業地域		
			[6] 準工業地域とその他		
	2 商業区域	(1) 商業A区域	[7] 商業地域		
			[8] 商業地域とその他		
		(2) 商業B地域	[9] 近隣商業地域		
			[10] 近隣商業地域とその他		
			3 住居区域	(1) 住居地域	[11] 準住居地域
					[12] 第二種住居地域
	[13] 第一種住居地域				
	[14] 住居地域混合				
	[15] 住居地域とその他				
	(2) 中高層住居 専用地域	[16] 第二種中高層住居専用地域			
		[17] 第一種中高層住居専用地域			
		[18] 中高層住居専用地域混合			
	(3) 低層住居 専用地域	[19] 中高層住居専用地域とその他			
		[20] 第二種低層住居専用地域			
		[21] 第一種低層住居専用地域			
		[22] 低層住居専用地域混合			
B 都市計画区域以外の区域					

1) 用途地域未設定の地域を含みます。

## 【参考】 大規模調査時のみの調査項目に関する用語

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成27年国勢調査は簡易調査に当たります。

### 教育【大規模調査（10年ごと）のみ】

#### (1) 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

区分	内容
卒業者	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含みません。

#### (2) 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

区分	学校の例
小学校・ 中学校	【新制】 小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校・ 旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部 准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者（注）
	【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など） 師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科
短大・ 高専	【新制】 短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師（婦）養成所
	【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科

<b>大学・ 大学院</b>	大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11年4月以降） 放送学校（全科履修生，修士全科生）
--------------------	---

《注意点》

平成16年までの大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については，入学資格や修業年数(注)により，以下のとおり区分しています。

専修学校・各種学校		学校区分
専門学校専門課程 (専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの	大学・大学院
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

(注) ① 高等学校，短期大学及び大学については，定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。

② 外国の学校については，修業年限等により，それに相当する学校に区分しています。

### (3) 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により，「(2) 最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」，「高校」，「短大・高専」，「大学・大学院」の四つのほか，未就学者を「幼稚園」，「保育園・保育所」，「その他」の三つに区分しています。

### 延べ面積【大規模調査（10年ごと）のみ】

「延べ面積」とは，各居室の床面積のほか，その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし，農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また，アパートやマンションなどの共同住宅の場合は，共同で使用している廊下・階段など共用部分は，延べ面積には含みません。

なお，住宅の広さに関する調査事項として，昭和60年までは「居室の畳数」を調査していました。これは各居室の畳数（広さ）の合計をいいます。したがって，玄関，台所（炊事場），便所，浴室，廊下，農家の土間などや，店，事務室，旅館の客室など営業用の室の広さは含みません。

### 利用交通手段【大規模調査（10年ごと）のみ】

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分しています。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。

区分とその内容は次のとおりです。

区分	内容
徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む。）を利用している場合
勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。）
オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
自転車	自転車を利用している場合
その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

## V 平成27年国勢調査結果の分類事項一覧

1	男女	71
2	年齢	71
3	出生の月	73
4	世帯主との続き柄	73
5	配偶関係	73
6	国籍	73
7	世帯の種類	74
8	世帯の家族類型	74
9	世帯人員	76
10	子供の有無, 数, 年齢	76
11	住居の種類, 住宅の所有の関係, 住宅の建て方	78
12	居住期間	79
13	労働力状態, 就業状態	79
14	従業上の地位	80
15	産業, 職業	81
16	社会経済分類	81
17	世帯の経済構成	81
18	従業・通学時の世帯の状況	81
19	通勤・通学者数	82
20	都市計画の地域区分	82
21	従業地・通学地, 常住地	82
22	5年前の常住地, 現住地	85
23	世帯の移動類型	88
	・ 国籍分類表	89
	・ 産業分類表	91
	・ 職業分類表	94

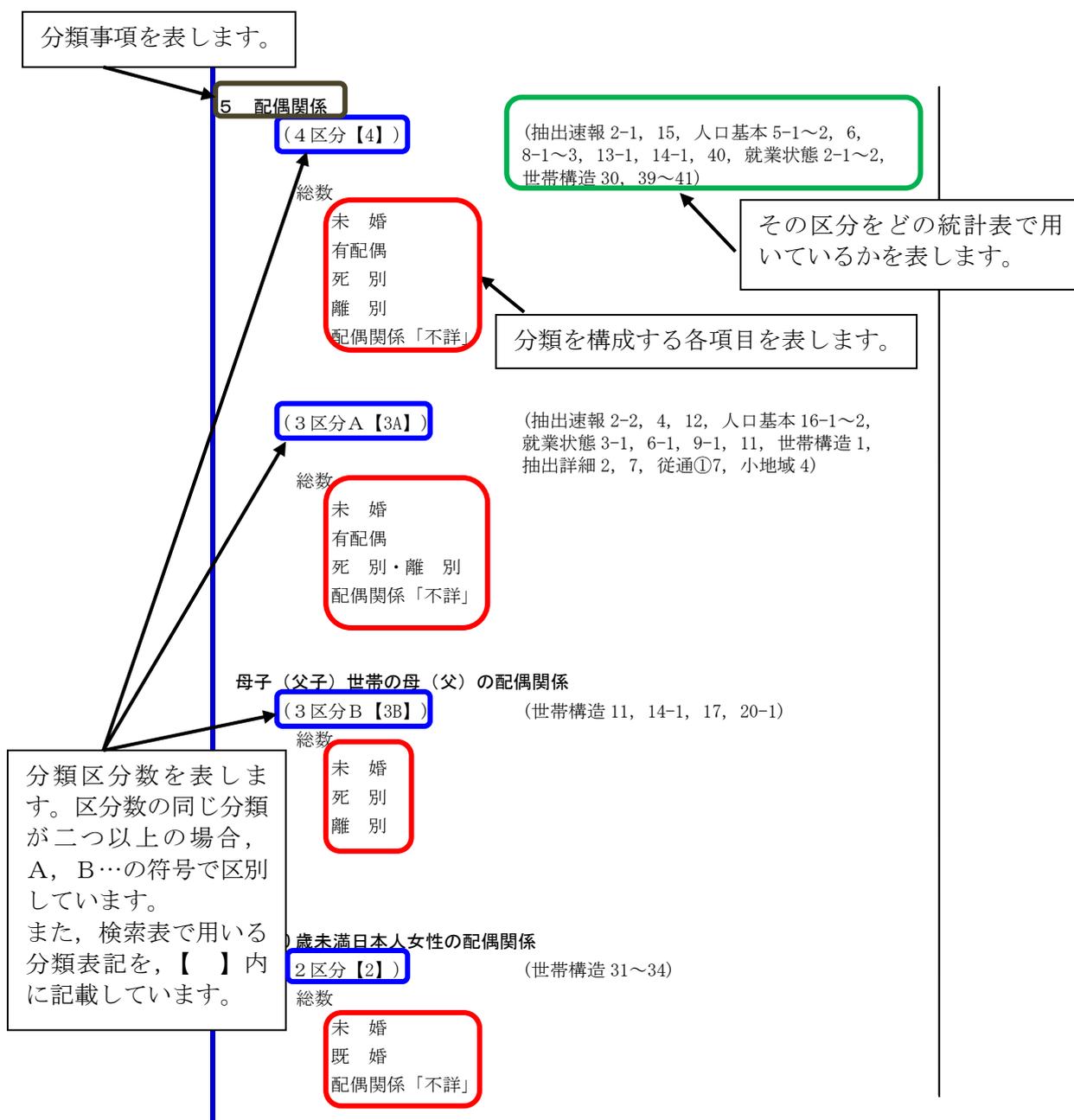
## 1 分類事項一覧について

分類一覧は、平成27年国勢調査の結果表を構成する各分類事項について、集計に当たって内容をどのように区分しているのか、その区分のしかたを一覧表にしたものです。

一つのカテゴリでも複数の分類区分がある場合があります。例えば、分類事項が年齢である場合、統計表によって各歳で集計したり、5歳階級で集計したり、いくつかの種類の分類区分のしかたがあります。分類一覧では、これら複数の分類区分を一まとめにして分類区分数及びそれを構成する項目名を掲載しています。

《注意点》

後に追加的な集計を行う場合には、ここに掲載した以外に新たな区分を設ける場合があります。



## 2 分類事項一覧

### 1 男女

総数  
男  
女

### 2 年齢

(各歳A) (人口基本 3-1, 4-1)

総数  
0歳  
1  
2  
3  
4  
↓  
109  
110歳以上  
年齢「不詳」

(各歳B) (抽出速報 1-1, 人口基本 3-2, 4-2, 16-1)

総数  
0歳  
1  
2  
3  
4  
↓  
99  
100歳以上  
年齢「不詳」

(各歳C) (世帯構造 28, 40, 人移①1, 2)

総数  
0歳  
1  
2  
3  
4  
↓  
84  
85歳以上  
年齢「不詳」

(各歳D) (人口基本 8-1~2, 16-1, 世帯構造 39)

総数  
15歳未満  
15歳  
16  
17  
18  
19  
↓  
99  
100歳以上  
年齢「不詳」

(各歳E) (世帯構造 28, 40)

総数  
15歳未満  
15歳  
16  
17  
18  
19  
↓  
84

85歳以上  
年齢「不詳」 (世帯構造 40を除く)

(5歳階級A) (人口基本 3-1)

総数  
0~4歳  
5~9  
↓  
105~109  
110歳以上

(5歳階級B) (抽出速報 1-2, 人口基本 3-2, 4-3, 14-1, 16-2, 小地域 3)

総数  
0~4歳  
5~9  
↓  
95~99  
100歳以上  
年齢「不詳」 (人口基本 3-2を除く)

(5歳階級C) (抽出速報 12, 15, 24, 人口基本 6, 14-2, 15, 22, 23, 39, 世帯構造 1, 29, 30, 40, 41, 43, 人移①3, 4-2, 5-2, 6, 9-1)

総数  
0~4歳  
5~9  
↓  
80~84  
85歳以上  
年齢「不詳」

(5歳階級D) (人口基本 8-3, 16-2, 世帯構造 39)

総数  
15歳未満  
15~19歳  
↓  
95~99  
100歳以上  
年齢「不詳」

(5歳階級E) (抽出速報 18, 人口基本 12~13-2, 20, 25, 31, 就業状態 25, 26, 世帯構造 29, 30, 40, 抽出詳細 13, 従通①2, 人移①10, 13, 14)

総数  
15歳未満  
15~19歳  
↓  
80~84  
85歳以上  
年齢「不詳」

(6区分) (人口基本 3-1)

15歳未満  
15~64歳  
65歳以上  
75歳以上  
85歳以上  
100歳以上

(5区分) (抽出速報 1-1~2, 人口基本 3-2, 小地域 3)

15歳未満  
15~64歳  
65歳以上  
75歳以上  
85歳以上

(平均年齢)	(抽出速報 1-1~2-2, 5, 7, 15, 人口基本 3-1~2, 5-1~2, 6, 39, 就業状態 5-1, 6-1~2, 8-1, 9-1~2, 抽出詳細 4, 9, 12-1, 13, 小地域 3)	15~64 歳 65 歳以上 75 歳以上 85 歳以上
平均年齢		
(年齢中位数)	(抽出速報 1-1~2, 人口基本 3-1~2, 39)	(3 区分) (就業状態 1-2) 15~64 歳 65 歳以上 75 歳以上
年齢中位数		
(総年齢)	(小地域 3)	<b>65 歳以上年齢</b>
総年齢		(3 区分) (人口基本 5-1~2, 8-1~3, 14-1, 16-1~2, 就業状態 4, 7) 65 歳以上 75 歳以上 85 歳以上
<b>5 歳以上年齢</b>		
(1 区分)	(抽出速報 25, 人移①1~14, 人移②4, 5)	
5 歳以上		
<b>15 歳以上年齢</b>		
(各歳 F)	(人口基本 5-1, 就業状態 1-1)	(2 区分) (抽出速報 2-2, 3~5, 7, 12, 15, 18, 人口基本 6, 12~13-2, 14-2, 20, 23, 25, 31, 39, 就業状態 2-1~2, 3-1, 5-1, 6-1~2, 8-1, 9-1~2, 10-1, 12, 30-1~2, 世帯構造 1, 抽出詳細 1, 2, 4, 6, 7, 9, 12-1, 13, 従通①2, 7, 11, 15)
総数		65 歳以上 75 歳以上
15 歳		
16		
17		
18		
19		
↓		
99		
100 歳以上		
(各歳 G)	(抽出速報 2-1, 人口基本 17, 就業状態 12)	<b>両親の年齢</b>
総数		(6 区分) (世帯構造 41) 両親とも 65 歳以上 70 歳以上 75 歳以上 80 歳以上 85 歳以上 90 歳以上
15 歳		
16		
17		
18		
19		
↓		
84		
85 歳以上		
(5 歳階級 F)	(人口基本 5-2, 就業状態 4, 7, 世帯構造 41)	<b>夫(妻)の年齢</b>
総数		(7 区分) (人口基本 35, 世帯構造 10) 総数 夫(妻)が 60 歳未満 60~64 歳 65~69 70~74 75~79 80~84 85 歳以上
15~19 歳		
↓		
95~99		
100 歳以上		
(5 歳階級 G)	(抽出速報 2-2, 3~5, 7, 9, 人口基本 40, 就業状態 1-2, 2-1~3-1, 5-1, 6-1~2, 8-1, 9-1~2, 10-1, 11~15, 21, 22, 30-1~2, 抽出詳細 1, 2, 4, 6, 7, 9, 12-1, 従通①7, 11, 15, 16-1, 従通②1-1, 2-1, 人移②3, 8)	<b>母子(父子)世帯の母(父)の年齢</b>
総数		(5 歳階級 I) (世帯構造 11, 14-1~2, 15~17, 20-1~2, 21, 22) 総数 15~19 歳 ↓ 50~54 55 歳以上
15~19 歳		
↓		
80~84		
85 歳以上		
(5 歳階級 H)	(就業状態 16~18-2, 世帯構造 8-1~2)	<b>15~70 歳未満日本人女性の年齢</b>
総数		(各歳 H) (世帯構造 31~38) 総数 15 歳 16 17 18 19 ↓ 69
15~19 歳		
↓		
60~64		
65 歳以上		
(4 区分)	(就業状態 1-1)	(5 歳階級 J) (世帯構造 31~38) 15~19 歳

↓  
65～69

### 20歳以下の同居児の年齢 (各歳 I) (世帯構造 35～38)

総数  
0歳  
1  
↓  
19  
20

### 世帯主の年齢 (3区分) (人口基本 24-1, 26-1～2)

総数  
うち 15～64歳  
うち 65歳以上  
(再掲) 60歳以上

### 3 出生の月 (4区分) (人口基本 4-1～3)

総数  
1月～3月  
4月～6月  
7月～9月  
10月～12月  
出生の月「不詳」

### 4 世帯主との続き柄 (12区分) (人口基本 14-1～2, 15)

総数  
世帯主  
配偶者  
子  
子の配偶者  
世帯主の父母  
世帯主の配偶者の父母  
孫  
祖父母  
兄弟姉妹  
他の親族  
住み込みの雇人  
その他  
世帯主との続き柄「不詳」

### (6区分) (就業状態 11)

総数  
世帯主  
配偶者  
子(「子の配偶者」を含む)  
父母<sup>1)</sup>  
孫  
その他<sup>2)</sup>

- 1) 「世帯主の父母」及び「世帯主の配偶者の父母」
- 2) 「祖父母」、「兄弟姉妹」、「他の親族」及び「住み込みの雇人」を含む。

### (5区分) (人移①13)

世帯主  
世帯主以外の世帯員  
配偶者  
子(「子の配偶者」を含む)  
父母<sup>1)</sup>  
その他<sup>2)</sup>  
世帯主との続き柄「不詳」

- 1) 「世帯主の父母」及び「世帯主の配偶者の父母」
- 2) 「孫」、「祖父母」、「兄弟姉妹」、「他の親族」及び「住み込みの雇人」を含む。

## 5 配偶関係

配偶関係  
(4区分) (抽出速報 2-1, 15, 人口基本 5-1～2, 6, 8-1～3, 13-1, 14-1, 40, 就業状態 2-1～2, 世帯構造 30, 39～41)

総数  
未婚  
有配偶  
死別  
離別  
配偶関係「不詳」

(3区分A) (抽出速報 2-2, 4, 12, 人口基本 16-1～2, 就業状態 3-1, 6-1, 9-1, 11, 世帯構造 1, 抽出詳細 2, 7, 従通①7, 小地域 4)

総数  
未婚  
有配偶  
死別・離別  
配偶関係「不詳」

母子(父子)世帯の母(父)の配偶関係  
(3区分B) (世帯構造 11, 14-1, 17, 20-1)

総数  
未婚  
死別  
離別

15～70歳未満日本人女性の配偶関係  
(2区分) (世帯構造 31～34)

総数  
未婚  
既婚<sup>1)</sup>  
配偶関係「不詳」  
1) 「有配偶」、「死別」及び「離別」

## 6 国籍

(詳細区分(日本承認国に基づく国籍区分)) (世帯構造 42)  
[国籍分類表参照]

(中区分(平成22年国勢調査結果においてその国籍を有するものが2,000人以上いる国籍区分)) (世帯構造 43)

アジア州  
イラン  
インド  
インドネシア  
韓国, 朝鮮  
スリランカ  
タイ  
中国  
ネパール  
パキスタン  
バングラデシュ  
フィリピン  
ベトナム  
マレーシア  
ミャンマー  
モンゴル  
ラオス  
その他

北アメリカ州  
アメリカ  
カナダ  
その他

南アメリカ州  
アルゼンチン

ブラジル  
ペルー  
ボリビア  
その他

ヨーロッパ州  
イギリス  
ドイツ  
フランス  
ロシア  
その他

アフリカ州

オセアニア州  
オーストラリア  
ニュージーランド  
その他

無国籍・国名「不詳」

注) その国籍を有するものが2,000人に満たない国籍区分は、州別に「その他」としてまとめる。

(13区分) (人口基本41, 43)

総数

日本  
韓国, 朝鮮  
中国  
フィリピン  
タイ  
インドネシア  
ベトナム  
インド  
イギリス  
アメリカ  
ブラジル  
ペルー  
その他<sup>1)</sup>

日本人・外国人の別「不詳」

1) 無国籍及び国名「不詳」を含む。

(12区分) (人口基本38~40, 就業状態30-1,  
30-3~31-2, 32-1~2, 人移①9-1~2)

総数

韓国, 朝鮮  
中国  
フィリピン  
タイ  
インドネシア  
ベトナム  
インド  
イギリス  
アメリカ  
ブラジル  
ペルー  
その他<sup>1)</sup>

1) 無国籍及び国名「不詳」を含む。

## 7 世帯の種類

世帯の種類

(2区分) (抽出速報13, 15, 人口基本2, 6~8-3,  
就業状態12, 27-1~2, 小地域5)

総数

一般世帯  
施設等の世帯

施設等の世帯の種類

(6区分) (抽出速報15, 人口基本6, 7)

総数

寮・寄宿舎の学生・生徒  
病院・療養所の入院者  
社会施設の入所者  
自衛隊営舎内居住者  
矯正施設の入所者  
その他

(4区分) (人移①14)

総数

寮・寄宿舎の学生・生徒  
病院・療養所の入院者  
社会施設の入所者  
その他<sup>1)</sup>

1) 「自衛隊営舎内居住者」及び「矯正施設の入所者」を含む。

## 8 世帯の家族類型

世帯の家族類型

(22区分) (抽出速報14-1, 人口基本10, 30-1~2)

総数

A 親族のみの世帯

1 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

2 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
  - [1] 夫婦と夫の親から成る世帯
  - [2] 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - [1] 夫婦と夫の親から成る世帯
  - [2] 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦, 子供と両親から成る世帯<sup>1)</sup>
  - [1] 夫婦, 子供と夫の親から成る世帯
  - [2] 夫婦, 子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦, 子供とひとり親から成る世帯<sup>1)</sup>
  - [1] 夫婦, 子供と夫の親から成る世帯
  - [2] 夫婦, 子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族(親, 子供を含まない)から成る世帯
- (10) 夫婦, 子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
- (11) 夫婦, 親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯<sup>1)</sup>
  - [1] 夫婦, 夫の親と他の親族から成る世帯
  - [2] 夫婦, 妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦, 子供, 親と他の親族から成る世帯<sup>1)</sup>
  - [1] 夫婦, 子供, 夫の親と他の親族から成る世帯
  - [2] 夫婦, 子供, 妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

B 非親族を含む世帯

C 単独世帯

世帯の家族類型「不詳」

(再掲) 3世代世帯(人口基本10を除く)

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

(16区分) (抽出速報14-2, 15, 人口基本6, 11, 12,  
13-1~2, 15~16-2, 22, 24-1~2, 25, 27,  
就業状態12, 世帯構造3, 24, 27, 29)

総数

A 親族のみの世帯

1 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯

- (4) 女親と子供から成る世帯
- 2 核家族以外の世帯
  - (5) 夫婦と両親から成る世帯
  - (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
  - (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
  - (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
  - (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
  - (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯
  - (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
  - (14) 他に分類されない世帯

B 非親族を含む世帯

C 単独世帯

世帯の家族類型「不詳」

(再掲) 3 世代世帯 (抽出速報 14-2 を除く)

(6 区分) (小地域 6)

総数

- 親族のみの世帯
  - 核家族世帯
    - うち夫婦のみの世帯
    - うち夫婦と子供から成る世帯
  - 核家族以外の世帯
- 非親族を含む世帯
- 単独世帯
- 世帯の家族類型「不詳」
  - (再掲) 3 世代世帯

(5 区分) (人口基本 26-1~2, 41, 就業状態 13~15)

総数

- 親族のみの世帯
  - 核家族世帯
    - うち夫婦のみの世帯
  - 核家族以外の世帯
- 非親族を含む世帯
- 単独世帯
- 世帯の家族類型「不詳」

(4 区分) (人移⑩10~12)

総数

- 親族のみの世帯
  - 核家族世帯
    - 核家族以外の世帯
  - 非親族を含む世帯
  - 単独世帯
- 世帯の家族類型「不詳」

夫婦の種類

(2 区分) (人口基本 36-1~2, 37)

- 夫婦のみの世帯
  - うち高齢夫婦世帯

夫婦のいる一般世帯の家族類型

(3 区分) (就業状態 19, 世帯構造 8-1~3)

- 夫婦のいる一般世帯
  - 夫婦のいる核家族世帯
  - 夫婦のいるその他の世帯 (同居の親あり)
  - 夫婦のいるその他の世帯 (同居の親なし)
  - (再掲) 夫婦のいる 3 世代世帯

高齢世帯員の有無による世帯の類型

(17 区分) (人口基本 28)

総数

- 65 歳以上世帯員がいない世帯
- 65 歳以上世帯員がいる世帯

- うち 75 歳以上世帯員がいる世帯
- うち 85 歳以上世帯員がいる世帯
- 65 歳以上世帯員のみ世帯
  - 1 人世帯
  - 2 人世帯
    - 夫婦のみの世帯
    - その他の世帯
  - 3 人以上世帯
    - 夫婦とその親の世帯
    - その他の世帯
- 65 歳未満世帯員がいる世帯
  - 2 人世帯
    - 夫婦のみの世帯
    - その他の世帯
  - 3 人以上世帯
    - 息子夫婦のいる世帯
    - 娘夫婦のいる世帯
    - 単身の子供のみがいる世帯
      - うち息子がいる世帯
      - うち娘がいる世帯
      - その他の世帯<sup>1)</sup>

世帯員が全員年齢「不詳」の世帯

1) 息子夫婦、娘夫婦の判断がつかない 1 世代下の夫婦及び息子夫婦、娘夫婦が共にいる場合を含む。

親との同居・非同居

(4 区分) (世帯構造 9, 41)

総数

- 両親と同居
- 父親と同居
- 母親と同居
- 親と同居していない
- 同居しているか否か判定できない者

(3 区分) (世帯構造 40)

総数

- 同居していない
- 同居している
  - 核家族世帯で同居
  - その他の世帯で同居
- 同居しているか否か判定できない者

子との同居・非同居

(3 区分) (世帯構造 39)

総数

- 同居していない
- 同居している
  - 核家族世帯で同居
  - その他の世帯で同居
- 同居しているか否か判定できない者

子供のいる世帯の家族類型

(4 区分) (就業状態 20)

総数

- 夫婦と子供から成る核家族世帯
- 父親と子供から成る核家族世帯
- 母親と子供から成る核家族世帯
- その他の世帯

外国人のいる世帯の類型

(4 区分) (人口基本 41, 42)

総数

- 外国人のみ
- 外国人と日本人がいる世帯
  - 日本人の親族がいる世帯
  - 外国人の親族がいる世帯
  - 外国人の親族がいない世帯
  - 日本人の親族がいない世帯
- 親族の状況「不詳」
- 外国人のいる世帯の類型「不詳」

## 9 世帯人員

### 世帯人員

(10区分) (抽出速報 13, 人口基本 7)

総数

1人

2

↓

9

10人以上

1世帯当たり人員

(7区分) (人口基本 9, 11, 12, 21, 29, 31, 33-1~2, 小地域 5)

総数

1人

2

↓

6

7人以上

1世帯当たり人員 (人口基本 21, 小地域 5)

(2区分) (人口基本 8-1~3, 14-1~2, 就業状態 11)

総数

2人以上

1人 (単独世帯)

### 施設等の世帯人員

(4区分) (人口基本 7)

総数

1~4人

5~29

30~49

50人以上

### 65歳以上世帯員の有無

(2区分A) (人口基本 29, 30-1~2, 31~34-2)

総数

うち 65歳以上世帯員がいる世帯

(2区分B) (人口基本 30-1)

総数

65歳以上世帯員のみ在世帯

65歳未満世帯員がいる世帯

### 65歳以上世帯人員

(3区分) (人口基本 30-1)

総数

65歳以上世帯人員 1人

2

3人以上

## 10 子供の有無, 数, 年齢

### 子供の有無・数・年齢

(121区分) (抽出速報 16, 就業状態 16, 17, 世帯構造 8-1~2)

総数

子供なし

子供あり

最年少の子供が 0歳

1

2

3

4

5

↓

17

18歳以上

子供が 1人

子供が 0歳

1~2

3~5

6~8

9~11

12~14

15~17

18歳以上

子供が 2人

最年少の子供が 0歳

最年長の子供が 0歳

1~2

3~5

6~8

9~11

12歳以上

最年少の子供が 1~2歳

最年長の子供が 1~2歳

3~5

6~8

9~11

12歳以上

最年少の子供が 3~5歳

最年長の子供が 3~5歳

6~8

9~11

12~14

15歳以上

最年少の子供が 6~8歳

最年長の子供が 6~8歳

9~11

12~14

15~17

18歳以上

最年少の子供が 9~11歳

最年長の子供が 9~11歳

12~14

15~17

18歳以上

最年少の子供が 12~14歳

最年長の子供が 12~14歳

15~17

18歳以上

最年少の子供が 15~17歳

最年長の子供が 15~17歳

18歳以上

最年少の子供が 18歳以上

子供が 3人

(「子供が 2人」に同じ)

子供が 4人以上

(「子供が 2人」に同じ)

(52区分) (世帯構造 8-3)

総数

子供なし

子供あり

最年少の子供が 0歳

1

2

3

4

↓

17

18歳以上

子供が 1人

子供が 0歳

1~2

	3～5
	6～8
	9～11
	12～14
	15～17
	18 歳以上
子供が 2 人	
最年少の子供が	0 歳
	1～2
	3～5
	6～8
	9～11
	12～14
	15～17
	18 歳以上
子供が 3 人	
(「子供が 2 人」に同じ)	
子供が 4 人以上	
(「子供が 2 人」に同じ)	
(49 区分) (就業状態 19)	
総数	
子供なし	
子供あり	
最年少の子供が	0 歳
	1
	2
	3
	4
	5
	↓
	19
	20 歳以上
子供が 1 人	
子供が	0 歳
	1～2
	3～5
	6～8
	9～11
	12～14
	15～17
	18～19
	20 歳以上
子供が 2 人	
最年少の子供が	0 歳
	1～2
	3～5
	6～8
	9～11
	12～14
	15～17
	18～19
	20 歳以上
子供が 3 人以上	
(「子供が 2 人」に同じ)	

子供の数・年齢

(58 区分) (就業状態 18-1)	
総数	
最年少の子供が	0 歳
	1
	2
	3
	4
	5
	↓
	17
	18 歳以上
子供が 1 人	

子供が	0 歳
	1～2
	3～5
	6～8
	9～11
	12～14
	15～17
	18 歳以上
子供が 2 人以上	
最年少の子供が 0 歳	
最年長の子供が	0 歳
	1～2
	3～5
	6～8
	9～11
	12 歳以上
最年少の子供が 1～2 歳	
最年長の子供が	1～2 歳
	3～5
	6～8
	9～11
	12 歳以上
最年少の子供が 3～5 歳	
最年長の子供が	3～5 歳
	6～8
	9～11
	12～14
	15 歳以上
最年少の子供が 6～8 歳	
最年長の子供が	6～8 歳
	9～11
	12～14
	15～17
	18 歳以上
最年少の子供が 9～11 歳	
最年長の子供が	9～11 歳
	12～14
	15～17
	18 歳以上
最年少の子供が 12～14 歳	
最年長の子供が	12～14 歳
	15～17
	18 歳以上
最年少の子供が 15～17 歳	
最年長の子供が	15～17 歳
	18 歳以上
最年少の子供が 18 歳以上	

(35 区分) (就業状態 18-2)

総数	
最年少の子供が	0 歳
	1
	2
	3
	4
	5
	↓
	17
	18 歳以上
子供が 1 人	
子供が	0 歳
	1～2
	3～5
	6～8
	9～11
	12～14
	15～17
	18 歳以上
子供が 2 人以上	

最年少の子供が 0 歳  
 1～2  
 3～5  
 6～8  
 9～11  
 12～14  
 15～17  
 18 歳以上

**子供の数**  
 (3 区分) (世帯構造 11, 12, 17, 18)  
 総数  
 子供が 1 人  
 2  
 3 人以上  
 1 世帯当たり子供の数

**子供の年齢**  
 (各歳 J) (就業状態 20)  
 総数  
 0 歳  
 1  
 ↓  
 18  
 19  
 20 歳以上

(各歳 K) (世帯構造 9)  
 総数  
 0 歳  
 1  
 ↓  
 23  
 24  
 25～29  
 30～34  
 35～39  
 40～44  
 45～49  
 50～54  
 55～59  
 60 歳以上

**最年少の子供の年齢**  
 (8 区分) (世帯構造 11, 17)  
 総数  
 最年少の子供が 0 歳  
 1～2 歳  
 3～5  
 6～8  
 9～11  
 12～14  
 15～17  
 18～19  
 (再掲)  
 最年長の子供が 6 歳未満

**20 歳以下同居児数**  
 (5 区分) (世帯構造 31～34)  
 総数  
 0 人  
 1  
 ↓  
 4 人以上

## 11 住居の種類, 住宅の所有の関係, 住宅の建て方

**住居の種類**  
 (2 区分) (抽出速報 22, 23, 世帯構造 25, 27)

総数  
 うち住宅に住む一般世帯

**住居の種類・住宅の所有の関係**  
 (8 区分) (就業状態 28-1)

総数  
 住宅に住む一般世帯  
 主世帯  
 持ち家  
 公営の借家  
 都市再生機構・公社の借家  
 民営の借家  
 給与住宅  
 間借り  
 うち 1 人世帯  
 住宅以外に住む一般世帯  
 住居の種類「不詳」

(7 区分 A) (抽出速報 17, 人口基本 18-1, 22, 32-1, 42, 世帯構造 2, 13, 19)

総数  
 住宅に住む一般世帯  
 主世帯  
 持ち家  
 公営の借家  
 都市再生機構・公社の借家  
 民営の借家  
 給与住宅  
 間借り  
 住宅以外に住む一般世帯  
 住居の種類「不詳」

(6 区分 A) (人口基本 18-2, 32-2, 就業状態 28-2, 小地域 7)

総数  
 住宅に住む一般世帯  
 主世帯  
 持ち家  
 公営・都市再生機構・公社の借家  
 民営の借家  
 給与住宅  
 間借り  
 住宅以外に住む一般世帯  
 住居の種類「不詳」

(7 区分 B) (人口基本 19-1, 21, 24-1, 25, 26-1, 33-1, 36-1, 世帯構造 34, 38)

総数  
 うち住宅に住む一般世帯  
 主世帯  
 持ち家  
 公営の借家  
 都市再生機構・公社の借家  
 民営の借家  
 給与住宅  
 間借り

(6 区分 B) (人口基本 19-2, 24-2, 26-2, 33-2, 36-2)

総数  
 うち住宅に住む一般世帯  
 主世帯  
 持ち家  
 公営・都市再生機構・公社の借家  
 民営の借家  
 給与住宅  
 間借り

(3 区分) (人口基本 27, 34-1～2, 37, 就業状態 29)

総数  
 うち住宅に住む一般世帯

うち住宅に住む主世帯

### 住宅の建て方

(8区分) (人口基本 19-1~2, 24-1, 34-1, 37)

総数  
一戸建  
長屋建  
共同住宅  
建物全体の階数  
1・2階建  
3~5  
6~10  
11~14  
15階建以上  
その他

(7区分) (小地域 8)

総数  
一戸建  
長屋建  
共同住宅  
建物全体の階数  
1・2階建  
3~5  
6~10  
11階建以上  
その他

(6区分) (人口基本 34-2, 就業状態 29)

総数  
一戸建  
長屋建  
共同住宅  
建物全体の階数  
1・2階建  
3~5  
6階建以上  
その他

### 建物全体の階数

(5区分) (人口基本 20)

建物全体の階数  
1・2階建  
3~5  
6~10  
11~14  
15階建以上

### 世帯が住んでいる階

(5区分) (人口基本 19-1~2, 20, 23, 24-1, 34-1, 37, 就業構造 25, 26, 世帯構造 26-1)

世帯が住んでいる階  
1・2階  
3~5  
6~10  
11~14  
15階以上

(3区分) (人口基本 34-2, 世帯構造 26-2)

世帯が住んでいる階  
1・2階  
3~5  
6階以上

### 住居の種類・住宅の建て方

(9区分) (人口基本 23, 就業状態 25, 26, 世帯構造 26-1)

総数  
うち住宅に住む一般世帯

一戸建  
長屋建  
共同住宅  
建物全体の階数  
1・2階建  
3~5  
6~10  
11~14  
15階建以上  
その他

(7区分) (世帯構造 26-2)

総数  
うち住宅に住む一般世帯  
一戸建  
長屋建  
共同住宅  
建物全体の階数  
1・2階建  
3~5  
6階建以上  
その他

## 12 居住期間

(6区分) (抽出速報 12, 世帯構造 1~7, 人移①8, 小地域 13)

総数  
出生時から  
1年未満  
1年以上5年未満  
5年以上10年未満  
10年以上20年未満  
20年以上  
居住期間「不詳」

(2区分) (人移①7)

総数<sup>1)</sup>  
うち1年未満  
うち1年以上5年未満  
1) 居住期間「不詳」を含む。

## 13 労働力状態、就業状態

### 労働力状態

(8区分) (抽出速報 3, 4, 就業状態 1-1~2-2, 21, 30-1~3)

総数  
労働力人口  
就業者  
主に仕事  
家事のほか仕事  
通学のかたわら仕事  
休業者  
完全失業者  
非労働力人口  
家事  
通学  
その他  
労働力状態「不詳」  
(別掲) 労働力率 (抽出速報 3, 就業状態 1-1~3のみ)

(5区分) (就業状態 11, 22, 人移②1~3)

総数  
労働力人口  
就業者  
完全失業者  
非労働力人口  
家事  
通学

その他  
労働力状態「不詳」

(3区分) (就業状態 13~15, 23, 24,  
世帯構造 14-1~2, 20-1~2)

総数  
労働力人口  
就業者  
完全失業者  
非労働力人口  
労働力状態「不詳」

(2区分) (小地域 9)

総数  
労働力人口  
非労働力人口  
労働力状態「不詳」

#### 就業の状態

(4区分) (就業状態 3-1, 4, 7, 抽出詳細 1, 6)

総数  
主に仕事  
家事のほか仕事  
通学のかたわら仕事  
休業者

#### 就業・非就業

(2区分) (就業状態 12, 25, 26, 世帯構造 5, 7, 31,  
35, 39, 40)

総数  
就業者  
非就業者<sup>1)</sup>  
労働力状態「不詳」  
(再掲) (世帯構造 31, 35のみ)  
休業者  
完全失業者

1) 「完全失業者」及び「非労働力人口」

#### 夫婦の就業・非就業

(4区分) (抽出速報 16, 就業状態 16, 17, 19,  
世帯構造 10)

総数  
夫が就業者  
妻が就業者  
妻が非就業者<sup>1)</sup>  
妻の労働力状態「不詳」  
夫が非就業者  
妻が就業者  
妻が非就業者<sup>1)</sup>  
妻の労働力状態「不詳」  
夫の労働力状態「不詳」  
妻が就業者  
妻が非就業者<sup>1)</sup>  
妻の労働力状態「不詳」

1) 「完全失業者」及び「非労働力人口」

#### 親の就業・非就業

(4区分) (就業状態 20)

総数  
両親とも就業者  
男親のみ就業者  
女親のみ就業者  
両親とも非就業者<sup>1)</sup>  
親の労働力状態「不詳」

1) 「完全失業者」及び「非労働力人口」

(2区分) (就業状態 18-1~2)

総数  
親が就業者

親が非就業者<sup>1)</sup>  
親の労働力状態「不詳」

1) 「完全失業者」及び「非労働力人口」

#### 有配偶の女性の就業状態

(2区分) (従通①②)

有配偶の女性就業者  
うちに仕事  
うち家事のほか仕事

## 14 従業上の地位

(8区分) (就業状態 3-1~2, 5-1~2, 8-1~2, 22,  
抽出詳細 5, 10, 従通②1-3, 2-3)

総数  
雇用者  
正規の職員・従業員  
労働者派遣事業所の派遣社員  
パート・アルバイト・その他  
役員  
雇人のある業主  
雇人のない業主  
家族従業者  
家庭内職者  
従業上の地位「不詳」

(7区分A) (抽出速報 5, 6-1, 7, 8-1, 就業状態 31-1,  
31-3, 32-1, 32-3, 世帯構造 4~7,  
抽出詳細 2, 7)

総数  
雇用者  
正規の職員・従業員  
労働者派遣事業所の派遣社員  
パート・アルバイト・その他  
役員  
雇人のある業主  
雇人のない業主(家庭内職者を含む)  
家族従業者  
従業上の地位「不詳」

(7区分B) (世帯構造 14-1~2, 20-1~2)

総数  
雇用者(役員を含む)  
正規の職員・従業員  
労働者派遣事業所の派遣社員  
パート・アルバイト・その他  
雇人のある業主  
雇人のない業主  
家族従業者  
家庭内職者  
従業上の地位「不詳」

(5区分) (人移②6~8)

総数  
雇用者  
正規の職員・従業員  
労働者派遣事業所の派遣社員  
パート・アルバイト・その他  
役員  
自営業主<sup>1)</sup>(家庭内職者を含む)・家族従業者  
従業上の地位「不詳」

1) 「雇人のある業主」及び「雇人のない業主」

(4区分) (就業状態 11)

総数  
雇用者(役員を含む)  
正規の職員・従業員  
労働者派遣事業所の派遣社員  
パート・アルバイト・その他  
自営業主<sup>1)</sup>(家庭内職者を含む)・家族従業者

従業上の地位「不詳」  
1) 「雇人のある業主」及び「雇人のない業主」

(3区分) (抽出速報 6-2, 8-2, 小地域 10)  
総数

雇用者(役員を含む)  
自営業主<sup>1)</sup>(家庭内職者を含む)  
家族従業者  
従業上の地位「不詳」

1) 「雇人のある業主」及び「雇人のない業主」

(2区分) (就業状態 25, 26)  
総数

雇用者(役員を含む)  
自営業主<sup>1)</sup>(家庭内職者を含む)・家族従業者  
従業上の地位「不詳」

1) 「雇人のある業主」及び「雇人のない業主」

#### 雇用者の従業上の地位

(3区分) (抽出速報 19, 従通⑦7, 8, 12)

雇用者  
正規の職員・従業員  
労働者派遣事業所の派遣社員  
パート・アルバイト・その他

## 15 産業, 職業

### 産業

[産業分類表参照]

(大分類) (抽出速報 5, 9, 10-2, 19, 21,  
就業状態 4~6-3, 10-1~2, 14, 23,  
31-1~3, 世帯構造 4, 5, 15, 21, 31,  
35, 従通①8~11, 16-1~2, 人移②1~3,  
小地域 11)

(中分類) (抽出速報 6-2, 10-1, 抽出詳細 1~3,  
従通②1-1~3)

(小分類) (抽出速報 6-1, 11, 抽出詳細 4, 5, 11)

(3区分) (抽出速報 5, 就業状態 5-1~2, 6-3)

第1次産業  
第2次産業  
第3次産業

### 職業

[職業分類表参照]

(大分類) (抽出速報 7, 9, 10-2, 21,  
就業状態 7~10-2, 15, 24, 32-1~3,  
世帯構造 6, 7, 16, 22, 32, 36,  
従通①12~16-2, 人移②6~8, 小地域 12)

(中分類) (抽出速報 8-2, 10-1, 抽出詳細 6~8,  
従通②2-1~3)

(小分類) (抽出速報 8-1, 11, 抽出詳細 9~11)

## 16 社会経済分類

(23区分) (抽出詳細 13)

総数  
農林漁業者  
農林漁業雇用者  
会社団体役員  
商店主  
工場主  
サービス・その他の事業主  
専門職業者  
技術者  
教員・宗教家

文筆家・芸術家・芸能家  
管理職  
事務職  
販売人  
技能者  
労務作業者  
個人サービス人  
保安職  
内職者  
学生生徒  
家事従事者  
その他の15歳以上非就業者  
15歳未満の者  
分類不能

(22区分) (抽出詳細 12-1~2)

総数  
農林漁業者  
農林漁業雇用者  
会社団体役員  
商店主  
工場主  
サービス・その他の事業主  
専門職業者  
技術者  
教員・宗教家  
文筆家・芸術家・芸能家  
管理職  
事務職  
販売人  
技能者  
労務作業者  
個人サービス人  
保安職  
内職者  
学生生徒  
家事従事者  
その他の15歳以上非就業者  
分類不能

注) 上記23区分から「15歳未満の者」を除いたもの

## 17 世帯の経済構成

(12区分) (世帯構造 23, 24, 33, 37, 小地域 14)

総数  
農林漁業就業者世帯  
農林漁業・業主世帯  
農林漁業・雇用者世帯  
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯  
農林漁業・業主混合世帯  
農林漁業・雇用者混合世帯  
非農林漁業・業主混合世帯  
非農林漁業・雇用者混合世帯  
非農林漁業就業者世帯  
非農林漁業・業主世帯  
非農林漁業・雇用者世帯  
非農林漁業・業主・雇用者世帯  
(世帯の主な就業者が業主)  
非農林漁業・業主・雇用者世帯  
(世帯の主な就業者が雇用者)  
非就業者世帯  
分類不能の世帯

## 18 従業・通学時の世帯の状況

(14区分) (抽出速報 22, 23, 世帯構造 25~27)

総数  
通勤・通学者のみの世帯  
通勤者のみ  
通学者のみ  
通勤者と通学者のいる世帯

うち 12 歳未満通学者あり  
 その他の世帯（通勤・通学者以外の世帯員の構成）  
 高齢者のみ  
 うち 1 人  
 高齢者と幼児のみ  
 うち高齢者 1 人  
 高齢者と幼児と女性のみ  
 高齢者と女性のみ  
 幼児のみ  
 幼児と女性のみ  
 女性のみ  
 その他

## 19 通勤・通学者数

### 就業・通学

（4 区分）（抽出速報 22，世帯構造 25）

総数

自宅就業者  
 通勤者  
 通学者  
 その他

### 通勤・通学者数

（5 区分）（抽出速報 22，世帯構造 25）

総数

0 人  
 1  
 2  
 3  
 4 人以上

## 20 都市計画の地域区分

（47 区分）（就業状態 27-1，28-1，29）

総数

### A 都市計画区域

#### a 市街化区域<sup>1)</sup>

##### 1 工業区域

###### (1) 工業 A 区域

[1] 工業専用地域  
 [2] 工業専用地域とその他  
 [3] 工業地域  
 [4] 工業地域とその他

###### (2) 工業 B 区域

[5] 準工業地域  
 [6] 準工業地域とその他

##### 2 商業区域

###### (1) 商業 A 区域

[7] 商業地域  
 [8] 商業地域とその他

###### (2) 商業 B 区域

[9] 近隣商業地域  
 [10] 近隣商業地域とその他

##### 3 住居区域

###### (1) 住居地域

[11] 準住居地域  
 [12] 第二種住居地域  
 [13] 第一種住居地域  
 [14] 住居地域混合  
 [15] 住居地域とその他

###### (2) 中高層住居専用地域

[16] 第二種中高層住居専用地域  
 [17] 第一種中高層住居専用地域  
 [18] 中高層住居専用地域混合  
 [19] 中高層住居専用地域とその他

###### (3) 低層住居専用地域

[20] 第二種低層住居専用地域  
 [21] 第一種低層住居専用地域  
 [22] 低層住居専用地域混合

### b 市街化調整区域

### c 非線引きの区域<sup>1)</sup>

#### 1 工業区域

##### (1) 工業 A 区域

[1] 工業専用地域  
 [2] 工業専用地域とその他  
 [3] 工業地域  
 [4] 工業地域とその他

##### (2) 工業 B 区域

[5] 準工業地域  
 [6] 準工業地域とその他

#### 2 商業区域

##### (1) 商業 A 区域

[7] 商業地域  
 [8] 商業地域とその他

##### (2) 商業 B 区域

[9] 近隣商業地域  
 [10] 近隣商業地域とその他

#### 3 住居区域

##### (1) 住居地域

[11] 準住居地域  
 [12] 第二種住居地域  
 [13] 第一種住居地域  
 [14] 住居地域混合  
 [15] 住居地域とその他

##### (2) 中高層住居専用地域

[16] 第二種中高層住居専用地域  
 [17] 第一種中高層住居専用地域  
 [18] 中高層住居専用地域混合  
 [19] 中高層住居専用地域とその他

##### (3) 低層住居専用地域

[20] 第二種低層住居専用地域  
 [21] 第一種低層住居専用地域  
 [22] 低層住居専用地域混合

### B 都市計画区域以外の区域

1) 用途地域未設定の地域を含む。

（9 区分）（就業状態 27-2，28-2）

総数

### A 都市計画区域

#### a 市街化区域<sup>1)</sup>

##### 1 工業区域

##### 2 商業区域

##### 3 住居区域

### b 市街化調整区域

### c 非線引きの区域<sup>1)</sup>

#### 1 工業区域

#### 2 商業区域

#### 3 住居区域

### B 都市計画区域以外の区域

1) 用途地域未設定の地域を含む。

## 21 従業地・通学地，常驻地

### 従業地・通学地 A （従通①3）

#### （全国）

当地に常住する就業者・通学者

自市区町村で従業・通学

自宅

自宅外

他市区町村で従業・通学

自市内他区

県内他市区町村

他県

従業・通学市区町村「不詳・外国」

従業地・通学地「不詳」

#### （都道府県）

当地に常住する就業者・通学者

自市区町村で従業・通学

自宅

自宅外

他市区町村で従業・通学

自市内他区

県内他市区町村

他県

〇〇県

：

従業・通学市区町村「不詳・外国」

従業地・通学地「不詳」

**(市町村)**

当地に常住する就業者・通学者

自市町村で従業・通学

自区で従業・通学

自宅

自宅外

自市内他区で従業・通学

〇〇区

：

他市区町村で従業・通学

県内

〇〇市

〇〇区

：

他県

〇〇県

〇〇市

〇〇区

：

従業・通学市区町村「不詳・外国」

従業地・通学地「不詳」

**(21 大都市の区)**

当地に常住する就業者・通学者

自区で従業・通学

自宅

自宅外

自市内他区で従業・通学

〇〇区

：

他市区町村で従業・通学

県内

〇〇市

〇〇区

：

他県

〇〇県

〇〇市

〇〇区

：

従業・通学市区町村「不詳・外国」

従業地・通学地「不詳」

**従業地B (従通①9, 13)**

**(都道府県)**

当地に常住する就業者

自市区町村で従業

自宅

自宅外

他市区町村で従業

自市内他区

県内他市区町村

他県

〇〇県

：

従業市区町村「不詳・外国」

従業地「不詳」

**(21 大都市, 県庁所在市, 人口 20 万以上の市)**

当地に常住する就業者

自市で従業

自区で従業

自宅

自宅外

自市内他区で従業

〇〇区

：

他市区町村で従業

県内

〇〇市

〇〇区

：

他県

〇〇県

〇〇市

〇〇区

：

従業市区町村「不詳・外国」

従業地「不詳」

**(21 大都市の区)**

当地に常住する就業者

自区で従業

自宅

自宅外

自市内他区で従業

〇〇区

：

他市区町村で従業

県内

〇〇市

〇〇区

：

他県

〇〇県

〇〇市

〇〇区

：

従業市区町村「不詳・外国」

従業地「不詳」

**常住地A (従通①4)**

**(都道府県)**

当地で従業・通学する者

自市区町村に常住

自宅

自宅外

他市区町村に常住

自市内他区

県内他市区町村

他県

〇〇県

：

従業地・通学地「不詳・外国」で当地に常住している者

**(市町村)**

当地で従業・通学する者

自市町村に常住

自区に常住

自宅

自宅外

自市内他区に常住

〇〇区

：

他市区町村に常住

県内

〇〇市  
〇〇区  
：  
他県  
〇〇県  
〇〇市  
〇〇区  
：  
従業地・通学地「不詳・外国」で当地に常住している者

**(21 大都市の区)**

当地で従業・通学する者

自区に常住  
自宅  
自宅外  
自市内他区に常住  
〇〇区  
：

他市区町村に常住  
県内

〇〇市  
〇〇区  
：

他県

〇〇県  
〇〇市  
〇〇区  
：

従業地・通学地「不詳・外国」で当地に常住している者

**常住地B (従通①10, 14)**

**(都道府県)**

当地で従業する就業者

自市区町村に常住  
自宅  
自宅外

他市区町村に常住  
自市内他区

県内他市区町村  
他県

〇〇県  
：

従業地「不詳・外国」で当地に常住している者

**(21 大都市， 県庁所在市， 人口 20 万以上の市)**

当地で従業する就業者

自市に常住  
自区に常住  
自宅  
自宅外  
自市内他区に常住

〇〇区  
：

他市区町村に常住  
県内

〇〇市  
〇〇区  
：

他県

〇〇県  
〇〇市  
〇〇区  
：

従業地「不詳・外国」で当地に常住している者

**(21 大都市の区)**

当地で従業する就業者

自区に常住  
自宅

自宅外  
自市内他区に常住  
〇〇区  
：

他市区町村に常住  
県内

〇〇市  
〇〇区  
：

他県

〇〇県  
〇〇市  
〇〇区  
：

従業地「不詳・外国」で当地に常住している者

**常住地又は従業地・通学地**

(27 区分) (従通①1, 2)

常住地による人口(夜間人口)

従業も通学もしていない<sup>1)</sup>

自宅で従業

自宅外の自市区町村で従業・通学

他市区町村で従業・通学

自市内他区で従業・通学

県内他市区町村で従業・通学

他県で従業・通学

従業・通学市区町村「不詳・外国」

従業地・通学地「不詳」(労働力状態「不詳」を含む)

従業地・通学地による人口(昼間人口)<sup>2) 3)</sup>

うち自市内他区に常住

うち県内他市区町村に常住

うち他県に常住

(再掲)

流出口

流入人口

(別掲)

昼夜間人口比率

常住地による就業者数

自宅で従業

自宅外の自市区町村で従業

他市区町村で従業

自市内他区で従業

県内他市区町村で従業

他県で従業

従業市区町村「不詳・外国」

従業地「不詳」

従業地による就業者数<sup>3)</sup>

うち自市内他区に常住

うち県内他市区町村に常住

うち他県に常住

常住地による通学者数

自市区町村で通学

他市区町村で通学

自市内他区で通学

県内他市区町村で通学

他県で通学

通学市区町村「不詳」

通学地「不詳」

通学地による通学者数<sup>3)</sup>

うち自市内他区に常住

うち県内他市区町村に常住

うち他県に常住

1) 労働力状態「完全失業者」, 「家事」及び「その他」

2) 労働力状態「不詳」を含む。

3) 従業地・通学地「不詳・外国」で, 当地に常住している者を含む。

(10 区分) (抽出速報 18)

常住地による人口(夜間人口)

従業も通学もしていない<sup>1)</sup>

自宅で従業  
 自宅外の自市区町村で従業・通学  
 他市区町村で従業・通学  
   自市内他区で従業・通学  
   県内他市区町村で従業・通学  
   他県で従業・通学  
   従業・通学先市区町村「不詳・外国」  
 従業地・通学地「不詳」（労働力状態「不詳」を含む）  
 従業地・通学地による人口（昼間人口）<sup>2) 3)</sup>  
   うち自市内他区に常住  
   うち県内他市区町村に常住  
   うち他県に常住  
 (再掲)  
 流出人口  
 流入人口  
 (別掲)  
 昼夜間人口比率  
 1) 労働力状態「完全失業者」、「家事」及び「その他」  
 2) 労働力状態「不詳」を含む。  
 3) 従業地・通学地「不詳・外国」で、当地に常住している者を含む。

(9区分) (抽出速報 19, 従通①7, 8, 12)

常住地による 15 歳以上就業者数  
   自宅で従業  
   自宅外の自市区町村で従業  
   他市区町村で従業  
     自市内他区で従業  
     県内他市区町村で従業  
     他県で従業  
     従業市区町村「不詳・外国」  
   従業地「不詳」  
 従業地による 15 歳以上就業者数<sup>1)</sup>  
   うち自市内他区に常住  
   うち県内他市区町村に常住  
   うち他県に常住  
 1) 従業地「不詳・外国」で、当地に常住している者を含む。

常住地による従業地・通学地

(9区分) (小地域 15)

総数  
   常住地による 15 歳以上就業者数  
     自宅で従業  
     自宅外の自市区町村で従業  
     他市区町村で従業  
       自市内他区で従業  
       県内他市区町村で従業  
       他県で従業  
       従業市区町村「不詳・外国」  
     従業地「不詳」  
   常住地による 15 歳以上通学者数  
     自市区町村へ通学  
     他市区町村へ通学  
       自市内他区へ通学  
       県内他市区町村へ通学  
       他県へ通学  
     通学市区町村「不詳」  
     通学地「不詳」

22 5年前の常住地, 現住地

5年前の常住地A (人移①1, 11, 人移②1, 6)  
 (現住地による5年前の常住地)

(全国)

常住者  
   現住所  
   国内  
     自市区町村内

自市内他区  
   県内他市区町村  
   他県  
   転入(国外から)  
   5年前の常住市区町村「不詳」  
   移動状況「不詳」

(都道府県)

常住者  
   現住所  
   自県内  
     自市区町村内  
     自市内他区  
     県内他市区町村  
   転入  
     他県から  
       〇〇県  
       :  
     国外から  
     5年前の常住市区町村「不詳」  
   移動状況「不詳」  
 (再掲)  
   〇〇市  
   :  
   (21 大都市, 人口 50 万以上の市区)  
   :  
 (21 大都市, 人口 50 万以上の市)

(21 大都市, 人口 50 万以上の市)

常住者  
   現住所  
   自市内  
     自区内  
     自市内他区  
   転入  
     県内他市区町村から  
     他県から  
       〇〇県  
       :  
     国外から  
     5年前の常住市区町村「不詳」  
   移動状況「不詳」  
 (再掲)  
   〇〇市  
   :  
   (21 大都市, 人口 50 万以上の市区)  
   :  
 (特別区)

(特別区)

常住者  
   現住所  
   自区内  
   転入  
     都内他区から  
     都内他市町村から  
     他県から  
       〇〇県  
       :  
     国外から  
     5年前の常住市区町村「不詳」  
   移動状況「不詳」  
 (再掲)  
   〇〇市  
   :  
   (21 大都市, 人口 50 万以上の市区)  
   :  
 5年前の常住地B (抽出速報 24, 人移②3, 8)  
 (現住地による5年前の常住地)

5年前の常住地B (抽出速報 24, 人移②3, 8)  
 (現住地による5年前の常住地)

(全国)

常住者  
現住所  
国内  
自市区町村内  
自市内他区  
県内他市区町村  
他県  
転入（国外から）  
5年前の常住市区町村「不詳」  
移動状況「不詳」

**(都道府県)**

常住者  
現住所  
自県内  
自市区町村内  
自市内他区  
県内他市区町村  
転入  
他県から  
国外から  
5年前の常住市区町村「不詳」  
移動状況「不詳」  
(別掲)  
転出（他県へ）

**(21 大都市， 県庁所在市， 人口 50 万以上の市，  
人口 20 万以上の市)**

常住者  
現住所  
自市内  
自区内  
自市内他区  
転入  
県内他市区町村から  
他県から  
国外から  
5年前の常住市区町村「不詳」  
移動状況「不詳」  
(別掲)  
転出  
県内他市区町村へ  
他県へ

**(21 大都市の区， 人口 50 万以上の区)**

常住者  
現住所  
自区内  
転入  
自市内他区から  
県内他市区町村から  
他県から  
国外から  
5年前の常住市区町村「不詳」  
移動状況「不詳」  
(別掲)  
転出  
自市内他区へ  
県内他市区町村へ  
他県へ

**5 年前の常住地 C** (人移①4-1～2， 人移②4)  
(現住市区町村による 5 年前の常住市区町村)

**(市町村)**

常住者  
現住所  
自市町村内  
自区内

自市内他区  
〇〇区  
：  
転入  
県内他市区町村から  
〇〇市  
〇〇区  
：  
他県から  
〇〇県  
〇〇市  
〇〇区  
：  
国外から  
5年前の常住市区町村「不詳」  
移動状況「不詳」

**(区)**

常住者  
現住所  
自区内  
転入  
自市内他区から  
〇〇区  
：  
県内他市区町村から  
〇〇市  
〇〇区  
：  
他県から  
〇〇県  
〇〇市  
〇〇区  
：  
国外から  
5年前の常住市区町村「不詳」  
移動状況「不詳」

**現住地又は 5 年前の常住地**  
(10 区分) (人移①3)

(現住地による人口)

総数(常住者)

現住所

国内

自市区町村内

自市内他区

県内他市区町村

他県

国外

5年前の常住市区町村「不詳」

移動状況「不詳」

(5 年前の常住地による人口)

総数(5 年前の常住者)

うち自市内他区

うち県内他市区町村

うち他県

(再掲)

転入

転出

**5 年前の常住地 (6 区分 A)** (人移①8， 小地域 16)

常住者

現住所

国内

自市区町村内

自市内他区

県内他市区町村

他県

国外

5年前の常住市区町村「不詳」  
移動状況「不詳」

**5年前の常住地（6区分B）** (人移①9-1~2, 10, 13, 14)

**(全国)**

常住者

現住所

国内

自市区町村内

自市内他区

県内他市区町村

他県

転入（国外から）

5年前の常住市区町村「不詳」

移動状況「不詳」

**(都道府県)**

常住者

現住所

自県内

自市区町村内

自市内他区

県内他市区町村

転入

他県から

国外から

5年前の常住市区町村「不詳」

移動状況「不詳」

**(21大都市、人口50万以上の市)**

常住者

現住所

自市内

自区内

自市内他区

転入

県内他市区町村から

他県から

国外から

5年前の常住市区町村「不詳」

移動状況「不詳」

**(特別区)**

常住者

現住所

自区内

転入

都内他区から

都内他市町村から

他県から

国外から

5年前の常住市区町村「不詳」

移動状況「不詳」

**5年前の常住地（3区分）** (人移①13)

総数

現住所

現住所以外 世帯主と同じ市区町村

世帯主と異なる市区町村

**現住地A** (人移①2, 12, 人移②2, 7)

(5年前の常住地による現住地)

**(全国)**

総数

5年前の常住者（国内）

現住所

国内

自市区町村内  
自市内他区  
県内他市区町村  
他県

5年前の常住市区町村「不詳」

5年前国外にいた者

移動状況「不詳」

**(都道府県)**

5年前の常住者

現住所

自県内

自市区町村内

自市内他区

県内他市区町村

転出

他県へ

〇〇県

:

(再掲)

〇〇市

:

(21大都市、人口50万以上の市区)

:

**(21大都市、人口50万以上の市)**

5年前の常住者

現住所

自市内

自区内

自市内他区

転出

県内他市区町村へ

他県へ

〇〇県

:

(再掲)

〇〇市

:

(21大都市、人口50万以上の市区)

:

**(特別区)**

5年前の常住者

現住所

自区内

転出

都内他区へ

都内他市町村へ

他県へ

〇〇県

:

(再掲)

〇〇市

:

(21大都市、人口50万以上の市区)

:

**現住地B** (人移①5-1~2, 人移②5)

(5年前の常住市区町村による現住市区町村)

**(市町村)**

5年前の常住者

現住所

自市町村内

自区内

自市内他区

〇〇区

：  
転出  
県内他市区町村へ  
〇〇市  
〇〇区  
：  
他県へ  
〇〇県  
〇〇市  
〇〇区  
：

(区)

5年前の常住者  
現住所  
自区内  
転出  
自市内他区へ  
〇〇区  
：  
県内他市区町村へ  
〇〇市  
〇〇区  
：  
他県へ  
〇〇県  
〇〇市  
〇〇区  
：

## 23 世帯の移動類型

(4区分) (人移①10～12)

総数

全世帯員が移動の世帯  
全世帯員の5年前の常住市区町村が同一の世帯  
一部世帯員の5年前の常住市区町村が異なる世帯  
一部世帯員が移動の世帯  
世帯員の移動がない世帯

## 国籍分類表※

総数

アジア州

アゼルバイジャン  
アフガニスタン  
アラブ首長国連邦  
アルメニア  
イエメン  
イスラエル  
イラク  
イラン  
インド  
インドネシア  
ウズベキスタン  
オマーン  
カザフスタン  
カタール  
韓国, 朝鮮  
カンボジア  
キプロス  
キルギス  
クウェート  
サウジアラビア  
ジョージア  
シリア  
シンガポール  
スリランカ  
タイ  
タジキスタン  
中国  
トルクメニスタン  
トルコ  
ネパール  
バーレーン  
パキスタン  
バングラデシュ  
東ティモール  
フィリピン  
ブータン  
ブルネイ  
ベトナム  
マレーシア  
ミャンマー  
モルディブ  
モンゴル  
ヨルダン  
ラオス  
レバノン

北アメリカ州

アメリカ  
アンティグア・バーブーダ  
エルサルバドル  
カナダ  
キューバ  
グアテマラ  
グレナダ  
コスタリカ  
ジャマイカ  
セントクリストファー・ネイビス  
セントビンセント・グレナディーン諸島  
セントルシア  
ドミニカ国  
ドミニカ共和国  
トリニダード・トバゴ  
ニカラグア  
ハイチ  
パナマ

バハマ  
バルバドス  
ベリーズ  
ホンジュラス  
メキシコ

南アメリカ州

アルゼンチン  
ウルグアイ  
エクアドル  
ガイアナ  
コロンビア  
スリナム  
チリ  
パラグアイ  
ブラジル  
ベネズエラ  
ペルー  
ボリビア

ヨーロッパ州

アイスランド  
アイルランド  
アルバニア  
アンドラ  
イギリス  
イタリア  
ウクライナ  
エストニア  
オーストリア  
オランダ  
ギリシャ  
クロアチア  
コソボ  
サンマリノ  
スイス  
スウェーデン  
スペイン  
スロバキア  
スロベニア  
セルビア  
チェコ  
デンマーク  
ドイツ  
ノルウェー  
バチカン  
ハンガリー  
フィンランド  
フランス  
ブルガリア  
ベラルーシ  
ベルギー  
ポーランド  
ボスニア・ヘルツェゴビナ  
ポルトガル  
マケドニア  
マルタ  
モナコ  
モルドバ  
モンテネグロ  
ラトビア  
リトアニア  
リヒテンシュタイン  
ルーマニア  
ルクセンブルク  
ロシア

アフリカ州  
アルジェリア  
アンゴラ  
ウガンダ  
エジプト  
エチオピア  
エリトリア  
ガーナ  
カーボヴェルデ  
ガボン  
カメルーン  
ガンビア  
ギニア  
ギニアビサウ  
ケニア  
コートジボワール  
コモロ  
コンゴ共和国  
コンゴ民主共和国  
サントメ・プリンシペ  
ザンビア  
シエラレオネ  
ジブチ  
ジンバブエ  
スーダン  
スワジランド  
セーシェル  
赤道ギニア  
セネガル  
ソマリア  
タンザニア  
チャド  
中央アフリカ  
チュニジア  
トーゴ  
ナイジェリア  
ナミビア  
ニジェール  
ブルキナファソ  
ブルンジ  
ベナン  
ボツワナ  
マダガスカル  
マラウイ  
マリ  
南アフリカ  
南スーダン  
モーリシャス  
モーリタニア  
モザンビーク  
モロッコ  
リビア  
リベリア  
ルワンダ  
レソト

オセアニア州  
オーストラリア  
キリバス  
クック諸島  
サモア  
ソロモン諸島  
ツバル  
トンガ  
ナウル  
ニウエ  
ニュージーランド  
バヌアツ  
パプアニューギニア

パラオ  
フィジー  
マーシャル諸島  
ミクロネシア

無国籍・国名「不詳」

※平成 27 年 10 月 1 日現在の日本承認国に基づく。

## 産 業 分 類 表

A 農業、林業	166 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業
01 農業	169 その他の化学工業
01a 農業（農業サービス業を除く）	17 石油製品・石炭製品製造業
01c 農業サービス業	171 石油精製業
02 林業	17a その他の石油製品・石炭製品製造業
02a 林業	18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
B 漁業	18a プラスチック製品製造業（別掲を除く）
03 漁業（水産養殖業を除く）	19 ゴム製品製造業
03a 漁業（水産養殖業を除く）	191 タイヤ・チューブ製造業
04 水産養殖業	192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
04a 水産養殖業	19a その他のゴム製品製造業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
05 鉱業、採石業、砂利採取業	20a 革製履物・同材料・同附属品製造業
05a 鉱業、採石業、砂利採取業	20c かばん・袋物製造業
D 建設業	20d その他のなめし革製品・毛皮製造業
06 建設業	21 窯業・土石製品製造業
06a 建設業	211 ガラス・同製品製造業
E 製造業	212 セメント・同製品製造業
09 食料品製造業	213 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）
091 畜産食料品製造業	214 陶磁器・同関連製品製造業
092 水産食料品製造業	21a その他の窯業・土石製品製造業
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	22 鉄鋼業
094 調味料製造業	22a 鉄鋼業
095 糖類製造業	23 非鉄金属製造業
096 精穀・製粉業	23a 非鉄金属製造業
097 パン・菓子製造業	24 金属製品製造業
098 動植物油脂製造業	24a 金属製品製造業
09n めん類製造業	25 はん用機械器具製造業
09p その他の食料品製造業	251 ボイラ・原動機製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	252 ポンプ・圧縮機器製造業
101 清涼飲料製造業	253 一般産業用機械・装置製造業
102 酒類製造業	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
103 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）	26 生産用機械器具製造業
104 製氷業	26a 農業・建設・鉱山機械製造業
105 たばこ製造業	264 生活関連産業用機械製造業
106 飼料・有機質肥料製造業	265 基礎素材産業用機械製造業
11 繊維工業	266 金属加工機械製造業
111 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
112 織物業	26c その他の生産用機械・同部分品製造業
113 ニット生地製造業	27 業務用機械器具製造業
114 染色整理業	27a 事務用・サービス用・娯楽用機械器具製造業
115 網・網・レース・繊維粗製品製造業	274 医療用機械器具・医療用品製造業
11a 衣服・繊維製身の回り品製造業	275 光学機械器具・レンズ製造業
119 その他の繊維製品製造業	27c その他の業務用機械器具製造業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
121 製材業、木製品製造業	28a 電子部品・デバイス・電子回路製造業
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	29 電気機械器具製造業
123 木製容器製造業（竹、とうを含む）	29a 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
129 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	293 民生用電気機械器具製造業
13 家具・装備品製造業	296 電子応用装置製造業
131 家具製造業	297 電気計測器製造業
133 建具製造業	29c その他の電気機械器具製造業
13a その他の家具・装備品製造業	30 情報通信機械器具製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	301 通信機械器具・同関連機械器具製造業
14a パルプ・紙製造業	302 映像・音響機械器具製造業
145 紙製容器製造業	303 電子計算機・同附属装置製造業
14c その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	31 輸送用機械器具製造業
15 印刷・同関連業	311 自動車・同附属品製造業
151 印刷業	312 鉄道車両・同部分品製造業
153 製本業、印刷物加工業	313 船舶製造・修理業、船用機関製造業
15a 印刷関連サービス業	314 航空機・同附属品製造業
16 化学工業	31a その他の輸送用機械器具製造業
161 化学肥料製造業	32 その他の製造業
16a 化学工業製品製造業	32a 装身具・装飾品等製造業（貴金属・宝石製を含む）
164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	323 時計・同部分品製造業
165 医薬品製造業	324 楽器製造業
	325 がん具・運動用具製造業
	32c 他に分類されない製造業
	F 電気・ガス・熱供給・水道業
	33 電気・ガス・熱供給・水道業

- 331 電気業
- 341 ガス業
- 351 熱供給業
- 36a 水道業
  
- G 情報通信業
- 37 通信業
  - 37a 電気通信業
  - 373 電気通信に附帯するサービス業
- 38 放送業
  - 38a 放送業
- 39 情報サービス業
  - 391 ソフトウェア業
  - 392 情報処理・提供サービス業
- 40 インターネット附随サービス業
  - 401 インターネット附随サービス業
- 41 映像・音声・文字情報制作業
  - 41a 映像・音声情報制作業
  - 413 新聞業
  - 414 出版業
  - 415 広告制作業
  - 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
  
- H 運輸業、郵便業
- 42 鉄道業
  - 421 鉄道業
- 43 道路旅客運送業
  - 43a 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業
  - 44a 道路貨物運送業
- 45 水運業
  - 45a 水運業
- 46 航空運輸業
  - 46a 航空運輸業
- 47 倉庫業
  - 47a 倉庫業
- 48 運輸に附帯するサービス業
  - 48a 運輸に附帯するサービス業
- 49 郵便業（信書便事業を含む）
  - 491 郵便業（信書便事業を含む）
  
- I 卸売業、小売業
- 50 卸売業
  - 501 各種商品卸売業
  - 511 繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
  - 512 衣服卸売業
  - 513 身の回り品卸売業
  - 521 農畜産物・水産物卸売業
  - 522 食料・飲料卸売業
  - 531 建築材料卸売業
  - 532 化学製品卸売業
  - 533 石油・鉱物卸売業
  - 53a 金属材料卸売業
  - 536 再生資源卸売業
  - 542 自動車卸売業
  - 543 電気機械器具卸売業
  - 54a その他の機械器具卸売業
  - 551 家具・建具・じゅう器等卸売業
  - 552 医薬品・化粧品等卸売業
  - 553 紙・紙製品卸売業
  - 559 その他の卸売業
- 56 各種商品小売業
  - 56a 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
  - 571 呉服・服地・寝具小売業
  - 57a 男子・婦人・子供服小売業
  - 574 靴・履物小売業
  - 579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 食料品小売業
  - 581 各種食料品小売業
  - 582 野菜・果実小売業
  - 583 食肉小売業
  - 584 鮮魚小売業
  
- 585 酒小売業
- 586 菓子・パン小売業
- 58n 料理品小売業
- 58p その他の飲食品小売業
- 59 機械器具小売業
  - 591 自動車小売業
  - 592 自転車小売業
  - 593 機械器具小売業（自動車、自転車を除く）
- 60 その他の小売業
  - 601 家具・建具・畳小売業
  - 602 じゅう器小売業
  - 603 医薬品・化粧品小売業
  - 605 燃料小売業
  - 606 書籍・文房具小売業
  - 607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業
  - 608 写真機・時計・眼鏡小売業
  - 60a 他に分類されない小売業
  
- J 金融業、保険業
- 62 金融業、保険業
  - 62a 銀行業
  - 63a 協同組織金融業
  - 64a 非預金信用機関
  - 65a 金融商品取引業、商品先物取引業
  - 67a 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
  
- K 不動産業、物品賃貸業
- 68 不動産業
  - 68a 不動産取引業
  - 69a 不動産賃貸業・管理業（別掲を除く）
  - 692 貸家業、貸間業
  - 693 駐車場業
- 70 物品賃貸業
  - 70a 物品賃貸業
  
- L 学術研究、専門・技術サービス業
- 71 学術・開発研究機関
  - 71a 学術・開発研究機関
- 72 専門サービス業（他に分類されないもの）
  - 721 法律事務所、特許事務所
  - 722 公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所
  - 723 行政書士事務所
  - 724 公認会計士事務所、税理士事務所
  - 725 社会保険労務士事務所
  - 726 デザイン業
  - 728 経営コンサルタント業、純粋持株会社
  - 72a その他の専門サービス業
- 73 広告業
  - 731 広告業
- 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
  - 741 獣医業
  - 742 土木建築サービス業
  - 743 機械設計業
  - 744 商品・非破壊検査業
  - 746 写真業
  - 74a その他の技術サービス業
  
- M 宿泊業、飲食サービス業
- 75 宿泊業
  - 75a 宿泊業
- 76 飲食店
  - 76a 食堂、そば・すし店
  - 76c 酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ
  - 767 喫茶店
  - 769 その他の飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
  - 771 持ち帰り飲食サービス業
  - 772 配達飲食サービス業
  
- N 生活関連サービス業、娯楽業
- 78 洗濯・理容・美容・浴場業
  - 781 洗濯業
  - 782 理容業

783 美容業  
 78a 浴場業  
 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業  
 79 その他の生活関連サービス業  
 791 旅行業  
 792 家事サービス業  
 793 衣服裁縫修理業  
 79a 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業  
 79c 他に分類されない生活関連サービス業  
 80 娯楽業  
 80a 興行場（別掲を除く）、興行団  
 803 競輪・競馬等の競走場、競技団  
 80c スポーツ施設提供業、公園、遊園地  
 806 遊戯場  
 809 その他の娯楽業

O 教育、学習支援業  
 81 学校教育  
 81a 学校教育（専修学校、各種学校を除く）  
 817 専修学校、各種学校  
 818 学校教育支援機関  
 82 その他の教育、学習支援業  
 821 社会教育  
 822 職業・教育支援施設  
 823 学習塾  
 824 教養・技能教授業  
 829 他に分類されない教育、学習支援業

P 医療、福祉  
 83 医療業  
 831 病院  
 832 一般診療所  
 833 歯科診療所  
 835 療術業  
 83a その他の医療業  
 84 保健衛生  
 84a 保健所、健康相談施設  
 849 その他の保健衛生  
 85 社会保険・社会福祉・介護事業  
 85a 社会保険事業団体、福祉事務所  
 853 児童福祉事業  
 85n 老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）  
 855 障害者福祉事業  
 85p 訪問介護事業  
 859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業

Q 複合サービス事業  
 86 郵便局  
 86a 郵便局  
 87 協同組合（他に分類されないもの）  
 87a 協同組合（他に分類されないもの）

R サービス業（他に分類されないもの）  
 88 廃棄物処理業  
 88a 廃棄物処理業  
 89 自動車整備業  
 891 自動車整備業  
 90 機械等修理業（別掲を除く）  
 901 機械修理業（電気機械器具を除く）  
 902 電気機械器具修理業  
 90a その他の修理業  
 91 職業紹介・労働者派遣業  
 911 職業紹介業  
 912 労働者派遣業  
 92 その他の事業サービス業  
 922 建物サービス業  
 923 警備業  
 92a 他に分類されない事業サービス業  
 93 政治・経済・文化団体  
 93a 政治・経済・文化団体  
 94 宗教  
 94a 宗教  
 95 その他のサービス業

95a その他のサービス業  
 96 外国公務  
 96a 外国公務

S 公務（他に分類されるものを除く）  
 97 国家公務  
 97a 国家公務  
 98 地方公務  
 981 都道府県機関  
 982 市町村機関

T 分類不能の産業  
 99 分類不能の産業  
 999 分類不能の産業

※ 大分類 アルファベット（A, B, C, ……）  
 中分類 二桁（01, 02, ……）  
 小分類 三桁（01a, 01c, ……）

※ 第1次産業  
 A 農業、林業  
 B 漁業  
 第2次産業  
 C 鉱業、採石業、砂利採取業  
 D 建設業  
 E 製造業  
 第3次産業  
 F 電気・ガス・熱供給・水道業  
 G 情報通信業  
 H 運輸業、郵便業  
 I 卸売業、小売業  
 J 金融業、保険業  
 K 不動産業、物品賃貸業  
 L 学術研究、専門・技術サービス業  
 M 宿泊業、飲食サービス業  
 N 生活関連サービス業、娯楽業  
 O 教育、学習支援業  
 P 医療、福祉  
 Q 複合サービス事業  
 R サービス業（他に分類されないもの）  
 S 公務（他に分類されるものを除く）

※結果表章用（大分類のみ）

A 農業、林業  
 （うち農業）  
 B 漁業  
 C 鉱業、採石業、砂利採取業  
 D 建設業  
 E 製造業  
 F 電気・ガス・熱供給・水道業  
 G 情報通信業  
 H 運輸業、郵便業  
 I 卸売業、小売業  
 J 金融業、保険業  
 K 不動産業、物品賃貸業  
 L 学術研究、専門・技術サービス業  
 M 宿泊業、飲食サービス業  
 N 生活関連サービス業、娯楽業  
 O 教育、学習支援業  
 P 医療、福祉  
 Q 複合サービス事業  
 R サービス業（他に分類されないもの）  
 S 公務（他に分類されるものを除く）  
 T 分類不能の産業

## 職業分類表

<p>A 管理的職業従事者</p> <p>01 管理的公務員</p> <p>01a 管理的公務員</p> <p>02 法人・団体役員</p> <p>021 会社役員</p> <p>02a その他の法人・団体役員</p> <p>03 その他の管理的職業従事者</p> <p>03a 法人・団体管理的職業従事者</p> <p>049 他に分類されない管理的職業従事者</p> <p>B 専門的・技術的職業従事者</p> <p>05 研究者</p> <p>051 自然科学系研究者</p> <p>052 人文・社会科学系等研究者</p> <p>06 技術者</p> <p>06a 農林水産・食品技術者</p> <p>07a 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）</p> <p>07c 機械技術者</p> <p>07d 輸送用機器技術者</p> <p>07e 金属技術者</p> <p>07f 化学技術者</p> <p>091 建築技術者</p> <p>09a 土木・測量技術者</p> <p>10a システムコンサルタント・設計者</p> <p>104 ソフトウェア作成者</p> <p>10c その他の情報処理・通信技術者</p> <p>11a その他の技術者</p> <p>12 保健医療従事者</p> <p>121 医師</p> <p>122 歯科医師</p> <p>123 獣医師</p> <p>124 薬剤師</p> <p>131 保健師</p> <p>132 助産師</p> <p>133 看護師（准看護師を含む）</p> <p>141 診療放射線技師</p> <p>143 臨床検査技師</p> <p>144 理学療法士，作業療法士</p> <p>145 視能訓練士，言語聴覚士</p> <p>146 歯科衛生士</p> <p>147 歯科技工士</p> <p>151 栄養士</p> <p>152 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師</p> <p>15a その他の保健医療従事者</p> <p>16 社会福祉専門職業従事者</p> <p>163 保育士</p> <p>16a その他の社会福祉専門職業従事者</p> <p>17 法務従事者</p> <p>17a 裁判官，検察官，弁護士</p> <p>17c 弁理士，司法書士</p> <p>179 その他の法務従事者</p> <p>18 経営・金融・保険専門職業従事者</p> <p>181 公認会計士</p> <p>182 税理士</p> <p>183 社会保険労務士</p> <p>18a その他の経営・金融・保険専門職業従事者</p> <p>19 教員</p> <p>191 幼稚園教員</p> <p>192 小学校教員</p> <p>193 中学校教員</p> <p>19a 高等学校教員</p> <p>196 特別支援学校教員</p> <p>19c 大学教員</p> <p>199 その他の教員</p> <p>20 宗教家</p> <p>201 宗教家</p> <p>21 著述家，記者，編集者</p> <p>211 著述家</p> <p>212 記者，編集者</p>	<p>22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者</p> <p>22a 彫刻家，画家，工芸美術家</p> <p>224 デザイナー</p> <p>225 写真家，映像撮影者</p> <p>23 音楽家，舞台芸術家</p> <p>231 音楽家</p> <p>23a 舞踊家，俳優，演出家，演芸家</p> <p>24 その他の専門的職業従事者</p> <p>24a 図書館司書，学芸員</p> <p>24n 個人教師（音楽）</p> <p>24p 個人教師（舞踊，俳優，演出，演芸）</p> <p>24r 個人教師（スポーツ）</p> <p>24s 個人教師（学習指導）</p> <p>24t 個人教師（他に分類されないもの）</p> <p>245 職業スポーツ従事者</p> <p>246 通信機器操作従事者</p> <p>24c 他に分類されない専門的職業従事者</p> <p>C 事務従事者</p> <p>25 一般事務従事者</p> <p>25a 庶務・人事事務員</p> <p>254 受付・案内事務員</p> <p>256 電話応接事務員</p> <p>257 総合事務員</p> <p>25c その他の一般事務従事者</p> <p>26 会計事務従事者</p> <p>26a 会計事務従事者</p> <p>27 生産関連事務従事者</p> <p>27a 生産関連事務従事者</p> <p>28 営業・販売事務従事者</p> <p>28a 営業・販売事務従事者</p> <p>29 外勤事務従事者</p> <p>291 集金人</p> <p>292 調査員</p> <p>299 その他の外勤事務従事者</p> <p>30 運輸・郵便事務従事者</p> <p>30a 運輸事務員</p> <p>303 郵便事務員</p> <p>31 事務用機器操作員</p> <p>311 パーソナルコンピュータ操作員</p> <p>312 データ・エントリー装置操作員</p> <p>31a その他の事務用機器操作員</p> <p>D 販売従事者</p> <p>32 商品販売従事者</p> <p>321 小売店主・店長</p> <p>322 卸売店主・店長</p> <p>323 販売店員</p> <p>324 商品訪問・移動販売従事者</p> <p>325 再生资源回収・卸売従事者</p> <p>326 商品仕入外交員</p> <p>33 販売類似職業従事者</p> <p>331 不動産仲介・売買人</p> <p>332 保険代理・仲立人（ブローカー）</p> <p>33a その他の販売類似職業従事者</p> <p>34 営業職業従事者</p> <p>343 医薬品営業職業従事者</p> <p>34a 機械器具・通信・システム営業職業従事者</p> <p>346 金融・保険営業職業従事者</p> <p>347 不動産営業職業従事者</p> <p>34c その他の営業職業従事者</p> <p>E サービス職業従事者</p> <p>35 家庭生活支援サービス職業従事者</p> <p>351 家政婦（夫），家事手伝い</p> <p>359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者</p> <p>36 介護サービス職業従事者</p> <p>361 介護職員（医療・福祉施設等）</p> <p>362 訪問介護従事者</p> <p>37 保健医療サービス職業従事者</p> <p>371 看護助手</p>
---	---

- 37a その他の保健医療サービス職業従事者
- 38 生活衛生サービス職業従事者
  - 381 理容師
  - 382 美容師
  - 383 美容サービス従事者（美容師を除く）
  - 384 浴場従事者
  - 38a クリーニング職、洗張職
- 39 飲食物調理従事者
  - 391 調理人
  - 392 パーティンダー
- 40 接客・給仕職業従事者
  - 401 飲食店主・店長
  - 402 旅館主・支配人
  - 40a 飲食物給仕・身の回り世話従事者
  - 40c 接客社交従事者
  - 407 娯楽場等接客員
- 41 居住施設・ビル等管理人
  - 41a マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人
  - 413 ビル管理人
  - 414 駐車場管理人
- 42 その他のサービス職業従事者
  - 421 旅行・観光案内人
  - 422 物品一時預り人
  - 423 物品貸貸人
  - 424 広告宣伝員
  - 425 葬儀師、火葬作業員
  - 429 他に分類されないサービス職業従事者
- F 保安職業従事者
  - 43 保安職業従事者
    - 43a 自衛官
    - 44a 警察官、海上保安官
    - 44c 看守、その他の司法警察職員
    - 452 消防員
    - 453 警備員
    - 459 他に分類されない保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
  - 46 農業従事者
    - 461 農耕従事者
    - 462 養畜従事者
    - 463 植木職、造園師
    - 469 その他の農業従事者
  - 47 林業従事者
    - 471 育林従事者
    - 472 伐木・造材・集材従事者
    - 479 その他の林業従事者
  - 48 漁業従事者
    - 481 漁労従事者
    - 482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）
    - 483 海藻・貝採取従事者
    - 484 水産養殖従事者
    - 489 その他の漁業従事者
- H 生産工程従事者
  - 49 製品製造・加工処理従事者（金属製品）
    - 49a 製銃・製鋼・非鉄金属製錬従事者
    - 49c 鋳物製造・鍛造従事者
    - 49d 金属工作機械作業従事者
    - 49e 金属プレス従事者
    - 49f 鉄工、製缶従事者
    - 49g 板金従事者
    - 49h 金属彫刻・表面処理従事者
    - 49i 金属溶接・溶断従事者
    - 49j その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
  - 50 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
    - 50a 化学製品製造従事者
    - 50c 窯業・土石製品製造従事者
    - 50d 食料品製造従事者
    - 50e 飲料・たばこ製造従事者
    - 50f 紡織・衣服・繊維製品製造従事者
    - 50g 木・紙製品製造従事者
    - 50h 印刷・製本従事者
  - 50i ゴム・プラスチック製品製造従事者
  - 50j その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
- I 輸送・機械運転従事者
  - 51 機械組立従事者
    - 51a はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
    - 51c 電気機械器具組立従事者
    - 51d 自動車組立従事者
    - 51e 輸送機械組立従事者（自動車を除く）
    - 51f 計量計測機器・光学機械器具組立従事者
  - 55 機械整備・修理従事者
    - 551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者
    - 552 電気機械器具整備・修理従事者
    - 553 自動車整備・修理従事者
    - 554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）
    - 555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者
  - 56 製品検査従事者
    - 56a 金属製品検査従事者
    - 571 化学製品検査従事者
    - 572 窯業・土石製品検査従事者
    - 573 食料品検査従事者
    - 574 飲料・たばこ検査従事者
    - 575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者
    - 576 木・紙製品検査従事者
    - 577 印刷・製本検査従事者
    - 578 ゴム・プラスチック製品検査従事者
    - 579 その他の製品検査従事者
  - 58 機械検査従事者
    - 581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者
    - 582 電気機械器具検査従事者
    - 583 自動車検査従事者
    - 584 輸送機械検査従事者（自動車を除く）
    - 585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者
  - 59 生産関連・生産類似作業従事者
    - 59n 画工、塗装・看板制作従事者
    - 59p 生産関連作業従事者（画工、塗装・看板制作を除く）
    - 592 生産類似作業従事者
- J 建設・採掘従事者
  - 60 鉄道運転従事者
    - 60a 鉄道運転従事者
  - 61 自動車運転従事者
    - 61a 自動車運転従事者
  - 62 船舶・航空機運転従事者
    - 62a 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
    - 623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
    - 624 航空機操縦士
  - 63 その他の輸送従事者
    - 631 車掌
    - 63a 甲板員、船舶技士・機関員
    - 63c 他に分類されない輸送従事者
  - 64 定置・建設機械運転従事者
    - 641 発電員、変電員
    - 642 ボイラー・オペレーター
    - 643 クレーン・ウインチ運転従事者
    - 645 建設・さく井機械運転従事者
    - 64a その他の定置・建設機械運転従事者
  - 65 建設・土木作業従事者
    - 651 型枠大工
    - 652 とび職
    - 653 鉄筋作業従事者
    - 661 大工
    - 662 ブロック積・タイル張従事者
    - 663 屋根ふき従事者
    - 664 左官
    - 665 豊職
    - 666 配管従事者
    - 681 土木従事者
    - 682 鉄道線路工事従事者
    - 68a その他の建設・土木作業従事者
  - 67 電気工事従事者
    - 67a 電線架線・敷設従事者
    - 674 電気通信設備工事従事者

- 679 その他の電気工事従事者
- 69 採掘従事者
- 693 砂利・砂・粘土採取従事者
- 69a その他の採掘従事者

K 運搬・清掃・包装等従事者

- 70 運搬従事者
  - 701 郵便・電報外務員
  - 702 船内・沿岸荷役従事者
  - 703 陸上荷役・運搬従事者
  - 704 倉庫作業従事者
  - 705 配達員
  - 706 荷造従事者
- 71 清掃従事者
  - 711 ビル・建物清掃員
  - 71a 廃棄物処理従事者
  - 712 ハウスクリーニング職
  - 71c その他の清掃従事者
- 72 包装従事者
  - 721 包装従事者
- 73 その他の運搬・清掃・包装等従事者
  - 739 その他の運搬・清掃・包装等従事者

L 分類不能の職業

- 99 分類不能の職業
- 999 分類不能の職業

- ※ 大分類 アルファベット (A, B, C, ……)
- 中分類 二桁 (01, 02, ……)
  - 小分類 三桁 (01a, 021, ……)

## VI 統計表の迅速な検索のしかた

### 1 検索機能の利用

平成27年国勢調査結果の統計表は約270表に及び、また、これらはいくつかの段階に分けて公表するため、利用したい統計表を統計表一覧から迅速に探し出すのは必ずしも容易なことではありません。

そこで、利用したい統計表をできるだけ迅速に探し出すために、国勢調査で集計しているすべての統計表を検索できる、以下の検索機能を利用すると便利です。

#### 集計区分別検索表 (p. 100～)

集計区分ごとに表番号をキーとして、それぞれの統計表がどのような分類事項の組み合わせからなっているのか、どのような事項を表章しているか、集計地域はどの区分を集計しているのかがわかるようになっています。

## 2 検索機能の構成と使いかた

### 集計区分別検索表の使いかた

①		II 基本集計				(2) 就業状態等基本集計(全数集計)[1]						分類事項				
区分	ホームページ		報告書		表章事項						男	年	配	労働	就業	従
	全	都	全	都												
	道	府	道	府	力	状	位									
	国	県	国	県				女	各	係	態	態	位			
労働力状態・産業・職業	1-1	1-1	1		15歳以上人口, 労働力率(総数, 日本人)						2	F		8		
	1-2	1-2			15歳以上人口, 労働力率						2	G		8		
	1-3	1-3			15歳以上人口, 労働力率						2			8		
	2-1	2-1	2		15歳以上人口(総数, 日本人, 雇用者)						2	G	4	8		
	2-2	2-2	3	1	15歳以上人口(総数, 雇用者)						2	G	4	8		
	3-1	3-1	4	2	15歳以上就業者数						2	G	3A		4	8

#### 【検索表の構成】

- ① 集計区分  
平成27年国勢調査の集計体系のうち、どの集計区分かを示しています。
- ② 主な集計事項  
主にどのような事項に関して集計された表であるのかを示しています。
- ③ 表番号  
統計表番号、政府統計の総合窓口(e-Stat)ホームページ上及び「平成27年国勢調査報告」に掲載している全国編・都道府県編の表番号を示しています。
- ④ 表章事項  
統計表に何の集計値を表章しているかを示しています。
- ⑤ 分類事項  
分類事項がどのような組み合わせから成り立っているのか、また、その分類事項の分類区分が、「V 平成27年国勢調査結果の分類一覧」の中のどの区分に当たるかを示しています。数字は基本的に分類区分の区分数を表し、区分数が同じ分類が二つ以上ある場合、A, B…の符号で区別しています。
- ⑥ 産業分類, 職業分類  
「大」: 大分類, 「中」: 中分類, 「小」: 小分類を示しています。
- ⑦ 集計地域  
統計表を作成している地域を●印又は○印によって示しています。●印の地域は報告書にも掲載していますが、○印の地域はインターネット上のみ掲載しています。

産 業 業	職 業	表章地域							人口集中地区			摘要		
		全 国	都 道 府 県	北 海 道 の 振 興 局	21 大 都 市	特 別 区	人 口 50 万 以 上 の 市	市 町 村		平 成 12 年 市 町 村	全 国		都 道 府 県	市 区 町 村
								人 口 20 万 以 上	人 口 未 満					
		●	○		○	○	○				○	○		
		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○						
		●	○		○	○	○							
		●	●	●	●	●	●	●	●	●				
		●	●		○	○	○							

報告書には配偶関係(4区分)、年齢(5歳階級)、男女別及び雇用者を掲載しない。

⑥

⑦

**【検索表の使いかたの例】**

製造業就業者（産業大分類）のうち、主に仕事をしている人（就業の状態が「主に仕事」と、仕事を休んでいた人（同「休業者」）の男女別の数を、全国、各都道府県について知りたい。

**手順1 集計区分別の表を探し、キーワードを基に、該当する「主な集計事項」を探す**

①集計区分が「就業状態等基本集計」である検索表を探し、②主な集計事項の区分の中に「産業」が含まれる「労働力状態・産業・職業・従業上の地位」の部分を見ます。

**手順2 組み合わせて集計している分類事項の中から、知りたい区分が入っているものを探す**

⑤分類事項から、「産業」、「男女」及び「就業の状態」の欄に区分が入っている欄を左に見ていくと、③表番号の、第3-1表がこれに該当します。このラインを右にたどってみると、この表ではこのほかにも年齢（5歳階級）といった分類事項もクロスして集計しており、④表章事項から15歳以上就業者数を表章しているのがわかります。

**手順3 地域区分を確認する**

⑦集計地域をみると、全国、都道府県、21大都市、特別区、人口50万以上の市、全国人口集中地区及び都道府県人口集中地区について集計していることがわかります。そのうち、全国の統計表は、報告書にも掲載することとしています。



I 速報集計

区分	項目	速報集計 [1]			分類事項						表章地域						摘要
		報告書	表章	記事	項目	年齢	配関係	労働力状態	従業上の地位	職業	全国	全都道府	21都道府	県庁所在地	人口50万以上の市区	人口20万以上の市	
男女・年齢・配関係	1-1	1	人口、年齢割合、平均年齢、年齢中位数(総数, 日本人)	各B5	女					●	●					報告書には総数のみを掲載(日本人は掲載しない)	
	1-2	2	人口、年齢割合、平均年齢、年齢中位数(総数, 日本人)	5B5	女					●	●	●	●	●	○	報告書には総数のみを掲載(日本人は掲載しない)	
	2-1		15歳以上人口、配関係別割合、平均年齢(総数, 日本人)	各G4	女					○	○						
労働力状態・産業・職業・従業上の地位	2-2	3	15歳以上人口、配関係別割合、平均年齢(総数, 日本人)	5G3A	女					●	○	○	○	●		報告書には総数のみを掲載(日本人は掲載しない)	
	3	4	15歳以上人口、労働力率(総数, 雇用者)	5G	女			8		●	○	○	○	●			
	4	5	15歳以上人口(総数, 雇用者)	5G3A	女			8		●	○	○					
労働力状態・産業・職業・従業上の地位	5	6	15歳以上就業者数、平均年齢(総数, 日本人)	5G	女				7A	大3	○	○				報告書には総数のみを掲載(日本人は掲載しない)	
	6-1	7	15歳以上就業者数		女				7A	小	○	○					
	6-2	8	15歳以上就業者数		女				3	中	○	○	○	○			
	7	9	15歳以上就業者数、平均年齢(総数, 日本人)	5G	女				7A	大	○	○				報告書には総数のみを掲載(日本人は掲載しない)	
	8-1	10	15歳以上就業者数		女				7A	小	○	○					
	8-2	11	15歳以上就業者数		女				3	中	○	○	○	○	○		
	9		15歳以上就業者数(総数, 日本人)	5G	女					大	○	○					
	10-1		15歳以上就業者数		女					中	○	○					
	10-2	12	15歳以上就業者数		女					大	○	○	○	○	○	○	
	11		15歳以上就業者数(総数, 雇用者(役員を含む), 雇用者(役員を含まない))		女					小	○	○					

I 速報集計

区 分	( 2 ) 抽出速報集計 [2]		分類事項								表章地域					摘要					
	報 告 書	表 章 事 項	男	女	年 齢	配 偶 関 係	子 供 の 有 無 ・ 数 ・ 年 齢	夫 婦 の 就 業 ・ 非 就 業	世 帯 の 種 類	施 設 等 の 世 帯 の 種 類	世 帯 の 家 族 類 型	世 帯 人 員	居 住 期 間	住 居 の 種 類 ・ 所 有 の 関 係	全 国		全 国 市 部	全 国 郡 部	全 道 府 県 市 部	21 都 道 府 市	人 口 50 万 以 上 の 市 区
居 住 期 間	12	13 人口	2	5C 3A							6			●	○	○	○	○	○		
世 帯 数 ・ 世 帯 人 員	13	14 一般世帯数, 一般世帯人員, 1世帯当たり人員, 施設等の世帯数, 施設等の世帯人員							2		10			●	●	●	●	●	●	(再掲)間借り・下宿などの単身者, 会社などの独身寮の単身者	
家 族 類 型 ・ 世 帯 人 員	14-1	一般世帯数, 一般世帯人員, 6歳未満世帯員のいる一般世帯(同様に18歳未満・65歳以上・75歳以上・85歳以上)								22				○	○	○				(再掲)3世代世帯	
	14-2	15 一般世帯数, 一般世帯人員, 6歳未満世帯員のいる一般世帯(同様に18歳未満・65歳以上・75歳以上・85歳以上)								16				●	○	○	○	○	○		
	15	世帯人員, 平均年齢	2	5C 4					2	6	16			○	○	○				(再掲)3世代世帯	
親(夫婦)の労働力状態・子供	16	16 夫婦のいる一般世帯数, 一般世帯人員(総数, 雇用者)												●	○	○					
住居の状態	17	17 一般世帯数, 一般世帯人員, 1世帯当たり人員													○	○	○	○	○	○	7A



II 基本集計

( 1 ) 人口等基本集計 ( 全数集計 ) [ ]			分類事項										表章地域										人口集中地区				摘要												
区分	報告書		表章事項		男	女	年齢	出生の月	配偶関係	世帯の種類	施設等の世帯の種類	世帯の家族類型	世帯人員	全国	都道府県	都道府県市部・郡部	北海道の振興局	北海道的市の区	大都会市の区	特別区	庁所在地	人口50万以上	人口20万以上	市町村人口20万以上	平成12年市町村人口20万以上	全		都道府県	大都会市の区	大都会市の区	市町村人口20万以上	市町村人口20万以上							
	ホームページ	全	1	1																							1						1	1	1	1	1	1	1
総人口・総世帯数	1	1	1	人口、組替人口、人口増減、面積、人口密度、世帯数、組替世帯数、世帯数増減										●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
	2	2	2	人口、人口性比、世帯数、世帯人員	2	2				2				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
男女・年齢・配偶関係	3-1	3-1	3	人口、年齢別割合、平均年齢、年齢中位数 (総数、日本人)	2	2	各A 5A 6							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	3-2	3-2	4	人口、年齢別割合、平均年齢、年齢中位数 (総数、日本人)	2	2	各B 5B 5							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4-1			人口 (総数、日本人)	2	2	各A							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4-2	4-2	5	人口 (総数、日本人)	2	2	各B							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4-3	4-3		人口 (総数、日本人)	2	2	5B 4							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5-1	5-1	6	15歳以上人口、配偶関係別割合、平均年齢 (総数、日本人)	2	2	各F							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5-2	5-2	4	15歳以上人口、配偶関係別割合、平均年齢 (総数、日本人)	2	2	5F							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	6		世帯人員、平均年齢	2	2	5C							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	7	5	世帯数、世帯人員、1世帯当たり人員										10 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8-1			世帯人員 (総数、世帯主 (一般世帯人員のみ))	2	2	各D							2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8-2	8-2		世帯人員 (総数、世帯主 (一般世帯人員のみ))	2	2	各D							2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8-3	8-3		世帯人員 (総数、世帯主 (一般世帯人員のみ))	2	2	5D							2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○









II 基本集計

区分		就業状態		基本集計 (全数集計) [1]		分類事項				表章地域						人口集中地区		摘要							
		ホームページ	報告書	表	章	事	項	男	女	年齢	配偶関係	労働力の状態	就業上の地位	産業	職業	全	都		市	道	府	区	町	村	
1-1	1-1	1	1	15歳以上人口, 労働力率(総数, 日本人)			2	2	各F4		8				●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1-2	1-2			15歳以上人口, 労働力率			2	2	5G3		8				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1-3	1-3			15歳以上人口, 労働力率			2	2			8				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2-1	2-1	2	2	15歳以上人口(総数, 日本人, 雇用者)			2	2	5G4		8				●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2-2	2-2	3	1	15歳以上人口(総数, 雇用者)			2	2	5G4		8				●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	報告書には配偶関係(4区分), 年齢(5歳階級), 男女別及び雇用者を掲載しない
3-1	3-1	4	2	15歳以上就業者数			2	2	5G3A		4	8			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3-2	3-2			15歳以上就業者数			2	2				8			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	4	5		15歳以上就業者数			2	2	5F		4				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5-1	5-1			15歳以上就業者数, 平均年齢(総数, 単独世帯の有配偶者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶者)			2	2	5G			8			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5-2	5-2	6	3	15歳以上就業者数			2	2				8			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	報告書には従業上の地位(8区分), 産業(大分類)の再掲及び男女別を掲載しない
6-1	6-1			15歳以上就業者数, 平均年齢(総数, 日本人, 雇用者)			2	2	5G3A						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6-2	6-2			15歳以上就業者数, 平均年齢(総数, 雇用者)			2	2	5G						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6-3	6-3			15歳以上就業者数, 産業別割合			2	2							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	7	7		15歳以上就業者数			2	2	5F		4				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8-1	8-1			15歳以上就業者数, 平均年齢(総数, 単独世帯の有配偶者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶者)			2	2	5G			8			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8-2	8-2	8	4	15歳以上就業者数			2	2				8			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	報告書には従業上の地位(8区分), 男女別を掲載しない
9-1	9-1			15歳以上就業者数, 平均年齢(総数, 日本人, 雇用者)			2	2	5G3A						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9-2	9-2			15歳以上就業者数, 平均年齢(総数, 雇用者)			2	2	5G						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9-3	9-3			15歳以上就業者数, 職業別割合			2	2							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10-1	10-1	9		15歳以上就業者数(総数, 雇用者)			2	2	5G						●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10-2	10-2		5	15歳以上就業者数(総数, 雇用者)			2	2							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	





## II 基本集計

区分	(2) 就業状態等基本集計(全数集計)[4]			分類事項			表章地域				人口集中地区		摘要	
	ホームページ 全	報告書		表章事項	職業	21 大都市の区	21 大都市の区	人口 50万 以上	市町村 人口 20万 未満	全	都	区		町
		都道府県	都道府県											
				表章事項										
	30-1	15		15歳以上外国人人数	男	2	5G	8		●				(別掲)15歳以上総人口, 15歳以上日本人 表側の別掲の年齢(5歳階級)は掲載しない
	30-2	30-2		15歳以上外国人人数	女	2	5G	8		○	○			(別掲)15歳以上総人口, 15歳以上日本人
	30-3	30-3	8	15歳以上外国人人数		2		8		○	○	○		(別掲)15歳以上総人口, 15歳以上日本人
	31-1			15歳以上外国人就業者数		2	12	7A		○				(別掲)15歳以上総就業者数, 15歳以上日本人就業者数
	31-2	31-2	16	15歳以上外国人就業者数		2		12		●	○			(別掲)15歳以上総就業者数, 15歳以上日本人就業者数
	31-3	31-3		15歳以上外国人就業者数		2		7A		○	○			(別掲)15歳以上総就業者数, 15歳以上日本人就業者数
	32-1			15歳以上外国人就業者数		2	12	7A		○				(別掲)15歳以上総就業者数, 15歳以上日本人就業者数
	32-2	32-2	17	15歳以上外国人就業者数		2		12		●	○			(別掲)15歳以上総就業者数, 15歳以上日本人就業者数
	32-3	32-3		15歳以上外国人就業者数		2		7A		○	○			(別掲)15歳以上総就業者数, 15歳以上日本人就業者数





II 基本集計

区分	(3)世帯構造等基本集計(全数集計)[3]			分類事項											表章地域					人口集中地区				摘要										
	ホームページ	報告書		表章事項	住居の種類・住宅の所有の関係	母の年齢	母の労働力状態	母の従業上の地位	母の職業	母の年齢	父の配偶関係	父の労働力状態	父の従業上の地位	父の職業	父の年齢	子の数	子の年齢	全	北海道	府	市	町	村		全	道	府	市	区	町	村			
		全	都道府県																													21	21	21
11	11	5	3	母子世帯数, 母子世帯人員, 1世帯当たり子供の数	5I 3B										3	8	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(再掲) 最年長の子供が6歳未満 報告書において母の配偶関係(3区分) を掲載しない		
12	12			母子世帯数, 母子世帯人員, 1世帯当たり子供の数											3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		(再掲) 6歳未満の子供のいる世帯		
13	13			母子世帯数, 母子世帯人員, 1世帯当たり人員													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
14-1	14-1			母子世帯数, 母子世帯人員		5I 3B 3 7B											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
14-2	14-2			母子世帯数, 母子世帯人員		5I 3 7B											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
15	15			母が就業している母子世帯数, 母子世帯人員		5I											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
16	16			母が就業している母子世帯数, 母子世帯人員		5I											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
17	17	6	4	父子世帯数, 父子世帯人員, 1世帯当たり子供の数					5I 3B						3	8	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(再掲) 最年長の子供が6歳未満 報告書において父の配偶関係(3区分) を掲載しない		
18	18			父子世帯数, 父子世帯人員, 1世帯当たり子供の数											3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		(再掲) 6歳未満の子供のいる世帯		
19	19			父子世帯数, 父子世帯人員, 1世帯当たり人員													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
20-1	20-1			父子世帯数, 父子世帯人員						5I 3B 3 7B							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
20-2	20-2			父子世帯数, 父子世帯人員						5I 3 7B							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
21	21			父が就業している父子世帯数, 父子世帯人員						5I							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
22	22			父が就業している父子世帯数, 父子世帯人員						5I							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					

II 基本集計

表章事項				分類事項				表章地域				人口集中地区				摘要			
世帯の家族類型	世帯の経済構成	従業・通学時の世帯状況	通勤・通学者数	就居の種類	住居の種類・住宅の建て方	世帯主の男女	世帯主の年齢	世帯員の年齢	世帯主の配偶関係	世帯員の配偶関係	全	都	道	府	市		区	町	村
男	女																		
23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1	26-1
26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2	26-2
27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30





III 抽出詳細集計

区分	出		詳		細	集	計	[2]	分類事項						表章地域						摘要						
	ホームページ	報告書	全	道府県					男	世帯主の年齢	世帯主の男女	職業	社会経済分類	世帯主の社会経済分類	全国	都道府県	北海道の振興局	21	特別区	人口50万以上		人口10万未満	市町村				
																								12-1	12-2	8	5
社会経済分類	12-1	12-2	8	5	2	2	22	22	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	
世帯主の社会経済分類	13	13			2	2																					

IV 従業地・通学地集計

区分	(1) 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(全数集計)[1]		分類事項			表章地域						摘要			
	ホームページ 全都道府県	報告書 全都道府県	項目	年齢	配偶関係	生産者 の 地位	居住地又は 従業地・通学地	常住地			従業地・ 通学地				
								全都道府県	全都道府県	全都道府県	全都道府県		全都道府県	全都道府県	全都道府県
人口	1	1	1	人口, 就業者数, 通学者数		27	常住地又は 従業地・通学地	○	○	○	○	○	○	○	(再掲) 流出人口, 流入人口 (別掲) 昼夜間人口比率
	2	2	1	人口, 就業者数, 通学者数		27		●	●	●	●	●	●	●	(再掲) 流出人口, 流入人口, 女性就業者 (別掲) 昼夜間人口比率
	3	3		15歳以上就業者数, 15歳以上通学者数			A	○	○	○	○	○	○	○	(別掲) 15歳未満通学者を含む通学者
	4	4		15歳以上就業者数, 15歳以上通学者数			A	○	○	○	○	○	○	○	(別掲) 15歳未満通学者を含む通学者
	5	5		自宅外就業者数, 通学者数(総数, 15歳以上自宅外就業者, 15歳以上通学者)			県	○	○	○	○	○	○	○	
	6	6		自宅外就業者数, 通学者数(総数, 15歳以上自宅外就業者, 15歳以上通学者)			市	○	○	○	○	○	○	○	
	7	7		15歳以上就業者数		2 5G 3A		○	○	○	○	○	○	○	1) 人口10万以上の市のみ
産	8	8	2	15歳以上就業者数		2 大 3 9		●	●	●	●	●	●	●	1) 報告書は人口10万以上の市のみ
業	9	9		15歳以上就業者数		大	B	○	○	○	○	○	○	○	
	10	10		15歳以上就業者数		大	B								
	11	11		15歳以上就業者数(総数, 雇用者)		大		○	○	○	○	○	○	○	



IV 従業地・通学地集計

区分	ホームページ		報告書		表章事項					分類事項					表章地域					概要
	全	都道府県	全	都道府県	男	女	年齢	従業上の地位	産	職	全	都道府県	21	21	大都市の区	県庁所在地	市町村	人口10万未満	人口10万以上	
	1-1	1-1		都道府県	2	2	5G		中		○									
	1-2	1-2		都道府県	2	2			中		○									
	1-3	1-3	1	都道府県	2	2		8	中		●									
	2-1	2-1		都道府県	2	2	5G			中	○									
	2-2	2-2		都道府県	2	2				中	○									
	2-3	2-3	2	都道府県	2	2		8		中	●									



V 人口移動集計

区分	(2) 移動人口の就業状態等集計(全数集計)		分類事項				表章地域						摘要									
	ホームページ 全	報告書 全	年齢	5年前の居住地	現住地	労働力状態	職業	従業上の地位	現住地			5年前の居住地										
									全	都道府県	市町村	全		都道府県	市町村							
1	1	5	3	15歳以上人口(転入)					●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	2	6	4	15歳以上人口(転出)	A	A	5大		●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	3	7	15歳以上人口(転入)	B	B	5大		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(別掲)転出
4	4		人口, 15歳以上就業者数(転入)	C																		(再掲)5歳以上人口
5	5		人口, 15歳以上就業者数(転出)		B																	(再掲)5歳以上人口
6	6	8	5	15歳以上就業者数(転入)	A		大5		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	7	9	6	15歳以上就業者数(転出)	A	A	大5		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	8	10	15歳以上就業者数(転入)	B	B	大5		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(別掲)転出

VI 小地域集計(全数集計)

小地域集計(全数集計)	小地域集計(全数集計)[1]		分類事項							表地域	章城基本単位区	摘要					
	ホームページ	報告書	男	年齢	配偶関係	世帯の種類	世帯人員	世帯の家族類型	住居の種類・所有の関係				住宅の建て方				
区	全	都道府県	女														
	1	都道府県	2										○				
	2	都道府県	2										○				
	3	都道府県	2	5B 5									○		(再掲)外国人		
	4	都道府県	2		3A								○				
	5	都道府県				2	7						○				
	6	都道府県							6				○		(再掲)3世代世帯, 6歳未満世帯員のいる一般世帯数 (同様に18歳未満・65歳以上), 65歳以上世帯員のみの一 般世帯数		
	7	都道府県											○				
	8	都道府県											○	7			

VI 小地域集計(全数集計)

区 分	小地域集計(全数集計)[2]		分類事項								表 章							
	ホーム ページ	報告書	全 国	都 道 府 県	表 章	事 項	男	女	労働 力 状 態	従 業 上 の 地 位	産 業	職 業	居 住 期 間	世 帯 の 経 済 構 成	常 住 地 に よ る 従 業 地 ・ 通 学 地	5 年 前 の 常 住 地	町 丁 ・ 字 等	基 本 単 位 区
就業 状 態 等 基 本 集 計			9	都道府県			2	2									○	
			10	都道府県	15歳以上人口		2	2	3								○	
			11	都道府県	15歳以上就業者数		2	2		大							○	
			12	都道府県	15歳以上就業者数		2	2		大							○	
世帯 構 造 等			13	都道府県	人口		2	2					6				○	
			14	都道府県	一般世帯数									12			○	
従業地 ・ 通学地			15	都道府県	15歳以上就業者数, 15歳以上通学者数		2	2							9		○	
			16	都道府県	人口		2	2								6A	○	

摘要

## Ⅶ データベースを用いた統計表の編集のしかた

### 1 データベースについて

- (1) データベースは、政府統計の総合窓口（e-Stat）ホームページに収録されており、これを用いて統計表を編集することができます。昭和55年以降の結果<sup>(注)</sup>について提供しています。
- (2) データベース方式の特徴は以下のとおりです。

- 地域間比較が容易  
→ 都道府県ごとに分かれている統計表を、一つの統計表に編集することができる。
- 統計表の自由な作成  
→ 必要な項目だけを使いたい表形式（表頭、表側、欄外の配置）で編集することができる。

(注) 昭和55年の調査結果は、一部の集計区分（現在の人口等基本集計及び就業状態等基本集計に該当）のみ提供しています。

平成27年の調査結果についても、公表後にデータベース形式での提供を行う予定です。データベース形式での提供を行うまでは、CSV形式のデータを利用してください。

### 2 統計表の編集のしかた

例) 平成22年国勢調査の結果から、労働力状態（8区分）、男女別15歳以上人口を、都道府県ごとに比較できる表を編集します。

#### 手順1 データベース表作成画面の表示

- ① 政府統計の総合窓口（e-Stat）トップページの、「主要な統計から探す」をクリックします。

The screenshot shows the e-Stat homepage. At the top, there are navigation links for 'お問い合わせ', 'ヘルプ', 'English', and '文字拡大・読み上げ'. Below this is the 'e-Stat' logo and the tagline '数字で見る日本'. The main navigation bar includes '統計データを探す', '地図や図表で見る', '調査項目を調べる', '統計サイト検索・リンク集', and 'ログイン'. The '統計データを探す' section is highlighted with a red box and a circled '1', containing a search bar and a list of search options, with '主要な統計から探す' selected. Other sections include 'API機能', 'GIS機能', and '活用術'.

② 「国勢調査」をクリックします。



③ 利用したい調査年をクリックします。

○平成12年, 17年, 22年及び27年調査 → 調査年をクリック後, ④へ

○昭和55年, 60年, 平成2年及び7年調査 → 手順2へ

ここでは, 平成22年結果の統計表を作成するので, 「平成22年国勢調査」をクリックします。



- ④ 利用したい年の結果一覧から、任意の表を選択します（どの表でも構いません）。

The screenshot shows the e-Stat website interface. At the top, there are navigation links for 'ホーム', 'お問い合わせ', 'ヘルプ', 'English', and '文字拡大・読み上げ'. Below this is a search bar and several menu items: '統計データを探す', '地図や図表で見る', '調査項目を調べる', '統計サイト検索・リンク集', and 'ログイン'. The main content area is titled '最新結果一覧' and lists various survey results. A bracket on the right side of the page groups the '産業等基本集計' section, which includes '全国結果', '都道府県結果', and '統計表に付帯する情報'. A circled '4' is placed next to this section.

- ⑤ 統計表一覧の画面の右上にある、「DB」ボタンをクリックします。

The screenshot shows the '統計表一覧' page. At the top, there are links for 'Excel', 'CSV', 'PDF', and 'DB'. Below this is a table of statistics. The 'DB' button is highlighted with a red box, and a circled '5' is placed next to it.

## 手順2 集計区分を選択

集計区分別のリストが表示されるので、利用したい区分をクリックします。

ここでは、労働力状態に関する統計表を作成するので、「[産業等基本集計（労働力状態，就業者の産業など）](#)」をクリックします。

The screenshot shows the '表選択' page. It lists various survey results. The option '産業等基本集計(労働力状態, 就業者の産業など)' is highlighted with a red box.

<参考>

各調査年の区分によっては、さらに「全国結果」と「都道府県結果」が分かれているものがあるので、該当する区分をクリックします。(下図は平成17年国勢調査のもの)

表選択

国勢調査

作成機関

国勢調査 > 平成17年国勢調査 > 労働力状態, 就業者の産業, 就業時間など (第2次基本集計)

2件中 1 - 2 件目 << 最初へ < 前へ | 次へ > 最後へ >>

▶ 全国結果

▶ 都道府県結果

2件中 1 - 2 件目 << 最初へ < 前へ | 次へ > 最後へ >>

統計表検索結果に戻る

GH07010101 [↑ このページのトップへ](#)

手順3 統計表を選択

集計区分別の統計表一覧が表示されますので、利用したい統計表をクリックします。

ここでは、労働力状態（8区分）、男女別15歳以上人口の統計表を作成するので、「00110 労働力状態（8区分）、年齢（各歳）、男女別15歳以上人口」をクリックします。

国勢調査

作成機関

国勢調査 > 平成22年国勢調査 > 産業等基本集計(労働力状態, 就業者の産業など)

63件中 1 - 50 件目 << 最初へ < 前へ | 次へ > 最後へ >>

00110	労働力状態(8区分), 年齢(各歳), 男女別15歳以上人口	<a href="#">全国, 都道府県, 人口50万以上の市区, 全域・人口集中地区</a>
00120	労働力状態(8区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上人口	<a href="#">全国, 都道府県, 支庁, 市区町村, 全域・人口集中地区</a>
00210	労働力状態(8区分)(雇用者-特掲), 配偶関係(4区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上人口(総数及び日本人)	<a href="#">全国, 都道府県, 人口50万以上の市区</a>
00220	労働力状態(8区分)(雇用者-特掲), 配偶関係(4区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上人口	<a href="#">全国, 都道府県, 支庁, 市区町村・旧市町村</a>
00300	従業上の地位(8区分), 就業の状態(4区分), 配偶関係(3区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上就業者数	<a href="#">全国, 都道府県, 人口50万以上の市区</a>
00400	産業(大分類), 就業の状態(4区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上就業者数	<a href="#">全国, 都道府県, 人口50万以上の市区, 全域・人口集中地区</a>
00510	産業(大分類), 従業上の地位(8区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上就業者数(総数, 単身世帯・自衛隊営舎内居住者の単独有配偶者)及び平均年齢	<a href="#">全国, 都道府県, 人口50万以上の市区, 全域・人口集中地区</a>
00520	産業(大分類), 従業上の地位(8区分), 男女別15歳以上就業者数	<a href="#">全国, 都道府県, 支庁, 市区町村・旧市町村, 全域・人口集中地区</a>
00610	産業(大分類), 配偶関係(3区分), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上就業者数及び平均年齢(総数及び日本人)(雇用者-特掲)	

#### 手順4 レイアウト設定画面の確認

レイアウト設定画面が表示されます。

ここでは、表示する項目の選択、表示位置の設定、1画面に表示する行数や、表題の有無の設定等を行うことができます。

また、設定した内容について、「レイアウトイメージの確認」をクリックすることで事前に確認できます。

レイアウトを変更する必要がない場合は、手順9に進んでください。

項番	事項名	選択項目数	解説表示	項目の選択		表示位置
				全選択	解除	
1/7	表章項目	0/1		選択		欄外
2/7	全域・人口集中地区2010	0/2		選択		欄外
3/7	年齢2	0/91		選択		行1
4/7	労働力状態2010	0/13		選択		列1
5/7	男女別2010	0/3		選択		欄外
6/7	地域(2010)	0/84		選択		欄外
7/7	時間軸(年次)	0/1		選択		欄外

レイアウトイメージの確認

**レイアウトイメージ**

表章項目 全域・人口集中地区2010 男女別2010 地域(2010) 時間軸(年次)

<列3>	<列2>
<行3>	年齢2

画面表示セル数:0  
(最大 15,000 セルまで表示可能)  
ダウンロード対象セル数:0  
(最大 1,000,000 セルまでダウンロード可能)

**表示オプション**

	有無
表題の表示	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
罫線の表示	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
単位の表示	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
1画面に表示する行数	60
1画面に表示する列数	11

[統計表表示へ](#)

#### 項目説明

No	項目	説明
1	項番	全体の事項数のうち、当該事項が何番目に当たるかが表示されます。
2	事項名	集計事項名が表示されます。
3	選択項目数	当該事項に含まれる分類区分数が表示されます。
4	解説表示	事項名がどういう意味で使用されているかについての解説が表示されます。 解説が登録されている場合は「解説」ボタンが表示されます。登録されていない場合は空欄です。
5	項目の選択	事項に複数の分類区分が含まれている場合、必要な区分を選択し、絞り込むことができます。 統計表として画面表示できる項目数（セル数）は最大で15,000です。15,000を超える場合は、レイアウトイメージにエラーメッセージが表示されますので、制限内に収まるように項目の絞り込みや表示位置の「欄外」への変更を行ってください。
6	表示位置	表示位置には「列1」「列2」「列3」「行1」「行2」「行3」「欄外」の7種類があります（列：表頭項目，行：表側項目）。欄外項目については、ページを切り替えることで表示することができます。

## 手順5 表示位置の設定

統計表へ表示したい事項の表示位置を、行、列又は欄外から設定します。

※ 「行1」と「列1」は必ず設定する必要があります。それ以外については任意で設定します。ただし、欄外以外は重複して設定することはできません。欄外は複数指定可能です。

ここでは、現在「列1」に設定されている労働力状態及び「行1」に設定されている地域のほかに、男女別の表章もすることから、「男女」欄の「表示位置」をクリックし、「列2」を選択します。

項番	事項名	選択項目数	解説表示	項目の選択		表示位置
				全選択	解除	
1/7	表章項目	0/1		<input type="button" value="選択"/>		欄外
2/7	全域・人口集中地区2010	0/2		<input type="button" value="選択"/>		欄外
3/7	年齢2	0/91		<input type="button" value="選択"/>		行1
4/7	労働力状態2010	0/13		<input type="button" value="選択"/>		列1
5/7	男女別2010	0/3		<input type="button" value="選択"/>		欄外
6/7	地域(2010)	0/84		<input type="button" value="選択"/>		欄外 列1
7/7	時間軸(年次)	0/1		<input type="button" value="選択"/>		列2 列3 行1 行2 行3

レイアウトイ

## 手順6 項目の選択

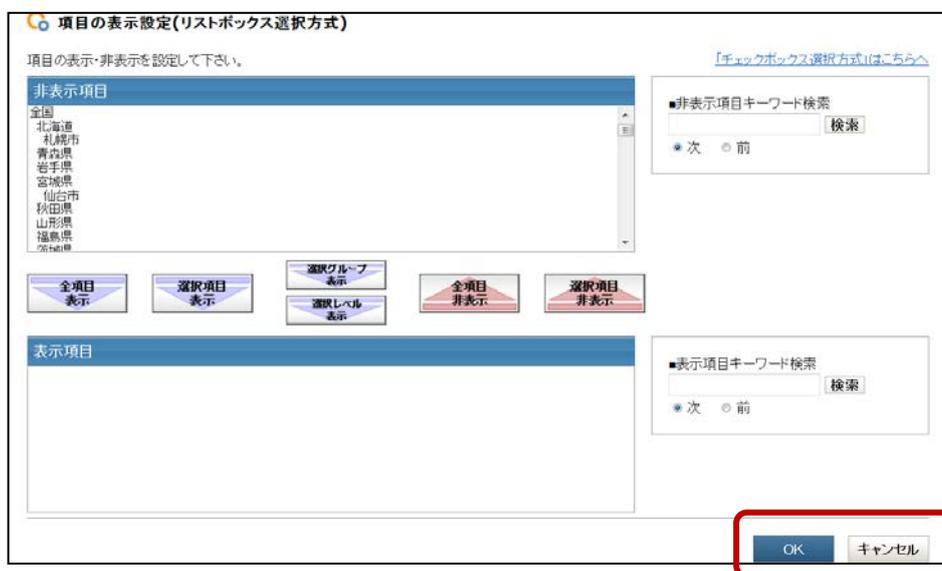
分類区分が複数ある場合は、必要な区分だけ選択することができます。

- ① 表示項目の選択を行う際は、表示したい項目の右側にある「選択」ボタンをクリックします。ここでは、地域区分を都道府県・人口50万以上の市区のうち、都道府県別のみを表章するため、「地域」欄の「選択」ボタンをクリックします。

項番	事項名	選択項目数	解説表示	項目の選択		表示位置
				全選択	解除	
1/7	表章項目	0/1		<input type="button" value="選択"/>		欄外
2/7	全域・人口集中地区2010	0/2		<input type="button" value="選択"/>		欄外 列1
3/7	年齢2	0/91		<input type="button" value="選択"/>		列2
4/7	労働力状態2010	0/13		<input type="button" value="選択"/>		列3 行1 行2 行3
5/7	男女別2010	0/3		<input type="button" value="選択"/>		欄外
6/7	地域(2010)	0/84		<input type="button" value="選択"/>		欄外
7/7	時間軸(年次)	0/1		<input type="button" value="選択"/>		欄外

①

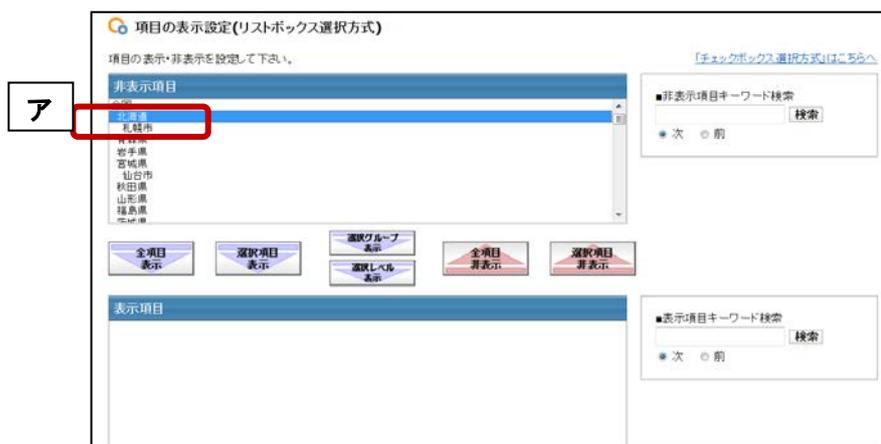
- ② 初期状態では、すべて「非表示項目」となっているので、必要な表示項目のみを選択後、「OK」ボタンをクリックします。  
(項目の選択を中止する場合は、「キャンセル」ボタンをクリックします。)



#### ■ ボタン説明

No	ボタン名	機能
1	全項目表示	このボタンをクリックすると、「非表示項目」の全項目が「表示項目」へ移動します。
2	選択項目表示	このボタンをクリックすると、「非表示項目」で選択した項目が「表示項目」へ移動します。
3	選択グループ表示	このボタンをクリックすると、「非表示項目」で選択した項目及びその下位レベルの項目が「表示項目」へ移動します。 例)「北海道」をクリックすると、北海道及び項目に表示されている道内の市区町村が移動します。
4	選択レベル表示	このボタンをクリックすると、「非表示項目」で選択した項目と同じレベルにある全項目が「表示項目」へ移動します。 例)「北海道」をクリックすると、全都道府県が移動します。
5	全項目非表示	このボタンをクリックすると、「表示項目」の全項目が「非表示項目」へ移動します。
6	選択項目非表示	このボタンをクリックすると、「表示項目」で選択した項目が「非表示項目」へ移動します。

ア 「非表示項目」の北海道をクリックします。



イ 「選択レベル表示」ボタンをクリックします。



ウ 「表示項目」に、全都道府県が表示されていることを確認した上で、「OK」ボタンをクリックします。



### 手順7 「レイアウトイメージの確認」ボタンをクリック

「レイアウトイメージの確認」ボタンをクリックして「レイアウトイメージ」を確認してください。

(設定に問題がある場合、エラーメッセージが表示されます。)

### 手順8 「表示オプション」の設定

「表示オプション」により、必要に応じて「表題」、「罫線」、「単位」の表示の有無、「行数」、「列数」を設定してください。

### 手順9 「統計表表示へ」ボタンをクリック

「統計表表示へ」ボタンをクリックすると、表が表示されます。

項番	事項名	選択項目数	解説表示	項目の選択		表示位置
				全選択	解除	
1/7	表章項目	1/1		選択		欄外
2/7	全域・人口集中地区2010	1/2		選択		欄外
3/7	年齢2	1/91		選択		欄外
4/7	労働力状態2010	13/13		選択		列1
5/7	男女別2010	3/3		選択		欄外
6/7	地域(2010)	47/84		選択		行1
7/7	時間軸(年次)	1/1		選択		欄外

⑦

レイアウトイメージの確認

レイアウトイメージ

表章項目 全域・人口集中地区2010 年齢2 男女別2010 時間軸(年次)

<列3>  
<列2>  
労働力状態2010

画面表示セル数:611  
(最大 15,000 セルまで表示可能)  
ダウンロード対象セル数:1,833  
(最大 1,000,000 セルまでダウンロード可能)

<行3>  
<行2>  
地域(2010)

⑧

表示オプション

	有無
表題の表示	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
罫線の表示	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
単位の表示	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
1画面に表示する行数	60
1画面に表示する列数	11

⑨

統計表表示へ



表章項目 15歳以上人口【人】 全域・人口集中地区2010 全域 年齢2 総数(年齢) 男女別2010 総数(男女別) 時間軸(年次)  
2010年 ページ切替

	経数(労働力状態)	労働力人口	就業者	(就業者)おに仕事 か仕事	(就業者)専事のみ たわら仕事	(就業者)通学のか たわら仕事	(就業者)休業中
北海道	4,840,237	2,701,824	2,509,464	2,103,232	331,520	37,937	36,7
青森県	1,196,355	702,668	639,584	554,726	71,160	4,096	9,6
岩手県	1,156,278	679,332	631,303	542,282	74,988	4,381	9,6
宮城県	2,022,432	1,148,862	1,059,416	898,487	127,144	17,061	16,7
秋田県	960,083	540,842	503,106	432,225	60,270	2,676	7,9
山形県	1,015,832	600,768	565,982	494,354	59,576	4,247	7,6
福島県	1,740,909	1,006,246	934,331	806,296	106,163	6,172	15,7
茨城県	2,556,766	1,521,879	1,420,181	1,191,773	184,787	19,698	23,5
栃木県	1,719,470	1,042,655	977,126	820			
群馬県	1,722,128	1,030,632	965,403	796			
埼玉県	6,213,968	3,716,285	3,482,305	2,836			
千葉県	5,329,180	3,089,184	2,899,396	2,384			
東京都	11,492,456	6,387,474	6,012,536	4,970			
神奈川県	7,808,360	4,400,199	4,146,942	3,380			
新潟県	2,062,449	1,223,129	1,155,795	993			
富山県	947,174	576,413	546,363	469			
石川県	1,001,288	615,510	582,449	497			
福井県	686,351	424,477	402,251	346,031	45,757	3,540	6,1

⑩

1度に表示しきれない場合、表の下にあるアイコンをクリックすることによって、次のページに移ることができます。

### 3 統計表の印刷のしかた

作成した統計表について、印刷用にレイアウトした画面を表示することができます。

#### 手順1 印刷用ブラウザの表示

統計表が表示されている状態で、メニューから「印刷」ボタンをクリックすることで、印刷用にレイアウトされた画面が別ウィンドウで表示されます。



#### ■ 統計表の印刷用画面



	総数(労働力状態)	労働力人口	就業者	(就業者)主に仕事	(就業者)家事のほか仕事	(就業者)通学のかたわら仕事	(就業者)休業者	完全失業者
北海道	4,840,237	2,701,824	2,509,464	2,103,232	331,520	37,937	36,775	192,360
青森県	1,196,355	702,668	639,584	554,726	71,160	4,096	9,602	63,084
岩手県	1,156,278	679,332	631,303	542,282	74,988	4,381	9,652	48,029
宮城県	2,022,432	1,148,862	1,059,416	898,487	127,144	17,061	16,724	89,446
秋田県	960,083	540,842	503,106	432,225	60,270	2,676	7,935	37,736
山形県	1,015,832	600,768	565,982	494,354	59,576	4,247	7,805	34,786
福島県	1,740,909	1,006,246	934,331	806,296	106,163	6,172	15,700	71,915
茨城県	2,556,766	1,521,879	1,420,181	1,191,773	184,787	19,698	23,923	101,698
栃木県	1,719,470	1,042,655	977,126	820,944	129,973	10,206	16,003	65,529
群馬県	1,722,128	1,030,632	965,403	796,352	142,069	12,424	14,558	65,229
埼玉県	6,213,968	3,716,285	3,482,305	2,836,935	502,980	78,951	63,439	233,980
千葉県	5,329,180	3,089,184	2,899,396	2,384,759	400,344	58,964	55,329	189,788
東京都	11,492,456	6,387,474	6,012,536	4,970,764	754,971	161,832	124,969	374,938
神奈川県	7,808,360	4,400,199	4,146,942	3,380,051	579,074	106,496	81,321	253,257
新潟県	2,062,449	1,223,129	1,155,795	995,222	131,112	11,103	18,358	67,334

#### 手順2 印刷

ブラウザの印刷機能（「ファイル」から「印刷」を選択）を使用して印刷します。

## 4 統計表のダウンロードのしかた

作成した統計表は、CSV形式又はXML形式でダウンロードできます。

### 手順1 「ダウンロード」ボタンをクリック

統計表が表示されている状態で、メニューから「ダウンロード」ボタンをクリックすることで、ダウンロード画面が別ウィンドウで表示されます。



### 手順2 ダウンロード設定

- ① 「ダウンロード範囲」、「ファイル形式選択」、「圧縮方式選択」を設定します。
- ② 「OK」ボタンをクリックすると、ダウンロードの準備中を示す画面に移ります。  
なお、ダウンロード前に各組合せのファイルサイズを確認できますので、ダウンロードの際の参考にしてください。



#### ■ ダウンロード範囲説明

No	ダウンロード範囲	説明
1	表示データ	1画面に収まらない数値データの表示レイアウト時のみ選択可能となります。
2	ページ全体	現在の表示ページ（1画面）全体をダウンロード対象とします。
3	全ページ	欄外項目の組合せを含め、存在する全ページをダウンロード対象とします。

■ファイル形式選択説明

No	ファイル形式	説明
1	C S V形式	C S V形式でファイルを出力します。
2	X M L形式	X M L形式でファイルを出力します。

■圧縮方式説明

No	圧縮方式	説明
1	Z I P形式	「ファイル形式選択」で指定したファイルをZ I P形式で圧縮し、ダウンロードします。
2	圧縮なし	「ファイル形式選択」で指定したファイルを、圧縮せずにそのままダウンロードします。

**手順3 保存**

ブラウザの「ファイルのダウンロード」画面が表示されます。保存ボタンのプルダウンを選択→名前を付けて保存を選択し、ファイルを適切な場所に保存してください。



## 参 考

### 参考 1 平成27年国勢調査の概要

#### 調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来5年ごとに行っており、平成27年国勢調査はその20回目に当たります。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成27年国勢調査は簡易調査に当たります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年及び22年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年及び17年及び27年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えています。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、50年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査を実施しています。

#### 平成27年国勢調査の特徴

我が国では、現在、世界に類を見ない急速な高齢化の進行、低い出生率とそれに伴う生産年齢人口の減少、産業・職業の就業構造の変化、都市圏への人口集中と地方圏からの人口流出、国際化に伴う外国人の増加など、人口構造の急激な変化を受けて、国内の社会経済運営は困難の度合いを増しており、我が国が引き続き豊かな社会経済であり続けるために取り組む必要のある課題が山積している状況です。

平成27年国勢調査は、人口減少社会における全数調査として、国レベルでも地域レベルでも国内人口の構造変化の実態を様々な角度から描き出し、信頼性の高い統計を提供することが求められています。特に、今回の調査では、情報通信技術（ICT）の進展や少子・高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、正確かつ効率的な統計の作成や報告者の負担軽減・利便性の向上等の観点から、(1)インターネット等を活用した調査の実施、(2)高齢者世帯の増加等を踏まえた調査環境の変化に対応した調査方法、(3)東日本大震災発生後の人口移動の状況に関する実態把握、(4)調査結果の公表早期化等の見直しを図っています。

調査結果は、少子高齢化対策、防災計画、地域創生などの重要課題に対する施策に活用されるとともに、国民共有の財産として、国民が国や地域の状況や課題を理解し分析できるよう、広く一般の利用に供されます。

## 調査の期日

平成27年国勢調査は、平成27年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行いました。

## 調査の法的根拠

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施されました。

また、調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づいて行いました。

- ・ 国勢調査令（昭和55年政令第98号）
- ・ 国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）
- ・ 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）

## 調査の地域

平成27年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行いました。

- ① 歯舞群島，色丹島，国後島及び択捉島
- ② 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、以下①，②を除く、本邦内に常住しているすべての者について行いました。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなしました。

### 《注意点》

次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，第124条に規定する専修学校若しくは第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で，通学のために寄宿舎，下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は，その宿泊している施設

イ 病院又は療養所に入院，入所している者で引き続き3か月以上入院又は入所している者はその病院又は療養所，それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にか

かわらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所，陸上に生活の本拠のない者はその船舶

なお，後者の場合は，日本の船舶のみを調査の対象とし，調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか，調査時前に本邦の港を出港し，途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は，その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については，その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所，少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち，死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は，その刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院又は婦人補導院

## 調査の事項

平成27年国勢調査では，男女の別，出生の年月など世帯員に関する事項を13項目，世帯の種類，世帯員の数など世帯に関する事項を4項目，合計17項目について調査しました。

今回の調査では，東日本大震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するため，10年ごとの大規模調査の年に調査をしていた「現在の場所に住んでいる期間」と「5年前にはどこに住んでいましたか」の2つの調査事項を追加しました。一方，簡易調査年における記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」の調査事項を削除しました。

（世帯員に関する事項）

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 氏名            | (2) 男女の別                  |
| (3) 出生の年月         | (4) 世帯主との続柄               |
| (5) 配偶の関係         | (6) 国籍                    |
| (7) 現在の住居における居住期間 | (8) 5年前の住居の所在地            |
| (9) 就業状態          | (10) 所属の事業所の名称及び事業の種類(産業) |
| (11) 仕事の種類(職業)    | (12) 従業上の地位               |
| (13) 従業地又は通学地     |                           |

（世帯に関する事項）

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 世帯の種類 | (2) 世帯員の数  |
| (3) 住居の種類 | (4) 住宅の建て方 |

## 調査の方法

(1) 調査票

調査に用いた調査票は，直接，光学式文字読取装置で読み取りが可能で，1枚に4名

分記入できる連記票のOCR調査票のほか、オンライン調査のための電子調査票、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『調査票の対訳』（27言語）及び施設等世帯補助電子調査票（Excel調査票）を使用しました。

## (2) 調査区設定

調査の実施に先立ち、平成26年10月1日現在で、平成27年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成しました。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定しました。

なお、調査区は、平成2年国勢調査から恒久的な単位区域として設定している基本単位区を基に構成しています。

## (3) 調査の流れ

平成27年国勢調査は、総務省（統計局）—都道府県—市区町村—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯の流れにより行いました。

ただし、マンション等の共同住宅や社会施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者業務委託した方が効率的に調査ができる調査区においては、調査員事務を市町村が当該事業者業務委託して実施することができるものとししました。

## (4) 調査票の配布等

平成27年国勢調査は、総務大臣により任命された約70万人の国勢調査員が、平成27年9月10日から12日までの間、「インターネット回答の利用案内」を配布し、9月10日から20日までの間、インターネットによる回答を受け付けました。インターネットによる回答の無かった世帯に対しては、9月26日から30日までの間、調査票等を配布し、世帯は記入した調査票を国勢調査員への提出又は郵送で提出することにより、回答を行いました。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査しました。

## 集計及び結果の公表

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、集計します。

調査結果は集計が完了した後、インターネットを利用する方法等により公表します。

なお、原則として、すべての統計表を政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載します。

## 調査書類の保存

調査書類の保存期間と保存責任者は、以下のとおりです。

保存期間を過ぎた書類は、他に漏れないように破棄します。

調査書類名	保存期間	保存責任者
調査票	3年間	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	同上
調査世帯一覧	10年間	正本 総務省統計局長 副本 市区町村長
調査区要図	同上	同上
市区町村要計表	次回調査まで	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事，市区町村長
都道府県要計表	同上	正本 総務省統計局長 副本 都道府県知事
結果原表又は結果原表が複写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長

### 参考3 調査事項の変遷

調査年		大正 9年 (第1回) 1920	14年 1925	昭和 5年 1930	10年 1935	15年 1940	22年 (臨時) 1947	25年 1950	30年 1955
氏名		○	○	○	○	○	○	○	○
世帯における地位		○		○		○			
世帯主との続き柄								○	○
男女の別		○	○	○	○	○	○	○	○
出生の年月日		○	○	○	○	○	○	○	○
教える年							○		
配偶の関係		○	○	○	○	○	○	○	○
国籍又は国籍		○		○		○			
国籍又は出身地							○	○	
国籍									○
出生地		○		○		○		○	
常住地					○				
一時現在者								○	
職業及び職業上の地位	本業及び本業上の地位	○							
	副業及び副業上の地位	○							
指定技能	指定の職業	現職				○			
		前職				○			
	指定の学歴	職業			○		○		
		職業			○		○		
職業	本業	職業		○			○		
		所属の産業			○				
	副業	失業			○				
		職業			○				
事業所(勤務先を含む)名					○				
事業所の事業種目					○				
事業所の所在地								○	
自己の勤務する部門の事業種目						○			
職名						○			
仕事の種類								○	○
昭和12年 7月1日の	事業所(勤務先を含む)名					○			
	事業所の事業種目					○			
	自己の勤務する部門の事業種目					○			
	職名					○			
失業者について	就業の経験の有無						○		
	失業前の従業上の地位						○		
	失業前の所属の産業						○		
	失業前の職業						○		
就業状態						○	○	○	
就業日数						○			
就業時間							○		
従業上の地位						○	○	○	
事業主なりや否やの別						○			
家族従業者なりや否やの別						○			
所属の産業							○		
所属の事業所の名称及び事業の種類								○	○
追加就業希望とその理由							○		
在学か否かの別と在学年数								○	
初婚か否かの別								○	
結婚年数								○	
出生児数								○	
兵役の関係						○			
引揚者か否かの別							○	○	
視聴覚障害の有無							○		
調査時に在不在の別								○	
不在の理由								○	
世帯の種類			○						
世帯の種類別								○	○
世帯人員		○		○	○	○		○	○
準世帯の種類及び名称		○		○	○	○			
住居の種類別								○	○
住宅の所有の関係								○	○
住居の室数				○					
居室の量数								○	○

調 査 年	昭和						平成					
	35年	40年	45年	50年	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年	27年 (第20回) 2015
	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	
氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯主との続き柄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
男女の別	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出生の年月(日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶の関係	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国籍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現住居への入居時期			○		○							
現住居での居住期間									○		○	○
従前の常住地			○		○							
1年前の常住地	○											
5年前の住居の所在地							○		○		○	○
教育	○		○		○		○		○		○	
結婚年数	○		○									
出生児数	○		○									
就業状態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就業時間	○								○	○		
従業上の地位	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所属の事業所の名称及び事業の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仕事の種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業地又は通学地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利用交通手段			○		○		○		○		○	
通勤時間又は通学時間							○					
世帯の種別	○	○										
世帯の種類			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準世帯の種類	○											
世帯人員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家計の収入の種類	○		○		○		○		○			
住居の種別	○											
住居の種類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住宅の所有の関係	○											
居住室数		○	○	○	○	○	○	○				
居住室の畳数	○	○	○	○	○	○						
住宅の床面積							○	○	○	○	○	
住宅の建て方					○	○	○	○	○	○	○	○

## 参考4 各回の国勢調査報告書等一覧

### 【大正9年（1920年）】

#### 国勢調査報告

- 全国の部 第1巻 人口，體性，出生地，年齢，配偶関係，国籍民籍，世帯
- 第2巻 職業
- 第3巻 普通世帯の構成
- 府県の部（47分冊）  
    《世帯，人口，年齢，配偶関係，出生地，国籍民籍，職業》

#### その他

- ・国勢調査速報 世帯及び人口
- ・国勢調査報告 在外本邦人
- ・国勢調査 記述編

### 【大正14年（1925年）】

#### 国勢調査報告

- 第1巻 記述編  
    《人口，體性，年齢，配偶関係，世帯》
- 第2巻 全国結果表  
    《人口，年齢，配偶関係，世帯》
- 第3巻 市町村別世帯及び人口
- 第4巻 府県編（47分冊）  
    《世帯，年齢，配偶関係》

#### その他

- ・国勢調査速報 世帯及び人口

### 【昭和5年（1930年）】

#### 国勢調査報告

- 第1巻 人口，體性，年齢，配偶関係，出生地，国籍民籍，世帯，住居
- 第2巻 職業及び産業
- 第3巻 従業の場所（2分冊）
- 第4巻 府県編（47分冊）  
    《人口，年齢，配偶関係，出生地，職業，産業，世帯，住居》
- 第5巻 市町村別人口

#### その他

- ・国勢調査速報 世帯及び人口
- ・国勢調査速報 失業
- ・国勢調査最終報告書  
    《記述：人口，體性，年齢，配偶関係，出生地，職業，産業，従業の場所，失業，  
    民籍国籍，世帯，住居の室数》
- ・抽出調査に依る 昭和5年国勢調査結果の概観
- ・6大都市 産業別昼間人口

## 【昭和10年（1935年）】

### 国勢調査報告

- 第1巻 全国編  
《人口，年齢，配偶関係，世帯》
- 第2巻 府県編  
《人口，年齢，配偶関係，世帯》
- 第3巻 市町村別人口

### その他

- ・国勢調査速報 世帯及び人口

## 【昭和15年（1940年）】

### 国勢調査報告

- 第1巻 人口総数，男女の別，年齢，配偶の関係，民籍または国籍
- 第2巻 産業・事業上の地位
- 第3巻 職業

### その他

- ・国勢調査内地人口数（市町村別）

## 【昭和22年（1947年）】（沖縄県は調査していない）

### 臨時国勢調査結果報告

- 其の1 人口の概要
- 其の2 全国都道府県郡市区町村別人口
- 其の3 労働力人口に関する概要
- 其の4 出身地域及び国籍別人口の概要
- 其の5 視聴覚障害者の数
- 其の6 世帯数の概要
- 其の7 年齢別人口

### その他

- ・臨時国勢調査 全国都道府県郡市区町村別人口概数

## 【昭和25年（1950年）】

### 昭和25年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
- 第2巻 1%抽出集計結果  
《人口，年齢，配偶関係，労働力状態，職業，産業，従業上の地位》
- 第3巻 10%抽出集計結果
  - その1 男女別，年齢，配偶関係，国籍又は出身地，教育，世帯，住宅，  
出産力
  - その2 労働力状態，職業，産業，従業上の地位，就業時間
- 第4巻 全国編Ⅰ  
男女別，年齢，配偶関係，国籍又は出身地・出生地，教育，世帯，住宅
- 第5巻 全国編Ⅱ  
労働力状態，職業，産業，従業上の地位
- 第6巻 常住人口及び現在人口
- 第7巻 都道府県編（46分冊）（その1 北海道～その46 鹿児島県）  
《人口，年齢，配偶関係，国籍，労働力状態，職業，産業，従業上の地位，  
在学者数，世帯，住宅》
- 第8巻 最終報告書

### その他

- ・日本婦人の出産力（昭和25年国勢調査特別集計）
- ・1%抽出集計による結果速報
  - その1 全国の男女，年齢，配偶関係別人口
  - その2 全国人口の就業状態及び住宅関係
- ・10%抽出集計結果  
引揚申告者数
- ・全国都道府県郡市区町村別世帯及び人口概数

---

## 1950年（昭和25年）・沖縄（琉球政府行政主席統計局）

- ・1952年 琉球統計報告 第2巻 第5号 「1950年国勢調査特集号」  
（全琉球，沖縄群島，奄美群島，宮古群島，八重山群島）  
《人口，男女，年齢，国籍，就業状態，産業，職業，世帯，住居》

## 【昭和30年（1955年）】

### 昭和30年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
  - 第2巻 1%抽出集計結果
    - その1 男女の別・年齢・配偶関係・国籍・世帯・住宅
    - その2 労働力状態・産業・従業上の地位・従業地・失業
    - その3 職業
  - 第3巻 全国編
    - その1 男女の別・年齢・配偶関係・国籍・世帯・住宅
    - その2 労働力状態・産業・職業・従業上の地位
  - 第4巻 従業地別人口
    - その1 就業者の従業地
    - その2 従業地の産業
  - 第5巻 都道府県編（46分冊）（その1 北海道 ～ その46 鹿児島県）
- 付 録 日本人口地図
- その1 人口分布と人口密度
  - その2 人口増減率
  - その3 地形別人口密度

### その他

- ・ 全国都道府県郡市区町村別世帯および人口概数
- ・ 日本の人口（昭和30年国勢調査の解説）
- ・ 付録 日本人口地図
- ・ 昭和30年国勢調査調査区の概要

---

## 1955年（昭和30年）・沖縄（琉球政府統計部）

### 臨時国勢調査報告

- ・ 第1巻 総括編
- ・ 第2巻 市町村編
  - 第1号 沖縄北部
  - 第2号 沖縄中部
  - 第3号 沖縄南部
  - 第4号 宮古，八重山

## 【昭和35年（1960年）】

### 昭和35年国勢調査報告

第1巻 人口総数

第2巻 1%抽出集計結果

その1 年齢・配偶関係・国籍・教育・婦人の出産力

その2 人口移動

その3 労働力状態・産業・従業上の地位・就業時間・失業

その4 職業

その5 世帯の構成

その6 居住状態

第3巻 全国編

その1 年齢・配偶関係・国籍・人口移動・教育・出産力・労働力状態・  
産業・職業・世帯・居住状態

その2 従業地・通学地による産業別就業者数と通学者数

その3 常住地と従業地・通学地

第4巻 都道府県編（46分冊）（その1 北海道～その46 鹿児島県）

### その他

・10%抽出集計結果

その1 配偶関係・人口移動

その2 産業・職業

その3 出産力

その4 世帯

・全国都道府県郡市区町村別世帯および人口概数

・全国都道府県郡市区町村別人口（確定数）

・わが国の人口集中地区

・1%抽出集計結果速報

・日本の人口（昭和35年国勢調査の解説）

・全国都道府県市区町村人口総覧

その1 全国編

その2 北海道・東北編

その3 関東編

その4 中部編

その5 近畿編

その6 中国・四国編

その7 九州編

・日本人口地図

・昭和35年国勢調査調査区の概要ならびに関係資料の利用

---

## 1960年（昭和35年）・沖縄（琉球政府計画局統計庁）

### 国勢調査報告

・中間報告 人口編

住宅編

・人口編 第1巻 総括編 その1 （人口，国籍，配偶関係，教育，就業関係）  
その2 （出産力）

・人口編 第2巻 市町村編《人口，国籍，配偶関係，教育，就業関係》  
第1号 北部地区 第3号 南部地区，那覇市  
第2号 中部地区 第4号 宮古，八重山

・住宅編

## 【昭和40年（1965年）】

### 昭和40年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
- 第2巻 1%抽出集計結果
  - その1 年齢・男女・配偶関係・国籍
  - その2 労働力状態・産業・従業上の地位
  - その3 職業
  - その4 世帯
  - その5 住居の状態
- 第3巻 全国編
  - その1 年齢・男女・配偶関係・国籍・労働力状態・産業・職業・従業上の地位・世帯
  - その2 従業地・通学地
  - その3 従業地の産業
- 第4巻 都道府県編（46分冊）
- 第5巻 20%抽出集計結果全国編
  - その1 年齢・出生の月・配偶関係・国籍・世帯・準世帯員・住居の状態
  - その2 産業と職業
- 第6巻 20%抽出集計結果都道府県編（46分冊）

### その他

- ・全国都道府県市区町村別世帯および人口概数
- ・全国都道府県市区町村別人口（確定数）
- ・1%抽出集計結果の概要（速報）
- ・全国都道府県市区町村人口総覧
  - 全国の部 その1 日本の人口
  - その2 従業地・通学地
  - 別冊 わが国の人口—その地域分布と構造—
  - 都道府県の部（46分冊）
- ・全国都道府県市区町村の人口集中地区人口階級別人口及び面積（速報）
- ・市区町村の人口階級別および人口集中地区人口階級別全数集計結果
- ・従業地・通学地に関する集計結果（46分冊）
- ・20%抽出集計結果 従業地による産業・職業
- ・わが国の人口集中地区
- ・日本人口地図
- ・昭和40年国勢調査調査区関係資料の解説

---

## 1965年（昭和40年）・沖縄（琉球政府企画局統計庁）

### 臨時国勢調査報告

- 第1巻 沖縄総括編
  - 《総人口、男女の別、年齢、配偶関係、国籍、就業状態、産業、職業、世帯、居住状態》
- 第2巻 地区編
  - 《人口、男女の別、年齢、配偶関係、労働力状態、産業、職業、世帯、住居》
  - 第1号 北部地区                      第4号 那覇地区
  - 第2号 中部地区                      第5号 宮古地区、八重山地区
  - 第3号 南部地区

## 【昭和45年（1970年）】

### 昭和45年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
  - 第2巻 全国編（基本集計結果）
  - 第3巻 都道府県・市区町村編
    - その1 北海道～その46 鹿児島県
  - 第4巻 国勢統計区編
  - 第5巻 詳細集計結果（20%抽出集計結果）
    - その1 全国編
      - 第1部 年齢・出生の月・配偶関係・入居時期・前住地・教育・  
出産力・労働力状態・産業・職業・従業上の地位・  
社会経済分類
      - 第2部 世帯の構成・家計の収入の種類・住居の状態
    - その2 都道府県編（6分冊）
      - 第1部 北海道・東北
      - 第2部 関東
      - 第3部 中部
      - 第4部 近畿
      - 第5部 中国・四国
      - 第6部 九州
  - 第6巻 通勤・通学集計結果
    - その1 従業地・通学地による人口・年齢・男女・産業・職業
      - 第1部 北海道・東北
      - 第2部 関東
      - 第3部 中部
      - 第4部 近畿
      - 第5部 中国・四国
      - 第6部 九州
    - その2 従業地・通学地
      - 第1部 東日本
      - 第2部 西日本
    - その3 利用交通手段
    - その4 従業地・常住地による産業・職業
  - 第7巻 人口移動集計結果（20%抽出集計結果）
    - その1 北海道・東北
    - その2 関東・中部
    - その3 近畿・中国
    - その4 四国・九州
  - 第8巻 特別集計結果（1%抽出集計結果）
    - その1 世帯・家族
    - その2 出産力
    - その3 おもな利用交通手段・従な利用交通手段
- 別巻
- 1 わが国の人口集中地区
  - 2 国勢統計区境界図

### 速報シリーズ

- 1 全国都道府県市区町村別人口概数
- 2 全国都道府県市区町村別人口（確定数）
- 3 人口集中地区別人口速報
- 4 全国都道府県別結果速報（1%抽出集計結果）
- 5 通勤・通学集計結果速報（1%抽出集計結果）

### 資料シリーズ

- 1 昭和45年国勢調査調査区関係資料利用の手引
- 2 昭和45年国勢調査調査区関係資料利用の手引 資料編
- 3 産業別就業者の時系列比較（大正9年～昭和45年）
- 4 従業地・通学地
- 5 大都市圏
- 6 市町村・人口集中地区の人口階級別集計結果
- 7 職業別就業者の時系列比較（昭和5年～45年）

### 解説シリーズ

- 1 わが国の人口
- 2 都道府県の人口（基本集計結果）（46分冊）

### 日本人口地図シリーズ

- ・地形別人口分布，市区町村別人口密度 他22主題

### その他

- ・日本の人口（昭和45年国勢調査の解説）

---

## 1970年（昭和45年）・沖縄（琉球政府計画局統計庁）

- ・昭和45年国勢調査報告 沖縄編

## 【昭和50年（1975年）】

### 昭和50年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
- 第2巻 全国編（全数集計結果）
- 第3巻 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第4巻 通勤・通学地編
  - その1 全数集計結果（6分冊）
    - 第1部 北海道・東北
    - 第2部 関東
    - 第3部 中部
    - 第4部 近畿
    - 第5部 中国・四国
    - 第6部 九州・沖縄
  - その2 20%抽出集計結果（6分冊）
    - 第1部 北海道・東北
    - 第2部 関東
    - 第3部 中部
    - 第4部 近畿
    - 第5部 中国・四国
    - 第6部 九州・沖縄
- 第5巻 詳細集計結果
  - その1 全国編（2分冊）
    - 第1部 年齢，男女，出生の月，配偶関係，労働力状態，産業，職業，従業上の地位，社会経済分類
    - 第2部 世帯の家族類型，経済構成，世帯主の就業状態，住居の状態
  - その2 都道府県編（都道府県ごとに47分冊）
- 第6巻 特別集計結果（1%抽出詳細集計）
  - 母とその同居児
  - 職業・産業

### 速報シリーズ

- 1 全国都道府県市区町村別人口概数
- 2 全国都道府県市区町村別人口（世帯名簿による人口）
- 3 全国都道府県市区町村別人口及び世帯数（確定数）
- 4 全国速報集計結果（1%抽出集計結果）
- 5 都道府県市区町村別速報集計結果（20%抽出集計結果）（6分冊）
  - 第1部 北海道・東北
  - 第2部 関東
  - 第3部 中部
  - 第4部 近畿
  - 第5部 中国・四国
  - 第6部 九州（含む 沖縄県）
- 6 人口集中地区別人口
- 20%速報集計による市町村別主要結果

### 解説シリーズ

- 1 我が国の人口（1%抽出集計結果による）
- 2 都道府県の人口（全数集計結果による）（都道府県ごとに47分冊）
- 3 日本の人口

### 資料シリーズ

- 1 従業地・通学地（通勤・通学人口及び昼間人口）
- 2 大都市圏の人口
- 3 市町村・人口集中地区の人口階級別集計結果

### 調査区関連シリーズ

- 1 調査区関係資料利用の手引（概要編）
- 2 調査区関係資料利用の手引（標本調査基礎資料編）
- 3 我が国の人口集中地区
- 4 国勢統計区編  
国勢統計区別集計結果  
国勢統計区境界図

### 日本人口地図シリーズ

- ・市区町村別人口分布，市区町村別人口密度 他21主題

## 【昭和55年（1980年）】

### 昭和55年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
- 第2巻 基本集計結果(1)〈人口・世帯の基本属性，労働力状態，産業構成〉
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに48分冊；北海道2分冊）
- 第3巻 基本集計結果(2)〈職業構成・特定世帯の状況〉
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第4巻 抽出詳細集計結果（20%抽出集計結果）
  - その1 全国編（3分冊）
    - 第1部 労働力状態，産業，職業，従業上の地位
    - 第2部 社会経済分類，入居時期・前住地，世帯の家族類型，教育程度，経済構成，家計の収入の種類
    - 第3部 住居の状態，夫婦の労働力状態，母とその同居児
  - その2 都道府県編（都道府県ごとに47分冊）
- 第5巻 従業地・通学地集計結果
  - その1 従業地・通学地による人口－男女・年齢・産業（大分類）（6分冊）
    - 第1部 北海道・東北
    - 第2部 関東
    - 第3部 中部
    - 第4部 近畿
    - 第5部 中国・四国
    - 第6部 九州・沖縄
  - その2 従業地・通学地による人口－職業（大分類）（3分冊）
    - 第1部 北海道・東北・関東
    - 第2部 中部・近畿
    - 第3部 中国・四国・九州・沖縄
  - その3 従業地・通学地による人口－産業・職業（中分類）（20%抽出集計結果）（3分冊）
    - 第1部 北海道・東北・関東
    - 第2部 中部・近畿
    - 第3部 中国・四国・九州・沖縄
  - その4 利用交通手段
- 第6巻 人口移動集計結果
  - その1 転出入人口の基本属性（5分冊）
    - 第1部 北海道・東北
    - 第2部 関東
    - 第3部 中部
    - 第4部 近畿・中国
    - 第5部 四国・九州・沖縄
  - その2 転出入人口の職業構成
  - その3 転出入人口と世帯（20%抽出集計結果）（4分冊）
    - 第1部 全国
    - 第2部 北海道・東北・関東
    - 第3部 中部・近畿
    - 第4部 中国・四国・九州・沖縄
- 第7巻 特別集計結果
  - その1 産業・職業の小分類クロス集計（1%抽出集計結果）
  - その2 三大都市圏の人口移動（主要都市からの転出入人口）

別 巻 我が国の人口集中地区  
確定数 全国都道府県市区町村別人口及び世帯数  
最終報告書 日本の人口（2分冊）

#### 速報シリーズ

- 1 全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）
- 2 抽出速報集計結果（1%抽出集計結果）
  - その1 全国編
  - その2 都道府県編

#### 資料シリーズ

- 1 調査区関係資料利用の手引
- 2 調査区関係資料利用の手引（標本調査基礎資料編）
- 3 通勤・通学人口及び昼間人口
- 4 大都市圏の人口
- 5 市町村・人口集中地区の人口階級別集計結果
- 6 国勢統計区別集計結果
- 7 国勢統計区境界図

#### 解説シリーズ

- 1 我が国の人口
- 2 都道府県の人口（都道府県ごとに47分冊）

#### 日本人口地図シリーズ

- 展示用（四六全判）  
・地域別人口分布，市区町村別人口増減率 他5主題
- 地図帳（A3判）  
・市区町村別特性図36主題（一部時系列）  
・大都市（人口30万以上の市 55市）への通勤・通学人口

#### モノグラフシリーズ

- 1 人口構造—年齢・男女・配偶関係—
- 2 人口移動
- 3 日本人口の地域分布とその変化
- 4 人口の就業状態と産業構成
- 5 職業構造からみた人口
- 6 通勤・通学人口
- 7 教育からみた日本の人口
- 8 高齢人口
- 9 我が国の世帯構成とその変動
- 10 住居の状態

## 【昭和60年（1985年）】

### 昭和60年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
- 第2巻 第1次基本集計結果<人口・世帯の基本属性>
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第3巻 第2次基本集計結果<産業構成>
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第4巻 第3次基本集計結果<職業構成，特定世帯の状況>
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第5巻 抽出詳細集計結果
  - その1 全国編（3分冊）
    - 第1部 就業の状態，産業，職業，従業上の地位，社会経済分類
    - 第2部 世帯の家族類型，世帯の経済構成
    - 第3部 住居の状態，夫婦の労働力状態，母とその同居児
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第6巻 従業地・通学地集計結果
  - その1 従業地・通学地による人口－男女・年齢・産業（大分類）（6分冊）
    - 第1部 北海道・東北
    - 第2部 関東
    - 第3部 中部
    - 第4部 近畿
    - 第5部 中国・四国
    - 第6部 九州・沖縄
  - その2 従業地による人口－職業（大分類）（3分冊）
    - 第1部 北海道・東北・関東
    - 第2部 中部・近畿
    - 第3部 中国・四国・九州・沖縄
  - その3 従業地による人口－産業・職業（中分類）（20%抽出集計結果）
- 第7巻 特別集計結果
  - その1 産業・職業の小分類クロス集計（1%抽出集計結果）
  - その2 産業・職業の小分類クロス集計（20%抽出集計結果）
  - その3 外国人に関する集計
- 別巻 我が国の人口集中地区
- 最終報告書 日本の人口
  - 解説編
  - 資料編

### 速報シリーズ

- 1 全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）
- 2 抽出速報集計結果（1%抽出集計結果）
  - その1 全国編
  - その2 都道府県編

## 摘要データシリーズ

- 1 通勤・通学人口及び昼間人口
- 2 大都市圏の人口
- 3 人口階級別集計結果  
(市町村人口及び市町村人口集中地区人口による集計)
- 4 高齢人口
- 5 高齢者世帯

## 解説シリーズ

- 1 我が国人口の概観
- 2 都道府県の人口(都道府県ごとに47分冊)

## 日本人口地図シリーズ

展示用(四六全判)

- ・市区町村別人口密度等 他4主題

地図帳(A3判)

- ・市区町村別特性図32主題
- ・大都市(人口30万以上の市 60市)への通勤・通学人口図

## 調査区関係資料

- ・調査区関係資料利用の手引

## モノグラフシリーズ

- 1 日本人口の成長と経済発展
- 2 人口移動
- 3 日本女性の社会的地位
- 4 同居児法による日本の出生変動の計測と分析
- 5 都市化構造とその変動
- 6 都市分類
- 7 大都市圏の人口とその生活行動
- 8 日本人口の高齢化と家族構造の変貌
- 9 世帯構成とその地域性

## その他

- ・全国都道府県市町村別人口及び世帯数(確定数)

## 【平成2年（1990年）】

### 平成2年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
- 第2巻 第1次基本集計結果＜人口及び世帯・住居に関する事項＞
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第3巻 第2次基本集計結果＜労働力状態，産業別構成及び教育に関する事項＞
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第4巻 第3次基本集計結果＜職業別構成に関する事項＞
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第5巻 抽出詳細集計結果
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第6巻 従業地・通学地集計結果
  - その1 従業地・通学地による人口－男女・年齢・産業（大分類）
    - 第1部 全国
    - 第2部 都道府県・市区町村（都道府県ごとに47分冊）
  - その2 従業地による人口－職業（大分類）（3分冊）
    - 第1部 北海道・東北・関東
    - 第2部 中部・近畿
    - 第3部 中国・四国・九州・沖縄
  - その3 従業地による人口－産業・職業（中分類）（3分冊）
    - 第1部 北海道・東北・関東
    - 第2部 中部・近畿
    - 第3部 中国・四国・九州・沖縄
- 第7巻 人口移動集計結果
  - その1 転出入人口の基本属性（8分冊）
    - 第1部 全国
    - 第2部 北海道・東北
    - 第3部 関東Ⅰ
    - 第4部 関東Ⅱ
    - 第5部 中部
    - 第6部 近畿
    - 第7部 中国・四国
    - 第8部 九州・沖縄
  - その2 転出入人口の職業構成
- 第8巻 特別集計結果
  - 外国人に関する集計
    - その1 国籍，外国人のいる世帯の家族類型
    - その2 労働力状態，産業，職業，従業上の地位
- 別巻 我が国の人口集中地区
- 最終報告書 日本の人口
  - 解説編
  - 資料編

### 速報シリーズ

- 1 全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）
- 2 抽出速報集計結果（1%抽出集計結果）

### 摘要データシリーズ

- 1 通勤・通学人口及び昼間人口
- 2 大都市圏の人口
- 3 人口階級別人口・世帯数  
(市町村人口及び市町村の人口集中地区人口による)
- 4 高齢者世帯
- 5 子供のいる世帯
- 6 外国人人口・世帯数

### 解説シリーズ

- 1 我が国人口の概観
- 2 都道府県の人口 (都道府県ごとに47分冊)

### 日本人口地図シリーズ

展示用地図 (四六全判)

- ・市区町村別人口密度等

地図帳 (A3判)

- ・市区町村別特性図
- ・大都市 (人口30万以上の市) への通勤・通学人口

### 調査区関係資料

- ・調査区関係資料利用の手引

### その他

- ・全国都道府県市町村別人口及び世帯数 (確定数)

## 【平成7年（1995年）】

### 平成7年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
- 第2巻 人口の男女・年齢・配偶関係，世帯の構成・住居の状態
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第3巻 人口の労働力状態，就業者の産業（大分類）
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第4巻 就業者の職業（大分類），世帯の型
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第5巻 就業者の産業（小分類）・職業（小分類）（抽出集計）
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第6巻 従業地・通学地による人口Ⅰ 人口の男女・年齢，就業者の産業（大分類）
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第7巻 従業地・通学地による人口Ⅱ 就業者の職業（大分類）（3分冊）
  - 第1部 北海道・東北・関東
  - 第2部 中部・近畿
  - 第3部 中国・四国・九州・沖縄
- 第8巻 従業地・通学地による人口Ⅲ 就業者の産業（中分類）・職業（中分類）（抽出集計）（3分冊）
  - 第1部 北海道・東北・関東
  - 第2部 中部・近畿
  - 第3部 中国・四国・九州・沖縄
- 第9巻 外国人に関する特別集計
- 第10巻 親子の同居等に関する特別集計
- 最終報告書 日本の人口
  - 解説編
  - 資料編

### 速報シリーズ

- 1 全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）
- 2 抽出速報集計結果

### 編集・解説シリーズ

- 1 我が国人口の概観
- 2 都道府県の人口（都道府県ごとに47分冊）
- 3 我が国の人口集中地区
- 4 男女，年齢，配偶関係別人口
- 5 世帯と住居
- 6 人口の労働力状態，就業者の産業・職業
- 7 通勤・通学人口及び昼間人口
- 8 大都市圏の人口
- 9 高齢人口と高齢者のいる世帯

## 日本人口地図シリーズ

### 展示用地図

- ・国勢調査でわかる人口密度
- ・国勢調査でわかる人口の増減
- ・国勢調査でわかる人口の高齢化

### 地図帳

- ・市区町村別特性図
- ・大都市への通勤・通学人口図

## 調査区関係資料

- ・調査区関係資料利用の手引

## その他

- ・全国都道府県市町村別人口及び世帯数（確定数）
- ・平成7年国勢調査 調査結果の利用案内（ユーザーズ・ガイド）

## 【平成12年（2000年）】

### 平成12年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
- 第2巻 人口の男女・年齢・配偶関係，世帯の構成・住居の状態
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第3巻 人口の労働力状態，就業者の産業（大分類），教育
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第4巻 就業者の職業（大分類），世帯の型
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第5巻 就業者の産業（小分類）・職業（小分類）（抽出集計）
  - その1 全国編
  - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
- 第6巻 その1 従業地・通学地による人口Ⅰ－人口の男女・年齢，就業者の産業（大分類）
  - 第1部 全国編
  - 第2部 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）その2 従業地・通学地による人口Ⅱ－就業者の職業（大分類）（7分冊）  
その3 従業地・通学地による人口Ⅲ－就業者の産業（中分類）・職業（中分類）（抽出集計）（6分冊）
- 第7巻 その1 人口移動Ⅰ－人口の転出入状況，移動人口の労働力状態，産業（大分類），教育
  - 第1部 全国編
  - 第2部 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）その2 人口移動Ⅱ－移動人口の職業（大分類）
- 第8巻 外国人に関する特別集計結果
- 第9巻 新産業分類特別集計－日本標準産業分類第11回改訂に伴う組替集計結果  
最終報告書 日本的人口  
解説編  
資料編

### 速報シリーズ

- 1 全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）
- 2 抽出速報集計結果

### 編集・解説シリーズ

- 1 我が国人口の概観
- 2 都道府県の人口（都道府県ごとに47分冊）
- 3 我が国の人口集中地区
- 4 男女，年齢，配偶関係，教育の状況別人口
- 5 世帯と住居
- 6 労働力状態，産業，職業別人口
- 7 高齢人口と高齢者のいる世帯
- 8 通勤・通学人口及び昼間人口
- 9 人口移動
- 10 大都市圏の人口

## 日本人口地図シリーズ

(市区町村別の主要な結果について、地図上で視覚的に表した人口地図)

## 調査区関係資料

- ・調査区関係資料利用の手引

## その他

- ・平成12年国勢調査 調査結果の利用案内 (ユーザーズ・ガイド)

## 【平成17年（2005年）】

### 平成17年国勢調査報告

- 第1巻 人口総数
  - 第2巻 人口の男女・年齢・配偶関係，世帯の構成・住居の状態
    - その1 全国編
    - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
  - 第3巻 人口の労働力状態，就業者の産業（大分類）
    - その1 全国編
    - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
  - 第4巻 就業者の職業（大分類），世帯の型
    - その1 全国編
    - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
  - 第5巻 就業者の産業（小分類）・職業（小分類）（抽出集計）
    - その1 全国編
    - その2 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
  - 第6巻 その1 従業地・通学地による人口Ⅰ－人口の男女・年齢，  
就業者の産業（大分類）
    - 第1部 全国編
    - 第2部 都道府県・市区町村編（都道府県ごとに47分冊）
  - その2 従業地・通学地による人口Ⅱ－就業者の職業（大分類）（7分冊）
  - その3 従業地・通学地による人口Ⅲ－就業者の産業（中分類）・  
職業（中分類）（抽出集計）（6分冊）
- 最終報告書 日本の人口  
解説・資料編  
統計表編

### 速報シリーズ

- 1 全国・都道府県・市区町村別人口（要計表による人口）
- 2 抽出速報集計結果

### 人口概観シリーズ

- 1 グラフでみる我が国の人口
- 2 我が国人口の概観
- 3 都道府県の人口（都道府県ごとに47分冊）
- 4 我が国の人口集中地区
- 5 男女・年齢別人口，世帯と住居
- 6 労働力状態，産業，職業別人口
- 7 高齢人口と高齢者のいる世帯
- 8 通勤・通学人口及び昼間人口
- 9 大都市圏の人口

### 日本人口地図シリーズ

（市区町村別の主要な結果について，地図上で視覚的に表した人口地図）

### 調査区関係資料

- ・調査区関係資料利用の手引

### その他

- ・平成17年国勢調査 調査結果の利用案内（ユーザーズガイド）

## 【平成22年（2010年）】

### 平成22年国勢調査報告

- 第1巻 人口・世帯総数
- 第2巻 人口等基本集計結果
  - その1 全国編
  - その2 都道府県編（12分冊）
- 第3巻 産業等基本集計結果
  - その1 全国編
  - その2 都道府県編（12分冊）
- 第4巻 職業等基本集計結果
  - その1 全国編
  - その2 都道府県編（12分冊）
- 第5巻 抽出詳細集計結果
  - その1 全国編
  - その2 都道府県編（12分冊）
- 第6巻 その1 従業地・通学地による人口・産業等集計結果
  - 第1部 全国編
  - 第2部 都道府県編（12分冊）その2 従業地・通学地による職業等集計結果（6分冊）  
その3 従業地・通学地による抽出詳細集計結果（6分冊）
- 第7巻 その1 移動人口の男女・年齢等集計結果（12分冊）  
その2 移動人口の産業等集計結果（12分冊）  
その3 移動人口の職業等集計結果
- 最終報告書 日本の人口・世帯
  - 上巻：解説・資料編
  - 下巻：統計表編

### 速報シリーズ

抽出速報集計結果

### その他

- ・平成22年国勢調査 調査結果の利用案内（ユーザーズガイド）

(注)

このほか、昭和19年、20年、21年、23年に人口調査が行われている。その報告書等は以下のとおりである。

**【昭和19年（1944年）】**

- ・人口調査（集計結果摘要）  
《人口，年齢，従業上の地位，産業別有業者数》

**【昭和20年（1945年）】**（沖縄県は調査していない。）

- ・人口調査（集計結果摘要）  
《人口》

**【昭和21年（1946年）】**（沖縄県は調査していない。）

- ・人口調査（集計結果摘要）  
《人口，農家非農家就業状態，世帯》

**【昭和23年（1948年）】**（沖縄県は調査していない。）

- ・常住人口調査結果報告  
都道府県別常住人口，配給米による人口，保有米による人口及び世帯数

## 参考5 国勢調査に関連するデータ（人口・世帯・住宅等）

国勢調査以外にも、日本の人口や世帯等についてのデータがあります。ここでは、それらの調査から何がわかるかについて簡単に記載しています。

《注意》

組織名，URL及び問い合わせ先の情報は，平成28年2月現在のものです。

### (1) 人口・世帯数についての統計

人口推計（総務省 統計局 統計調査部 国勢統計課）	
提供周期	毎月（都道府県別は毎年）
概要 国勢調査による人口を基に，その後における各月の人口の動きを他の人口関連資料から得て，毎月1日現在の人口及び毎年10月1日現在の都道府県の人口について推計，公表しています。 <b>最新の人口</b> を知りたい場合は，こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/jinsui/index.htm</a>
問い合わせ先	03-5273-1009（直通）

住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（総務省 自治行政局 住民制度課）	
提供周期	毎年
概要 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき，毎年1月1日現在の住民基本台帳に記載されている者の数（住民基本台帳人口）及び世帯数並びに前年1月1日から当該年12月31日までの間の人口動態（住民票の記載及び消除の数）について算出しています。 <b>住民基本台帳上の市町村別の人口や世帯数</b> を知りたい場合は，こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/gaiyou.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/gaiyou.html</a>
問い合わせ先	03-5253-5517（直通）

在留外国人統計（法務省 入国管理局）	
提供周期	毎年6月及び12月
概要 毎年末現在における外国人登録者について，国籍別，都道府県別，在留資格別，男女別等の集計を行っています。 <b>登録されている外国人数</b> を知りたい場合は，こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html">http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html</a>
問い合わせ先	03-3580-4111（代表）

海外在留邦人数調査統計（外務省 領事局 政策課）	
提供周期	毎年
概要 我が国在外公館が毎年10月1日付現在の数値について、それぞれの管轄地域内に在留する邦人数を調査した結果を集計したものです。 <b>海外に滞在する邦人数</b> を知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html</a>
問い合わせ先	03-3580-3311（代表）

国民生活基礎調査（厚生労働省 大臣官房 統計情報部 人口動態・保健社会統計課世帯統計室）	
提供周期	毎年（詳細な調査は3年ごと）
概要 保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする調査です。 <b>最新の世帯類型別世帯数や、世帯類型別の所得</b> などを知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html</a>
問い合わせ先	03-5253-1111（代表）

(2) 人口移動についての統計

住民基本台帳人口移動報告（総務省 統計局 統計調査部 国勢統計課）	
提供周期	毎月
概要 住民基本台帳に基づき、月々の国内の都道府県、大都市間の転入・転出の状況などについて集計しています。 <b>日本国内における人口の移動状況</b> を知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/idou/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/idou/index.htm</a>
問い合わせ先	03-5273-1157（直通）

出入国管理統計（法務省 大臣官房 司法法制部）	
提供周期	毎月
概要 入国管理業務による記録に基づき、外国人の出入国及び日本人の出帰国について集計しています。日本と外国の間における <b>日本人及び外国人の移動状況</b> を知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html">http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html</a>
問い合わせ先	03-3580-4111（代表）

### (3) 人口動態についての統計

人口動態調査（厚生労働省 大臣官房 統計情報部 人口動態・保健社会統計課）	
提供周期	毎月
概要	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生，死亡，婚姻，離婚及び死産数を集計しています。これにより算出される <b>合計特殊出生率</b> などを知りたい場合は，こちらを参照してください。
URL	<a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html</a>
問い合わせ先	03-5253-1111（代表）

生命表（厚生労働省 大臣官房 統計情報部 人口動態・保健社会統計課）	
提供周期	簡易生命表…毎年 完全生命表…5年ごと
概要	ある期間における死亡状況（年齢別死亡率）が今後変化しないと仮定したときに，各年齢の者が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値などを死亡率や平均余命などの指標（生命関数）によって表したものの。0歳の平均余命である <b>平均寿命</b> などを知りたい場合は，こちらを参照してください。
URL	<a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list54-57.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list54-57.html</a>
問い合わせ先	03-5253-1111（代表）

### (4) 将来の人口・世帯数についての推計

将来推計人口・世帯数（国立社会保障・人口問題研究所）	
提供周期	5年ごと
概要	日本の将来推計人口・世帯数を全国のほか，都道府県及び市区町村単位で推計しています。 <b>将来の人口・世帯数の推計，生涯未婚率</b> を知りたい場合は，こちらを参照してください。
URL	<a href="http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Mainmenu.asp">http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Mainmenu.asp</a>
問い合わせ先	03-3595-2984（代表）

### (5) 労働力についての統計

労働力調査（総務省 統計局 統計調査部 労働力人口統計室）	
提供周期	毎月
概要	我が国の就業・不就業の状況を把握することを目的とした調査です。毎月の <b>完全失業率</b> など，最新の労働力状態を知りたい場合は，こちらを参照してください。
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm</a>
問い合わせ先	03-5273-1162（直通）

就業構造基本調査（総務省 統計局 統計調査部 労働力人口統計室）	
提供周期	5年ごと
概要 国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。具体的には、詳細な就業状況や雇用者の年間収入などについて集計、公表しています。 <b>詳細な労働力状態の状況</b> を知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/index.htm</a>
問い合わせ先	03-5273-1190（直通）

(6) 住宅についての統計

住宅・土地統計調査（総務省 統計局 統計調査部 国勢統計課）	
提供周期	5年ごと
概要 我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査です。 <b>空き家率</b> など、詳細な住居に関するデータについて知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm</a>
問い合わせ先	03-5273-1005（直通）

(7) 生活行動についての統計

社会生活基本調査（総務省 統計局 統計調査部 労働力人口統計室）	
提供周期	5年ごと
概要 日々の生活における「時間のすごし方」と1年間の「余暇活動」の状況など、国民の暮らしぶりを明らかにする調査です。 <b>就業時間や自由な時間、家事の時間</b> など、国民がどのように時間を使っているかなどを知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/index.htm</a>
問い合わせ先	03-5273-1163（直通）

(8) 家計消費についての統計

家計調査（総務省 統計局 統計調査部 消費統計課）	
提供周期	毎月
概要 家計の収入・支出、貯蓄・負債などを明らかにする調査です。 <b>家計の収入、支出</b> について知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/kakei/index2.htm#kekka">http://www.stat.go.jp/data/kakei/index2.htm#kekka</a>
問い合わせ先	03-5273-1174（直通）

家計消費状況調査（総務省 統計局 統計調査部 消費統計課）	
提供周期	毎月
概要 購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費やICT関連消費の実態を明らかにする調査です。 <b>高額商品の購入実態</b> について知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/joukyou/index2.htm#kekka">http://www.stat.go.jp/data/joukyou/index2.htm#kekka</a>
問い合わせ先	03-5273-1011（直通）

全国消費実態調査（総務省 統計局 統計調査部 消費統計課）	
提供周期	5年
概要 家計の構造を「所得」、「消費」、「資産」の3つの側面から総合的に把握することを目的として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を明らかにする調査です。 <b>家計資産の状況</b> について知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index2.htm#kekka">http://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/index2.htm#kekka</a>
問い合わせ先	03-5273-1173（直通）

(9) 経済活動についての統計

経済センサス - 基礎調査（総務省 統計局 統計調査部 経済基本構造統計課）	
提供周期	5年ごと（平成21年7月に第1回の調査を実施）
概要 事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とした調査です。 <b>地域別や産業別の事業所数や従業者数</b> などを知りたい場合は、こちらを参照してください。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/index.htm</a>
問い合わせ先	03-5273-1022（直通）

経済センサス - 活動調査 (総務省 統計局 統計調査部 経済統計課 経済産業省 大臣官房調査統計グループ 構造統計室)	
提供周期	5年ごと (平成24年2月に第1回調査実施)
概要 全産業分野の売上 (収入) 金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにします。また、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とし、事業所及び企業の売上高や費用などの経理事項等を調査します。	
URL	(総務省) <a href="http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/kakuho/gaiyo.htm">http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/kakuho/gaiyo.htm</a>
	(経済産業省) <a href="http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html">http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/index.html</a>
問い合わせ先	(総務省) 03-5273-1389 (直通)
	(経済産業省) 03-3501-1511 (代表)

(10) その他

日本統計年鑑 (総務省 統計局 統計情報システム課 統計情報企画室)	
提供周期	毎年
概要 各府省や国内外の機関等が実施した統計調査の結果や業務報告などに基づく重要かつ基本的な統計情報を、国土、人口、経済、社会、文化等の広範な分野にわたって総合的・体系的に整備したものです。	
URL	<a href="http://www.stat.go.jp/data/nenkan/index1.htm">http://www.stat.go.jp/data/nenkan/index1.htm</a>
問い合わせ先	03-5273-1136 (直通)

---

平成27年国勢調査 調査結果の利用案内

－ユーザーズガイド－

平成28年3月 発行

編集・発行

総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

電話 03-5273-2020 (代表)

URL <http://www.stat.go.jp/>

---

